

# 宜野湾市こども計画

(案)

宜野湾市

## 《計画の構成（案）》

- 今回策定する「宜野湾市こども計画」（以下、「本計画」という。）は、以下の構成を想定。
- 本資料は計画原案として整理。

第1章 計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨		P1
	2 計画の対象と位置づけ		P5
	3 計画の期間		P6
第2章 宜野湾市のこども・子育てを取り巻く現状	1 本市の子ども・子育ての状況	統計データ等	P7
	2 アンケート調査結果等の概要	アンケート結果等	P21
	3 現状と課題の整理		P36
第3章 計画の基本的な考え方	1 計画の基本理念		P38
	2 計画の基本目標		P39
	3 施策の体系		P41
	4 計画の重点取り組みと数値目標		P44
第4章 施策の展開	※基本目標ごとの施策詳細		P46
第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策 【子ども・子育て支援事業計画】	1 教育・保育提供区域の設定	市町村子ども・子育て支援事業計画（義務計画）の必須記載事項である各事業の量の見込等を整理	P64
	2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方		P67
	3 教育・保育の量の見込みと確保方策		P69
	4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策		P79
第6章 計画の推進に向けて	1 計画の進行管理手法と体制		P86
	2 庁内及び関係機関等との連携		P86

### 《「こども」の表記について》

「こども基本法」の基本理念を踏まえ、国において平仮名表記の「こども」の使用が推奨されていることから、本計画では、原則として平仮名表記の「こども」を用います。ただし、法令に根拠がある語や固有名詞、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合は除きます。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) こどもに関する政策の動向

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年4月から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

その後、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策について概ね5年間の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これに基づく年度ごとの実行計画として「こどもまんなか実行計画」が令和6年7月に策定されました（実行計画は今後毎年改定）。なお、こども基本法では、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、また、市町村は「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案して、当該自治体でのこども施策についての計画である「こども計画」を策定することが新たに努力義務として課されました。

また、こどもの貧困については、平成25年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び平成26年の「子供の貧困対策に関する大綱」のもと、全国でこどもの貧困対策が推進され、特に全国に比べてこどもの貧困率が突出して高い沖縄県においては、県の重点課題としてこどもの貧困問題に取り組むべく、平成27年度に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定し、市町村や関係機関等との連携のもと、各種取り組みが進められてきました。令和6年6月には、法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、今後、改正法のもとでさらなる取り組みの強化が図られることとなっています。

<こども基本法の概要>

<p>目的 (第1条)</p>	<p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。</p>
<p>「こども」の定義 (第2条)</p>	<p>18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義</p>
<p>「こども施策」の定義 (第2条)</p>	<p>「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取組のこと。          ●大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート          (例：居場所づくり、いじめ対策等)          ●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート          (例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置 など)          ●これらと一体的に行われる施策          (例：教育施策、医療政策、雇用施策〔若者の社会参画支援含む〕 など)</p>
<p>こども施策の基本理念 (第3条)</p>	<p>①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること          ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること          ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること          ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること          ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保          ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</p>
<p>地方公共団体 関連事項</p>	<p>【地方公共団体の責務】(第5条)          地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する</p> <p>【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】(第10条)          都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表)          各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等</p> <p>【こども等の意見の反映】(第11条)          地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる          聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい</p> <p>【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】(第13・14条)          地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う関係機関・団体等の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努める。</p>

<こども大綱の概要>

概要	こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの
こども まんなか 社会	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ： <b>全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会</b>
こども施策に 関する基本的 な方針	<p>①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p> <p>②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</p> <p>③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</p> <p>④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p> <p>⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む</p> <p>⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p>
こども施策に 関する 重要事項	<p><b>【ライフステージを通じた重要事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</li> <li>○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</li> <li>○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</li> <li>○こどもの貧困対策</li> <li>○障害児支援・医療的ケア児等への支援</li> <li>○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</li> <li>○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</li> </ul> <p><b>【ライフステージ別の重要事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠前～幼児期までの切れ目のない保健・医療確保等）</li> <li>○学童期・思春期（質の高い公教育の再生、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援等）</li> <li>○青年期（高等教育の就学支援、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実等）</li> </ul> <p><b>【子育て当事者への支援に関する重要事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てや教育に関する経済的負担の軽減   ○地域子育て支援、家庭教育支援</li> <li>○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</li> <li>○ひとり親家庭への支援</li> </ul>

## (2) 計画策定の目的

本市では平成10年度に「宜野湾市すこやかプラン（児童育成計画）」を策定し、その後、平成15年に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17～26年度の前期・後期にわたる「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、待機児童解消をはじめとした子育て支援や子どもの健全育成等に係る施策を総合的に推進してきました。平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく新制度への対応を中心とした同法に基づく計画として、従来の次世代育成支援対策行動計画も一部継承しつつ、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期（平成27～令和元年度）・第2期（令和2～令和6年度）にわたって新制度に対応した教育・保育等のサービス提供体制の確保等を中心とした取組を進めてきました。

他方、この間、ひとり親家庭の生活の安定と向上を目的とした「宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を平成20年度以降の3次にわたって策定し、また、平成30年度にはこどもの貧困対策に係る計画として「宜野湾市子ども未来応援計画」を策定するなど、子どもや子育て家庭に係る個別分野での施策の強化も図ってきました。

今般、義務計画である「子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画期間が令和6年度に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、子ども基本法・子ども大綱の趣旨も踏まえつつ、本市のこども施策をわかりやすく体系化するとともにより一層充実させることを目的に、上記の関連3計画を一本化し、さらに子ども大綱を勘案して若者対策等も視野に入れた子ども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「宜野湾市こども計画（仮称）」を策定するものです。

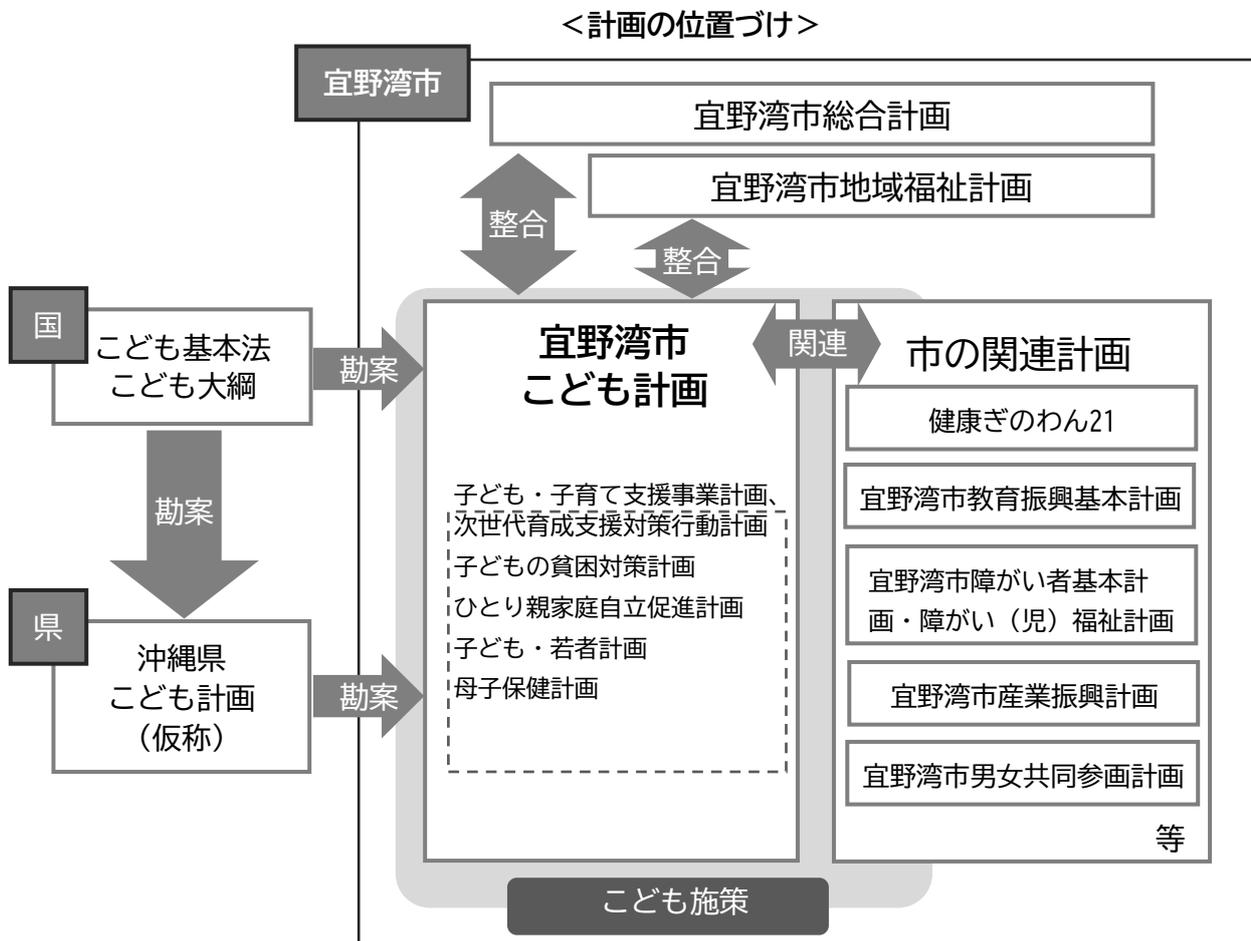
## 2. 計画の対象と位置づけ

### (1) 計画の対象

- この計画の主たる対象は、子どもと子育て家庭（保護者）とします。
- こども基本法では「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されており、この定義を前提としつつも、本計画においては0歳からおおむね30歳未満を対象とし、乳幼児（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）、青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満の若者）で区分し、「子育て家庭」とは妊娠期を含む全ての子育て家庭とします。  
なお、本計画に基づく各施策の対象の年齢等の条件については施策ごとに詳細に定めることとします。

### (2) 計画の位置づけ

- この計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、「第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」にあたる計画です。
- あわせて、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「市町村計画」である「宜野湾市子ども未来応援計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」である「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を継承し、その内容を包含しています。
- また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」の内容を包含しています。
- さらに、本市の最上位計画である「宜野湾市総合計画」をはじめ、「宜野湾市地域福祉計画」「宜野湾市教育振興基本計画」「宜野湾市障がい児福祉計画」等のその他の保健・福祉分野等の個別計画との整合を図るものです。



### 3. 計画の期間

- 計画の期間は、義務計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
- また、計画の進捗状況や国・県の関連法制度の動向等も勘案しつつ、必要に応じて、計画期間の中間年にあたる令和9年度での見直しを実施します。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
<b>本計画</b>					
		● 中間見直し (適宜)		● 次期計画策定	次期計画

## 第2章 宜野湾市の子ども・子育てを取り巻く現状

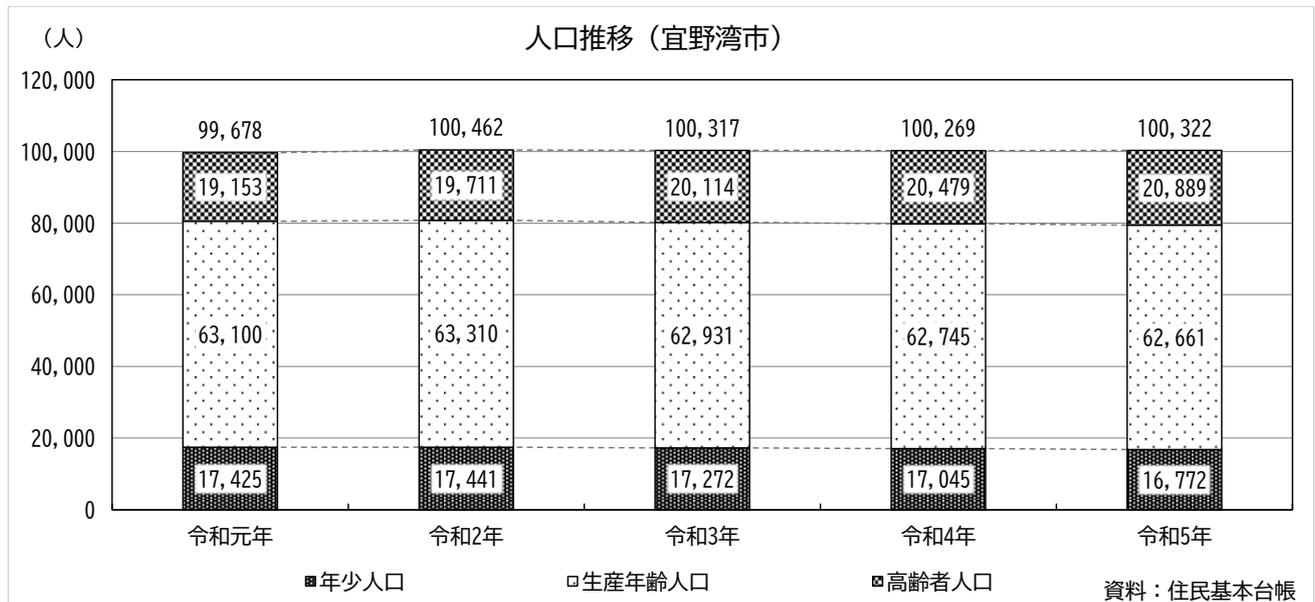
### 1. 本市の子ども・子育ての状況

#### (1) 人口や世帯の状況

##### ①総人口及び年齢3区分別人口の推移

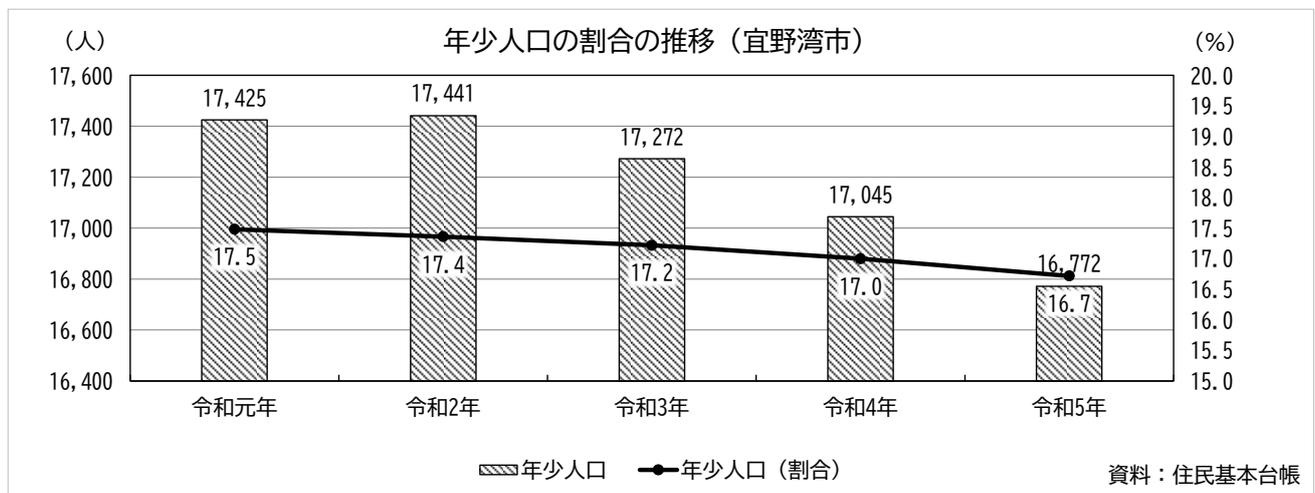
本市の総人口をみると、令和5年は100,322人で、令和元年（99,678人）に比べて644人増加していますが、令和3年以降は概ね横ばいにて推移しています。

年齢3区分の人口推移をみると、0歳から14歳までの年少人口と、15歳から64歳までの生産年齢人口においては減少傾向となっておりますが、65歳以上の高齢者人口では増加傾向となっております。



##### ②年少人口割合の推移

本市の年少人口（0～14歳）は、減少傾向で推移しており、総人口に占める年少人口の割合は令和元年の17.5%から令和5年には16.7%と、0.8ポイント減となっております。



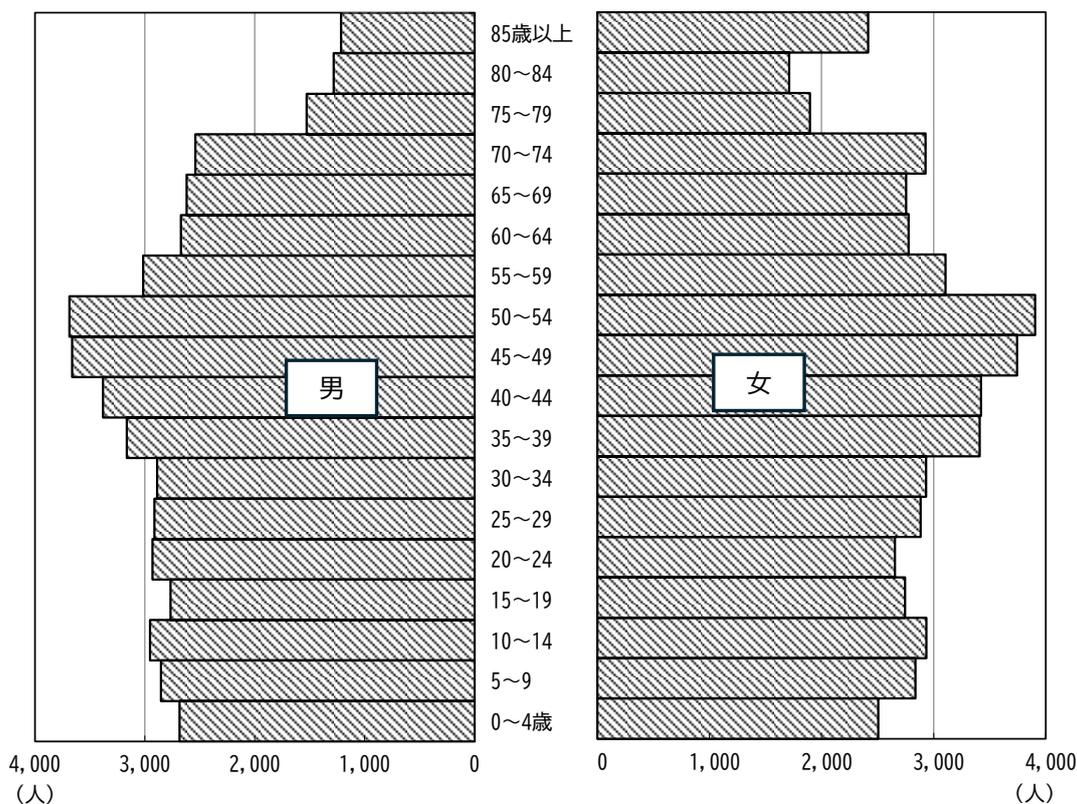
### ③人口ピラミッド（年齢5歳階級）の状況

本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに人口が最も多い年齢層は、「50～54歳」となっています。ピラミッドの形状をみると、「つぼ型」と「つりがね型」を合わせた形状となっています。

「つぼ型」の形状は、一般的に少子高齢化が進んだ状況とされていますが、「つりがね型」は「つぼ型」に比べて年少人口が比較的安定しており、大きな人口減少にはならないとされています。

本市においては高齢者人口の増加はみられるものの、30～40代の子育て世代により出生数がある程度維持されている状況にあることがうかがえます。一方で、「0～4歳」の人口をみると、5歳以上と比べて減少しており、直近の出生数が減少傾向にあることがわかります。

人口ピラミッド（令和5年）  
（宜野湾市）

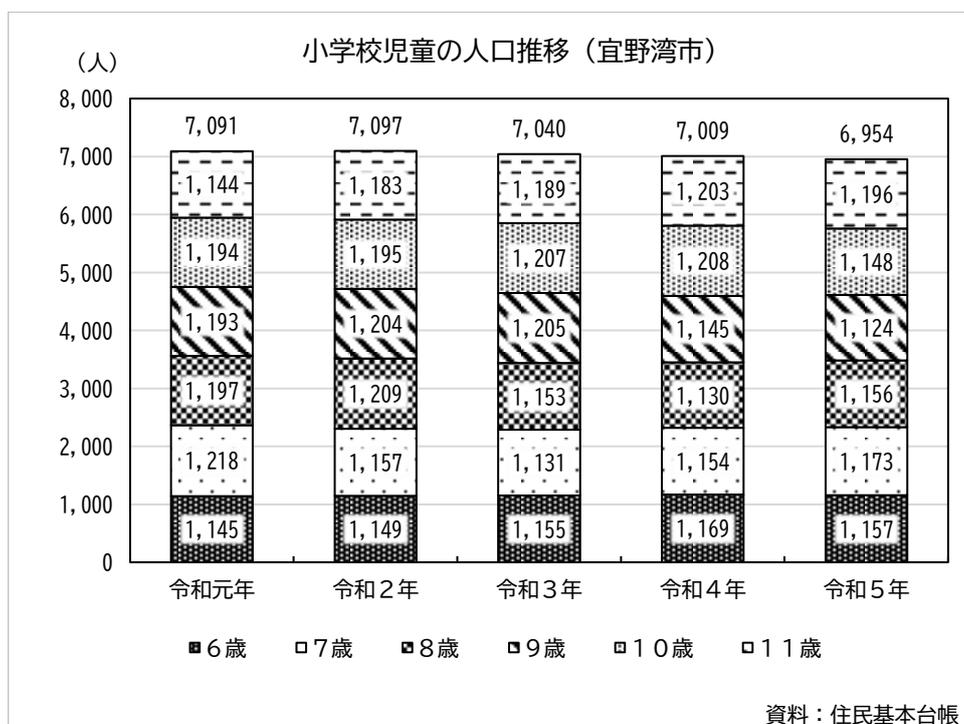
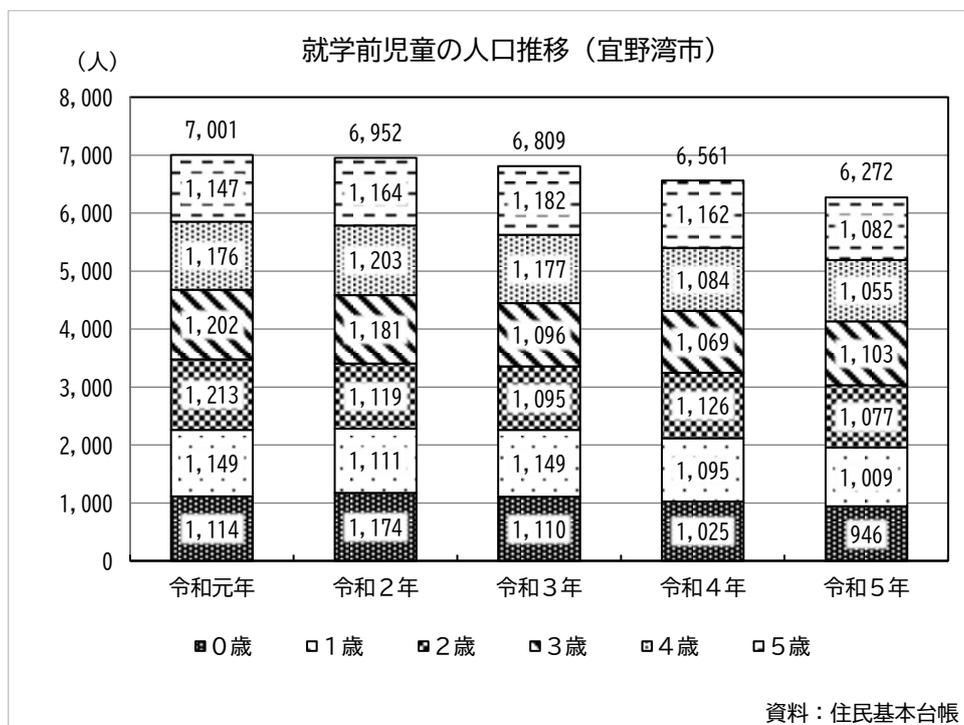


資料：住民基本台帳

④児童人口の推移（小学校入学前の0～11歳人口）

本市の就学前児童人口は減少傾向で推移しており、令和元年の7,001人から令和5年では6,272人と、729人減少しています

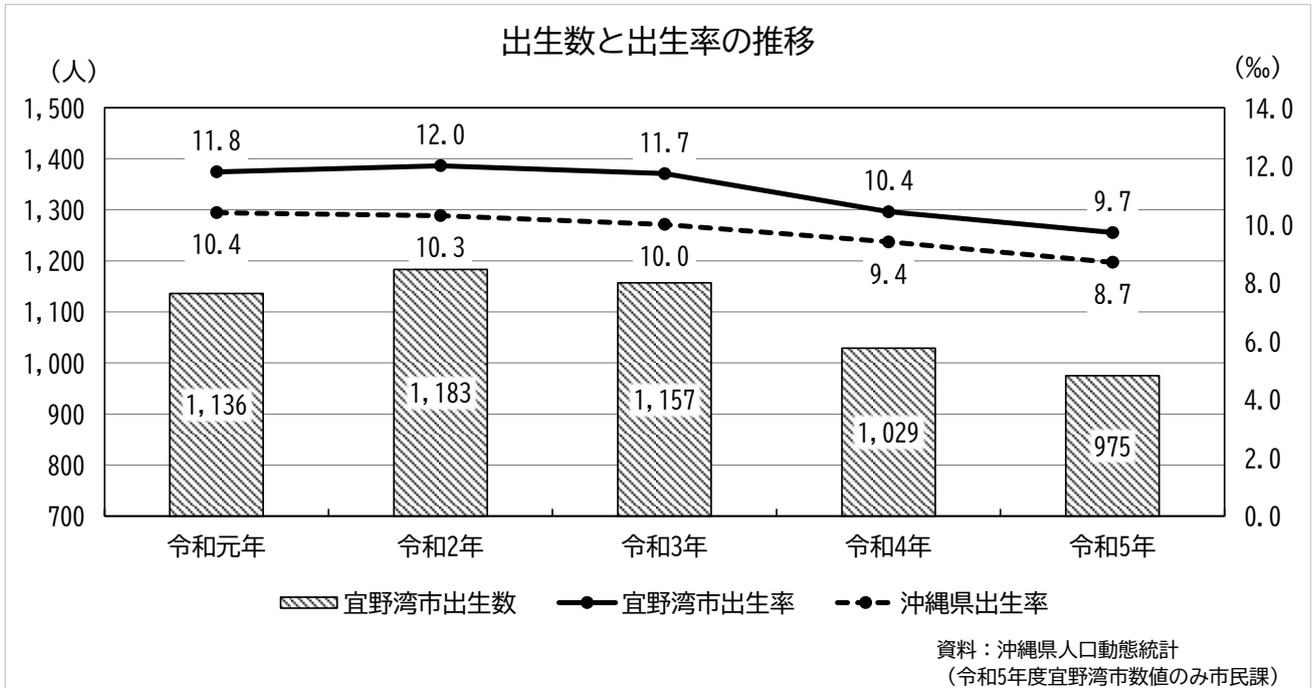
また、小学校児童人口も微減傾向で推移しており、令和元年の7,091人から令和5年では6,954人と、137人減少しています。



⑤出生数と出生率の推移

令和元年からの出生数の推移をみると、令和2年以降減少傾向が続き、令和5年には1,000人を下回っています。

出生率（人口千対）は令和5年で9.7%と令和元年と比べて2.1ポイント減少しており、令和2年以降、低下傾向にあります。ただし、沖縄県の出生率と比較すると、本市は県全体に比べても高い水準を維持できています。



⑥合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成25年～29年の1.95をピークに、平成30年～令和4年は1.82と減少しています。

沖縄県と比較すると、ほぼ同水準で推移しています。

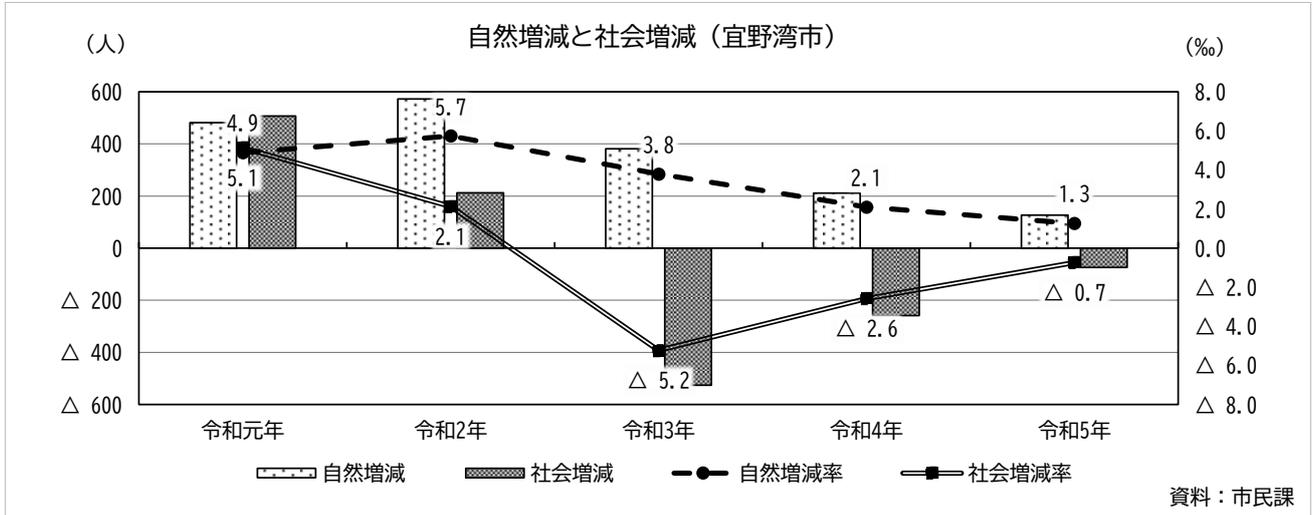
	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
宜野湾市	1.83	1.70	1.85	1.95	1.82
沖縄県	1.83	1.74	1.86	1.93	1.80
全国	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態統計・特殊報告

⑦自然増減と社会増減の状況

自然増減（出生数から死亡者数を引いた値）をみると、出生数が死亡者数を上回る自然増の状況が続いていますが、自然増の割合は令和2年の5.7%をピークに低下傾向にあります。

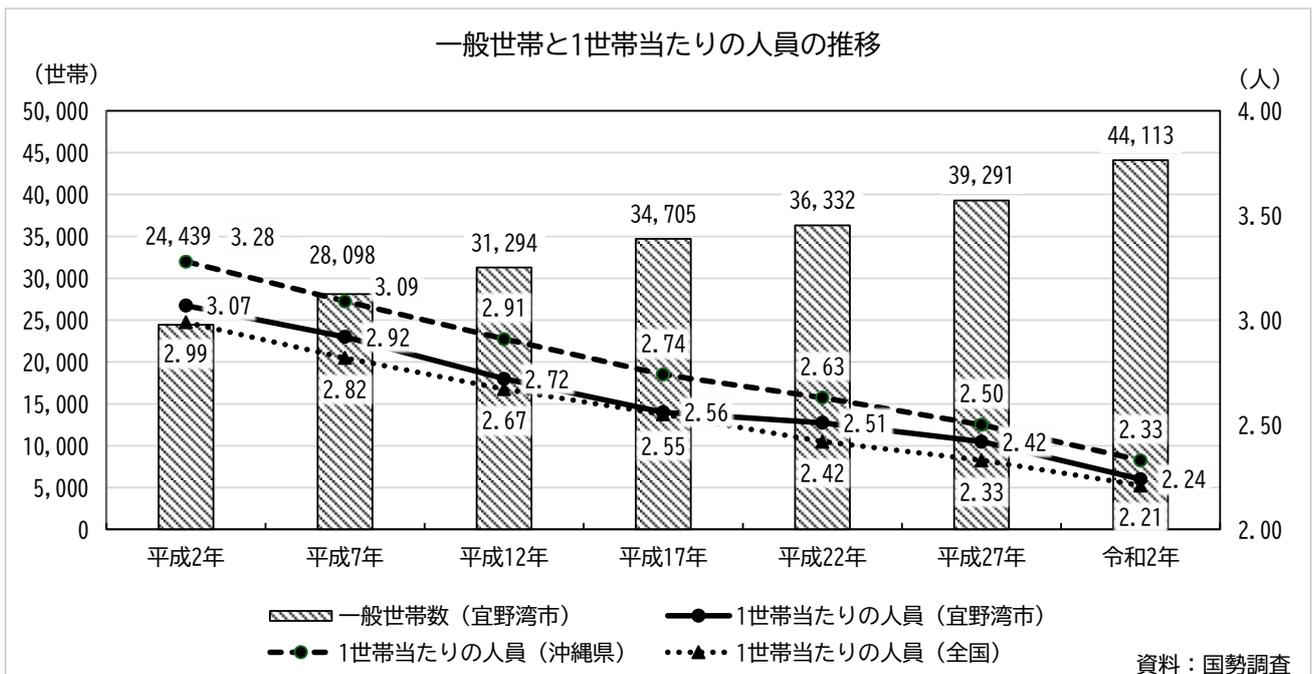
社会増減（転入者数から転出者数を引いた値）をみると、令和3年以降は転出者数が転入者数を上回る社会減が続いています。



⑧世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

世帯数及び1世帯あたりの人員をみると、令和2年は44,113世帯、1世帯あたり人員2.24人となっています。1世帯あたりの人員は沖縄県平均の2.33人を下回っていますが、全国平均の2.21人は上回っています。

世帯数と1世帯あたりの人員の推移をみると、世帯数は増加傾向、1世帯あたりの人員は減少傾向が続いており、高齢化の進展による単身世帯や夫婦世帯の増加が出生数を上回る状況にあることが考えられます。



## (2) 雇用や就労の状況

### ①就労状況等

令和2年国勢調査における本市の就業者総数は36,086人であり、労働力率（総数における就業者数と完全失業者数の割合）は65.0%となっています。

また、女性の就業者は17,105人で就業者総数の47.4%を占めています。この割合は増加傾向にあり、平成12年と比較して5.9ポイント増加しています。

#### 15歳以上 労働力人口の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	68,187	72,424	74,292	77,540	79,417
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就業者総数	35,726	35,645	37,349	37,853	36,086
労働力率	60.0%	59.9%	61.9%	62.1%	65.0%
男性就業者数	20,882	20,189	20,612	20,493	18,981
就業者における男性の割合	58.5%	56.6%	55.2%	54.1%	52.6%
女性就業者数	14,844	15,456	16,737	17,360	17,105
就業者における女性の割合	41.5%	43.4%	44.8%	45.9%	47.4%
完全失者総数	3,953	5,115	4,386	2,585	2,152
完全失業率	10.0%	12.5%	10.5%	6.4%	5.6%
非労働力人口	26,410	27,334	25,738	24,674	20,621
非労働力率	40.0%	40.1%	38.1%	37.9%	35.0%

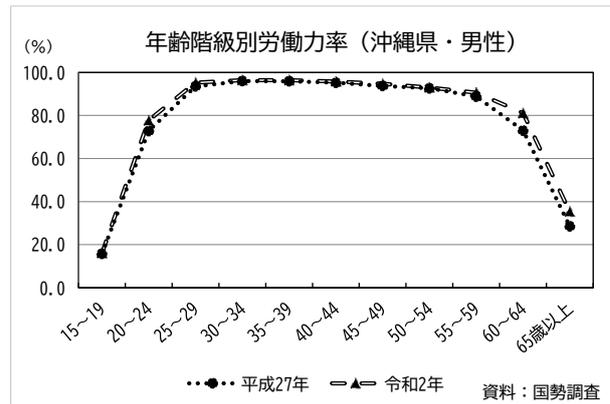
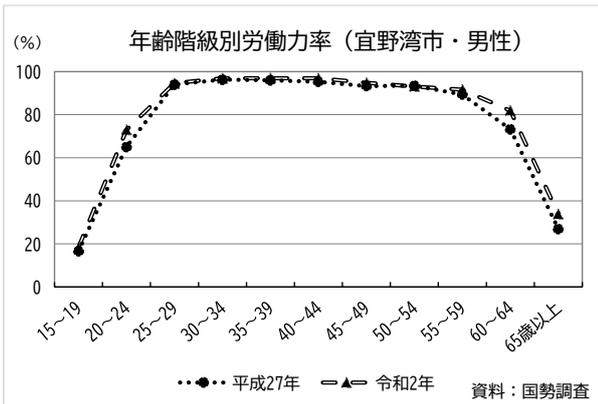
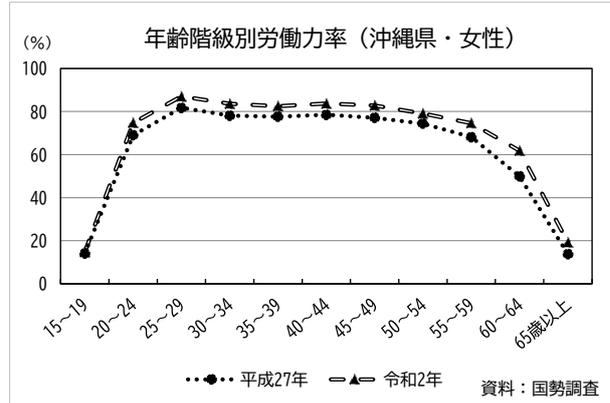
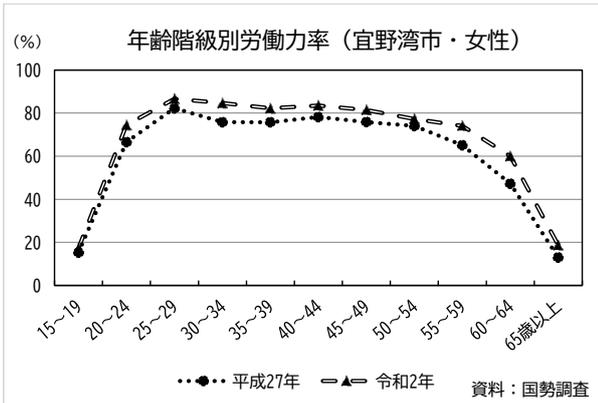
資料：国勢調査

## ②年齢階級別労働力率の状況

年齢階級別の労働力率のグラフをみると、女性では30代を中心に若干の落ち込みが見られる M 字型となっていますが、男性では概ね逆 U 字型となっています。女性における30代の労働力の落ち込みは出産・育児によるものと考えられます。

平成27年と令和2年を比較すると、女性では全体的に労働力率が上がっており、女性の社会進出による影響だと考えられます。男性では60～64歳において労働力率が上がっており、定年の引上げ等、高齢者の雇用に関する変化が見られます。

また、本市と沖縄県では大きな違いは見られません。



### ③産業構造

男女別の産業構造をみると、男性における産業構造は、年代に関わらず、「建設業」、「卸売業、小売業」の占める割合が高くなっています。

女性においては、年代に関わらず、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の占める割合が高くなっています。

本市は男女ともに沖縄県と同様の産業構造となっています。

男女別年齢別産業構造

単位：％

男性	総数			20代			30代			40代		
	宜野湾市	沖縄県	全国									
農業、林業	0.9	4.9	3.5	0.3	1.7	1.4	0.5	2.3	1.8	0.9	2.6	1.7
建設業	14.8	14.3	10.9	11.3	12.3	8.6	13.7	12.4	9.2	14.7	14.2	11.8
製造業	4.6	5.2	19.7	3.6	4.7	21.1	5.1	5.2	22.7	5.2	5.6	22.0
卸売業、小売業	14.8	12.3	13.1	20.2	15.4	14.3	14.5	13.0	13.1	14.4	12.2	13.3
宿泊業、飲食サービス業	5.5	6.4	3.7	10.0	9.8	6.3	5.1	6.5	3.0	4.7	6.0	3.1
医療、福祉	8.2	8.1	5.9	8.0	8.1	6.3	10.9	10.5	7.6	8.7	9.2	5.8

単位：％

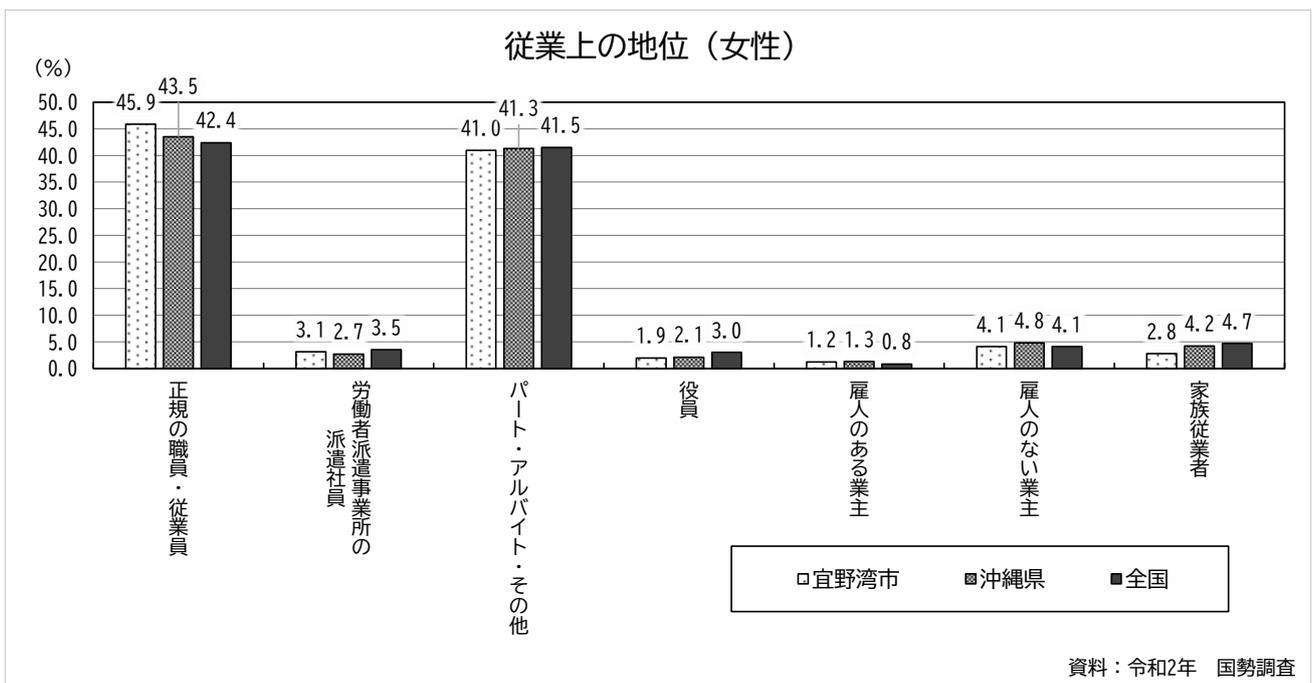
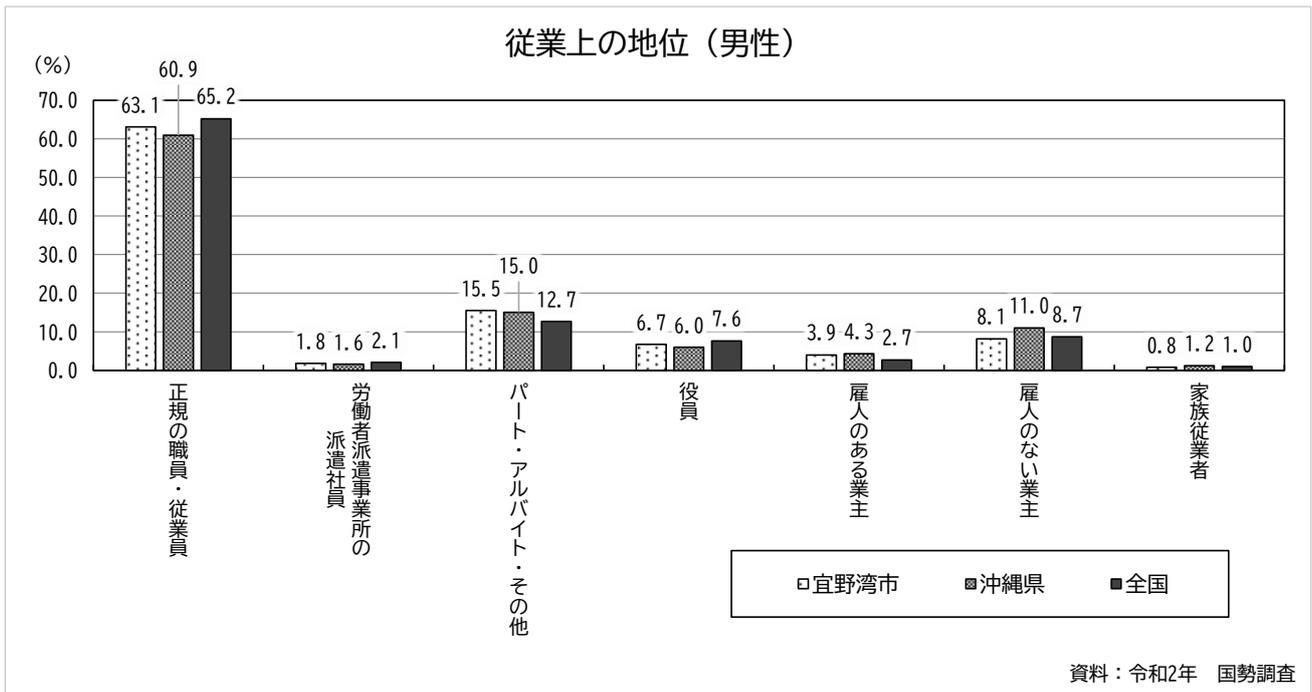
女性	総数			20代			30代			40代		
	宜野湾市	沖縄県	全国									
農業、林業	0.3	2.1	2.8	0.2	0.5	0.7	0.3	1.0	1.2	0.2	1.2	1.2
建設業	3.1	2.8	2.8	2.1	1.5	1.9	3.2	2.9	2.7	3.6	3.2	3.3
製造業	4.0	4.0	10.9	3.0	2.7	10.7	3.0	3.3	11.4	3.7	3.9	12.0
卸売業、小売業	18.1	16.3	17.9	21.0	17.5	17.8	17.1	15.0	17.1	17.2	15.4	17.8
宿泊業、飲食サービス業	8.2	10.1	7.4	10.6	12.7	8.7	6.2	7.8	5.7	6.5	7.7	6.3
医療、福祉	23.5	24.5	22.1	22.9	23.7	22.1	26.1	26.1	24.1	23.0	25.6	23.4

資料：令和2年 国勢調査

#### ④従業上の地位

従業上の地位をみると、本市の男性では、「正規の職員・従業員」の割合が63.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他」が15.5%、「雇人のいない業主」が8.1%となっており、他の従業上の地位は10%以下となっています。また、沖縄県平均及び全国平均と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合は、沖縄県平均に比べ高いものの、全国平均に比べ低い状況となっています。

女性においても、「正規の職員・従業員」の割合が45.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他」が41.0%、他の従業上の地位は5%以下となっています。また、沖縄県平均及び全国平均と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合が高くなっています。



### (3) 婚姻・離婚やひとり親世帯の状況

#### ①婚姻・離婚の動向

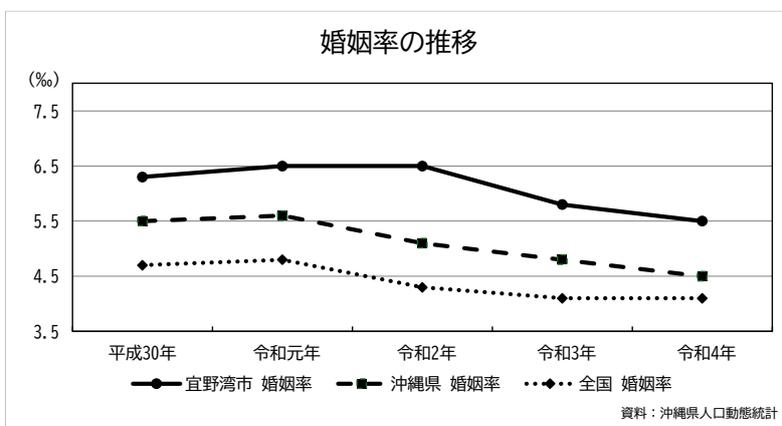
婚姻率（人口千対）は、令和元年及び2年の6.5%をピークに減少傾向が続き、令和4年は5.5%で547件となっています。沖縄県や全国と比較すると、すべての年において高い値を示しています。

離婚率（人口千対）は、令和4年は2.47%で244件となっています。全国と比較すると、いずれの年においても高い値となっており、沖縄県と比較してもやや高い傾向となっています。

婚姻率の推移 (単位：%)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宜野湾市	婚姻率	6.3	6.5	6.5	5.8	5.5
	婚姻件数	608	631	645	572	547
沖縄県	婚姻率	5.5	5.6	5.1	4.8	4.5
全国	婚姻率	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1

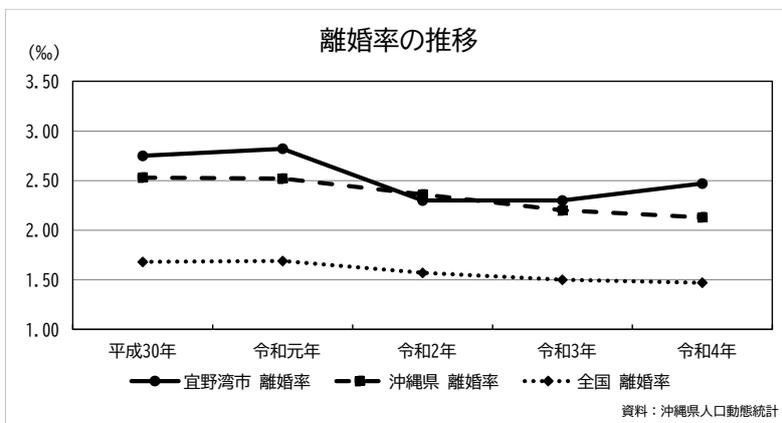
資料：沖縄県人口動態統計



離婚率の推移 (単位：%)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宜野湾市	離婚率	2.75	2.82	2.30	2.30	2.47
	離婚件数	264	272	227	227	244
沖縄県	離婚率	2.53	2.52	2.36	2.20	2.13
全国	離婚率	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47

資料：沖縄県人口動態統計

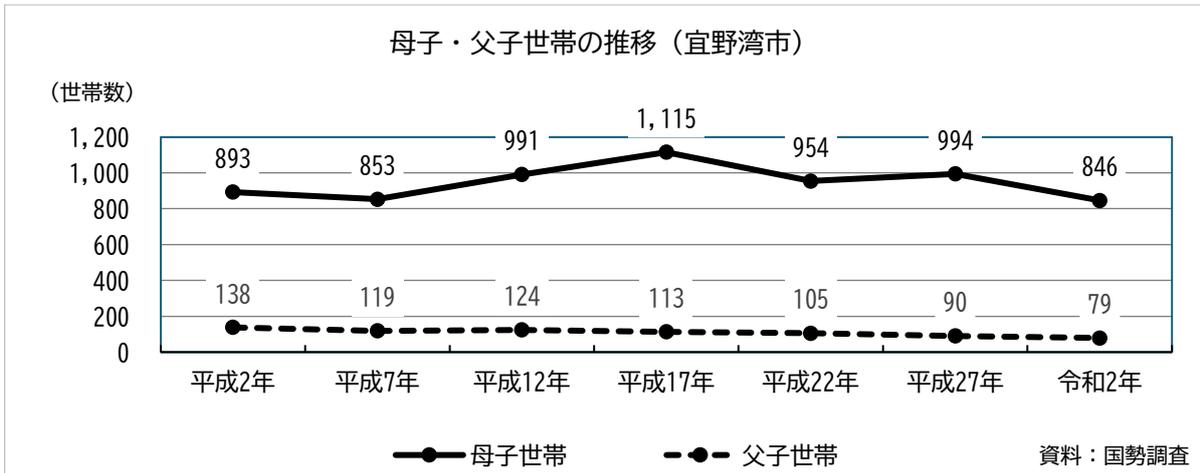


### ②ひとり親世帯の推移

母子・父子世帯の推移をみると、令和2年は母子世帯が846世帯、父子世帯が79世帯となっています。本市の一般世帯（家族類型「不詳」を含む44,163世帯）のうち、母子世帯は1.9%、父子世帯は0.18%を占めています。

推移をみると、母子世帯は増減を繰り返していますが、令和2年は減少し、平成2年以降最も少なくなっています。また、父子世帯については減少傾向が続いています。

なお、国勢調査の数値は、他の世帯員が同居しているケースは含んでおらず、児童扶養手当の受給者とは定義が異なることに留意する必要があります。



### ③児童扶養手当受給者の推移

令和5年度の児童扶養手当受給者は1,548人で、その内訳は母子世帯が9割以上、父子世帯が1割以下となっています。

平成元年度からの推移をみると、受給者数は1,600人前後で増減を繰り返しています。

児童扶養手当受給者の推移

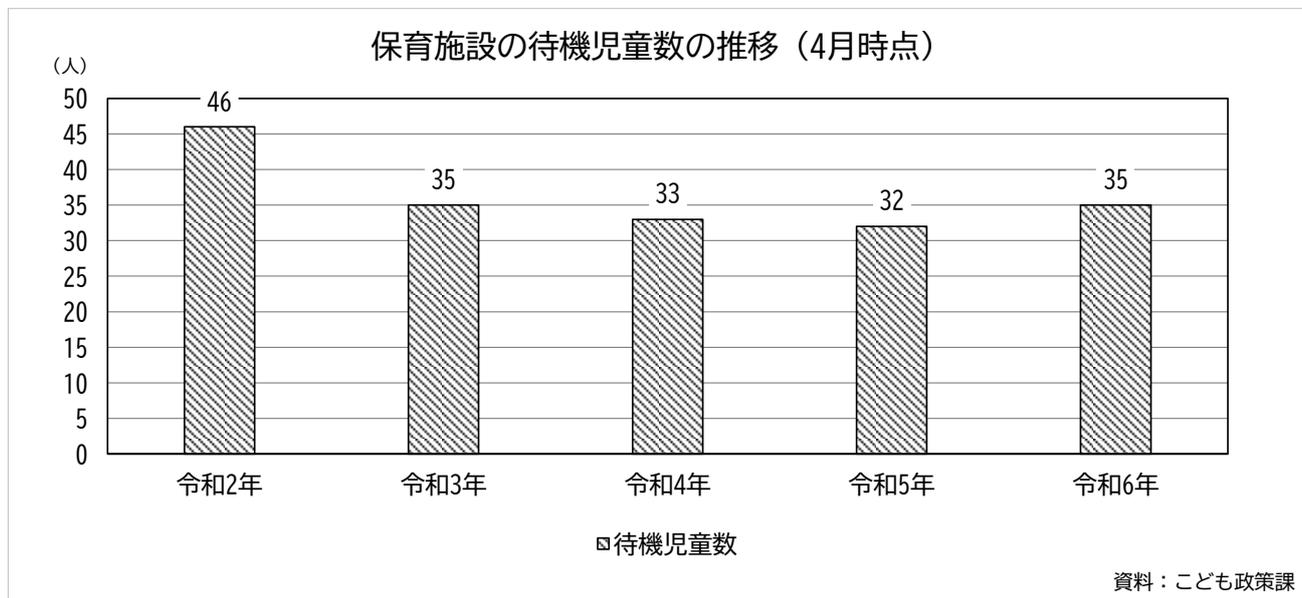
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（人）	1,562	1,567	1,611	1,573	1,548
母子世帯 （養育者世帯含む）	1,439	1,456	1,496	1,458	1,435
	92.1%	92.9%	92.9%	92.7%	92.7%
父子世帯	123	111	115	115	113
	7.9%	7.1%	7.1%	7.3%	7.3%

資料：令和6年度版宜野湾市福祉保健の概要

#### (4) その他のこども・若者や子育てに関する状況

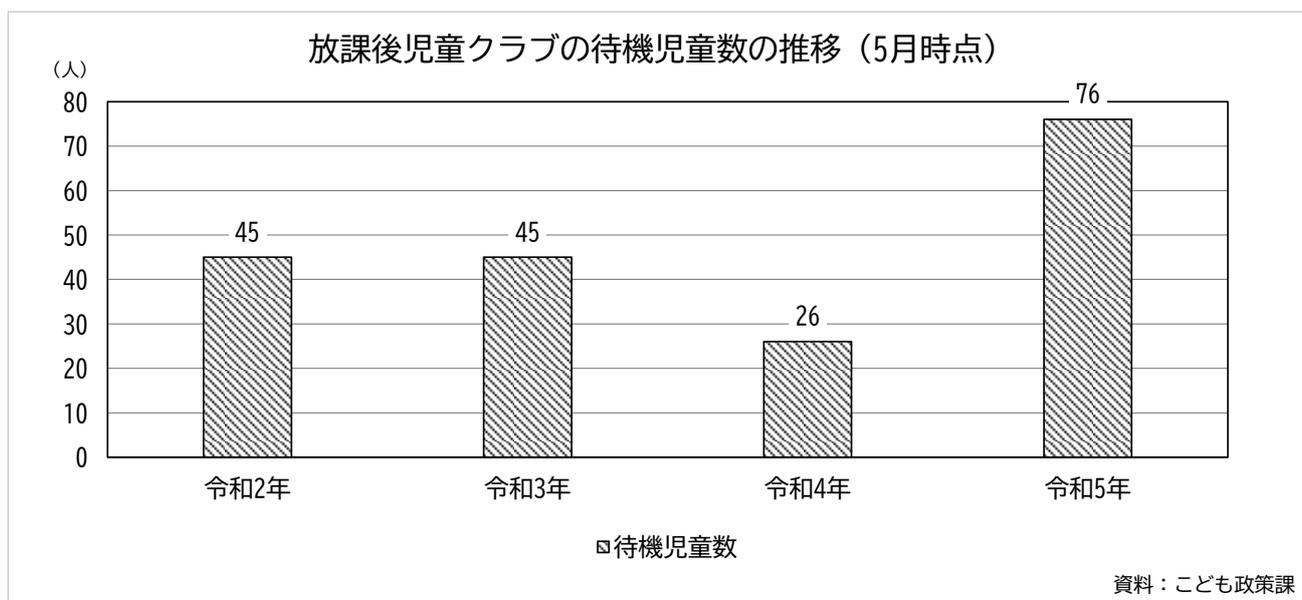
##### ①保育施設の待機児童数

保育施設における待機児童数をみると、令和2年から3年にかけて11人減少しましたが、令和3年以降は横ばいにて推移しています。保育ニーズに対する利用定員数（整備量）は上回っていますが、保育士不足等により待機児童の解消には至っていない状況です。



##### ②放課後児童クラブの待機児童数

放課後児童クラブにおける待機児童数をみると、増減を繰り返しながら推移しています。地域ニーズのマッチング等の理由により待機児童の解消には至っていない状況です。



### ③障害者手帳交付状況

障害者手帳の交付状況をみると、身体が横ばい傾向、知的と精神は増加傾向にあります。全体に占める18歳未満の手帳交付状況をみると、身体は2～3%、知的は30%程度、精神は3%程度となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

障害者手帳交付状況

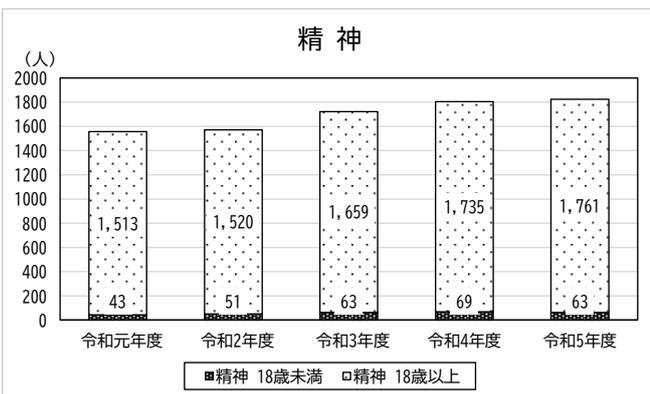
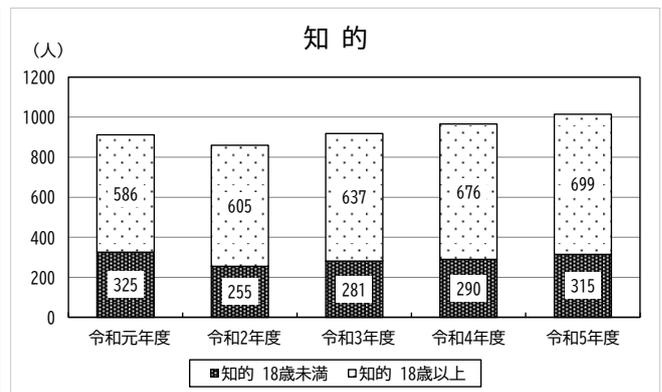
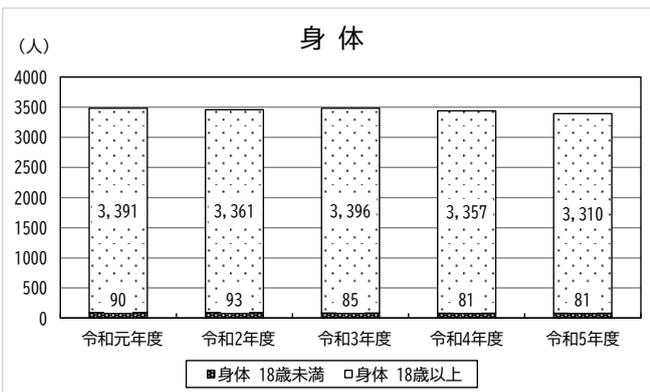
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体	18歳未満	90	93	85	81	81
	(全体に占める割合)	2.6%	2.7%	2.4%	2.4%	2.4%
	18歳以上	3,391	3,361	3,396	3,357	3,310
	合計	3,481	3,454	3,481	3,438	3,391
知的	18歳未満	325	255	281	290	315
	(全体に占める割合)	35.7%	29.7%	30.6%	30.0%	31.1%
	18歳以上	586	605	637	676	699
	合計	911	860	918	966	1,014
精神	18歳未満	43	51	63	69	63
	(全体に占める割合)	2.8%	3.2%	3.7%	3.8%	3.5%
	18歳以上	1,513	1,520	1,659	1,735	1,761
	合計	1,556	1,571	1,722	1,804	1,824

身体…身体障害者手帳交付者

知的…療育手帳交付者

精神…精神障害者保健福祉手帳交付者

資料：令和6年度版 宜野湾市福祉保健の概要



#### ④中学校・高校卒業後の生徒の進路状況

中学校卒業後の進路をみると、令和5年3月卒業の生徒の高等学校進学率は97.3%で、沖縄県平均（97.5%）とほぼ同水準です。

高等学校卒業後の進路をみると、令和5年3月卒業の生徒の大学進学率は53.9%と、初めて50%を超え、沖縄県平均（46.3%）と比較して高い水準となっています。

中学卒業後の進路状況

区分		卒業者 総数	高等学校等 進学者	専修学校等 進・入学者	公共職業能 力開発施設 等入学者	就職者	左記以外 の者	高等学校等 進学率 (%)	卒業者に占 める就職者 の割合(%)
年度									
宜野湾市	令和元年3月卒	977	942	10	-	1	24	96.4	0.1
	令和2年3月卒	950	914	1	1	15	19	96.2	1.1
	令和3年3月卒	933	906	5	2	7	13	97.1	0.5
	令和4年3月卒	983	973	2	-	2	6	99.0	0.1
	令和5年3月卒	962	936	1	1	7	17	97.3	0.5
沖縄県（令和5年3月卒）		16,506	16,088	66	9	108	235	97.5	0.5

高等学校卒業後の進路状況

区分		卒業者 総数	大学等 進学者	専修学校 (専門課程) 進学者	専修学校 (一般課程) 等入学者	公共職業能 力開発施設 等入学者	就職者	一時的な 仕事に 就いた者	左記以外 の者	大学等 進学率 (%)	卒業者に占 める就職者 の割合(%)
年度											
宜野湾市	令和元年3月卒	861	373	216	3	7	88	5	169	43.3	10.2
	令和2年3月卒	877	404	155	66	9	87	-	156	46.1	11.6
	令和3年3月卒	869	380	159	90	8	73	-	159	43.7	8.4
	令和4年3月卒	868	424	159	98	14	47	-	126	48.8	5.4
	令和5年3月卒	822	443	117	89	9	50	-	114	53.9	6.1
沖縄県（令和5年3月卒）		13,628	6,307	3,422	282	265	1,861	-	1,490	46.3	13.5

※「一時的な仕事に就いた者」は令和2年以降項目になし

資料：学校基本調査

⑤要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率

要保護児童生徒数をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度については平成26年度以降最も少ない131人となっています。一方で、準要保護児童生徒数をみると、平成28年度から平成29年度にかけて大きく増加して以降2,000人以上にて推移しており、令和5年度については令和元年度以降最も多い2,229人となっています。要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は2,360人、就学援助率は24.8%と、令和元年度以降最も高い数値となっています。

就学援助率について、沖縄県と比較するとやや高い水準で推移しており、国と比較すると10%程度高い水準で推移しています。

要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
宜野湾市	要保護及び準要保護児童生徒数	要保護児童生徒数(a)	165	183	168	190	199	179	160	172	162	131
		準要保護児童生徒数(b)	1,798	1,810	1,853	2,271	2,468	2,133	2,049	2,162	2,149	2,229
		要保護・準要保護児童生徒数合計(c)=(a)+(b)	1,963	1,993	2,021	2,461	2,667	2,312	2,209	2,334	2,311	2,360
	公立小中学校児童生徒数(d)	9,187	9,231	9,292	9,307	9,399	9,393	9,458	9,503	9,524	9,505	
	就学援助率	要保護児童生徒数(a)/(d)	1.8%	2.0%	1.8%	2.0%	2.1%	1.9%	1.7%	1.8%	1.7%	1.4%
準要保護児童生徒数(b)/(d)		19.6%	19.6%	19.9%	24.4%	26.3%	22.7%	21.7%	22.8%	22.6%	23.5%	
要保護・準要保護児童生徒数合計(c)/(d)		21.4%	21.6%	21.7%	26.4%	28.4%	24.6%	23.4%	24.6%	24.3%	24.8%	
沖縄県	就学援助率	要保護児童生徒数(a)/(d)	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	-
		準要保護児童生徒数(b)/(d)	18.5%	18.9%	20.0%	22.1%	23.4%	22.9%	22.8%	22.7%	22.5%	-
		要保護・準要保護児童生徒数合計(c)/(d)	20.2%	20.4%	21.6%	23.6%	24.8%	24.2%	24.1%	24.0%	23.6%	-
全国	就学援助率	要保護児童生徒数(a)/(d)	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	-
		準要保護児童生徒数(b)/(d)	13.9%	13.8%	13.7%	13.6%	13.5%	13.4%	13.4%	13.2%	13.0%	-
		要保護・準要保護児童生徒数合計(c)/(d)	15.4%	15.2%	15.0%	15.0%	14.7%	14.5%	14.4%	14.2%	14.0%	-

※沖縄県及全国の令和5年度数値は未公表

資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

## 2. アンケート調査結果等の概要

本計画の策定にあたり、本市の子ども・子育て家庭の実態や施策ニーズを把握するため、以下の調査を実施しました。

調査名	調査概要
(1) 子ども・子育てに関する ニーズ調査	調査対象者：宜野湾市内在住の就学前児童の保護者 調査手法：郵送での配布回収（住民基本台帳より無作為抽出） 調査期間：令和5年11月20日～令和5年12月20日 配布件数：3,500件 回収件数：1,723件（回収率：49.2%）
	調査対象者：宜野湾市内の小学校児童の保護者（全54クラス） 調査手法：市内9小学校の各学年1クラスの児童に対して学校経由で配布回収（WEB 併用） 調査期間：令和5年11月20日～令和5年12月15日 配布件数：1,700件 回収件数：1,041件（回収率：61.2%）
(2) 子ども未来応援計画 策定に係るアンケート 調査	調査対象者：宜野湾市立小学校・中学校に通う、小学5年生・中学2年生及びその保護者 調査手法：各学校の在籍児童生徒数に応じ、1～3クラスを対象に、学校経由で調査票を配布回収（WEB 併用） 調査期間：令和5年11月20日～令和5年12月15日 配布件数：＜小学5年生＞450件＜中学2年生＞400件 ＜小学5年生保護者＞450件＜中学2年生保護者＞400件 回収件数：＜小学5年生＞342件（回収率：76.0%） ＜中学2年生＞297件（回収率：74.3%） ＜小学5年生保護者＞224件（回収率：49.8%） ＜中学2年生保護者＞181件（回収率：45.3%）
	調査対象者：宜野湾市内在住の令和5年度に17歳になる子ども及びその保護者 調査手法：郵送での配布回収（住民基本台帳より無作為抽出）（WEB 併用） 調査期間：令和5年11月20日～令和5年12月20日 配布件数：＜17歳＞500件＜17歳保護者＞500件 回収件数：＜17歳＞106件（回収率：21.2%） ＜17歳保護者＞120件（回収率：24.0%）
(3) ひとり親家庭自立促進 計画 策定に係るアンケート 調査	調査対象者：宜野湾市内在住の児童扶養手当等受給者 調査手法：現況届等の通知にアンケート調査票を同封し、紙に記入して提出（WEB 併用） 調査期間：令和5年7月14日～令和5年9月29日 配布件数：1,622件 回収件数：1,122件（回収率：69.2%）

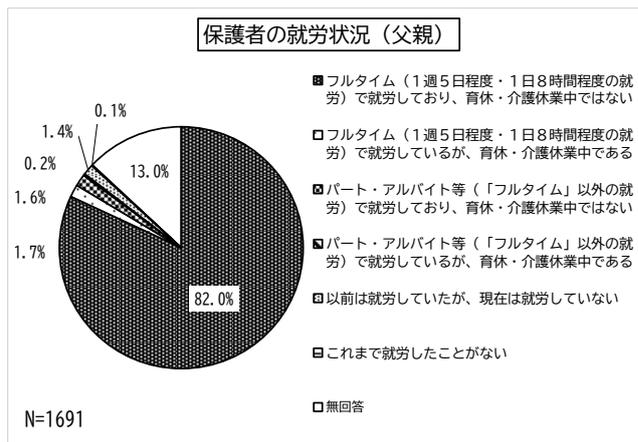
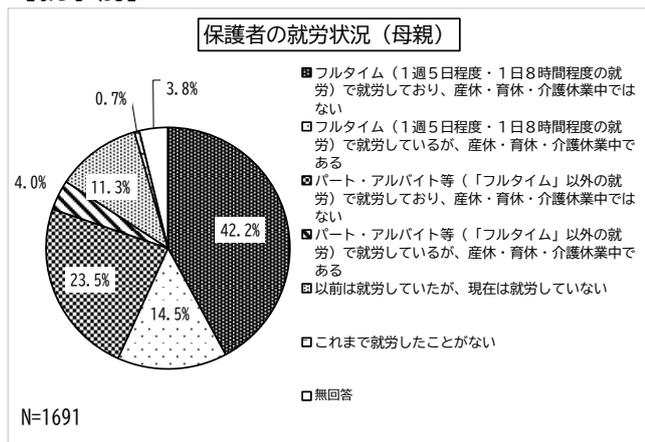
## (1) 子ども・子育てに関するニーズ調査

### ①保護者の就労状況

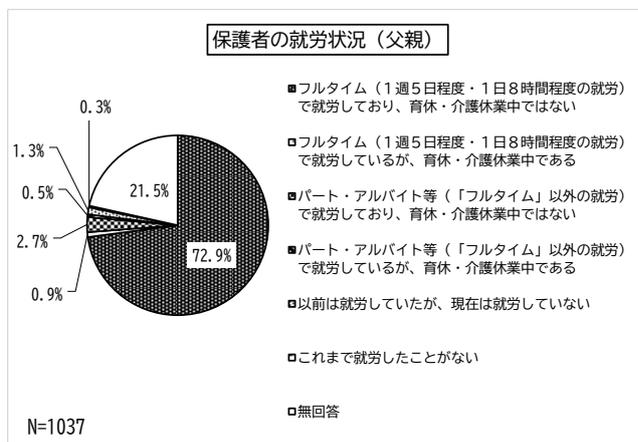
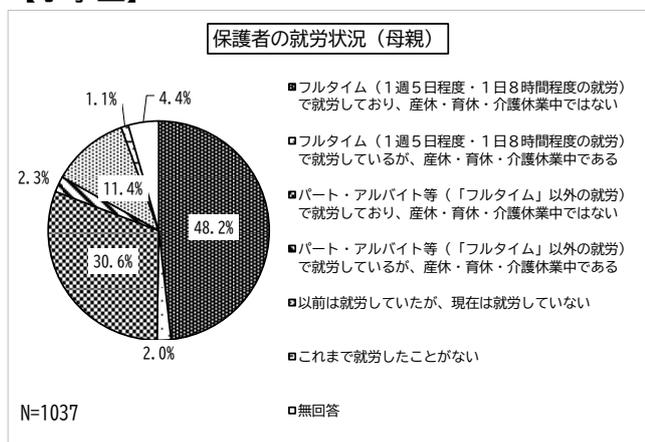
母親の就労状況についてみると、就学前、小学生ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、それぞれ、42.2%、48.2%となっています。

父親の就労状況についてみると、就学前、小学生ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、それぞれ、82.0%、72.9%となっています。

#### 【就学前】



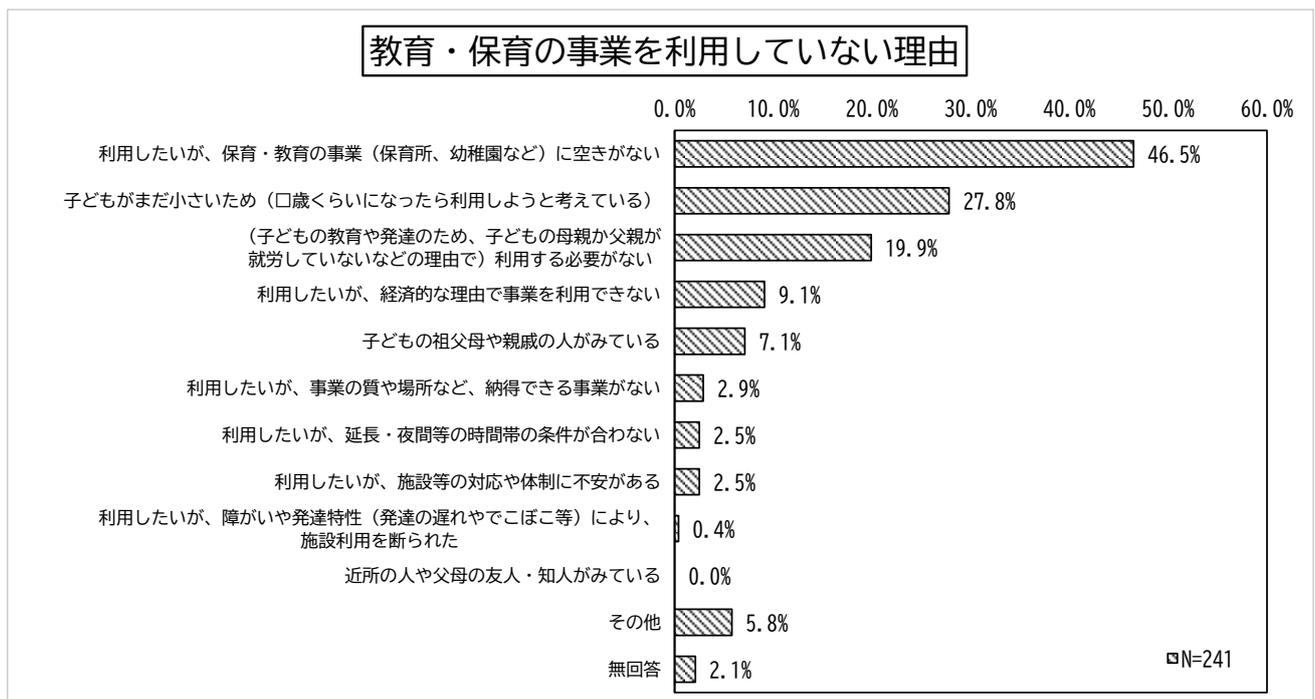
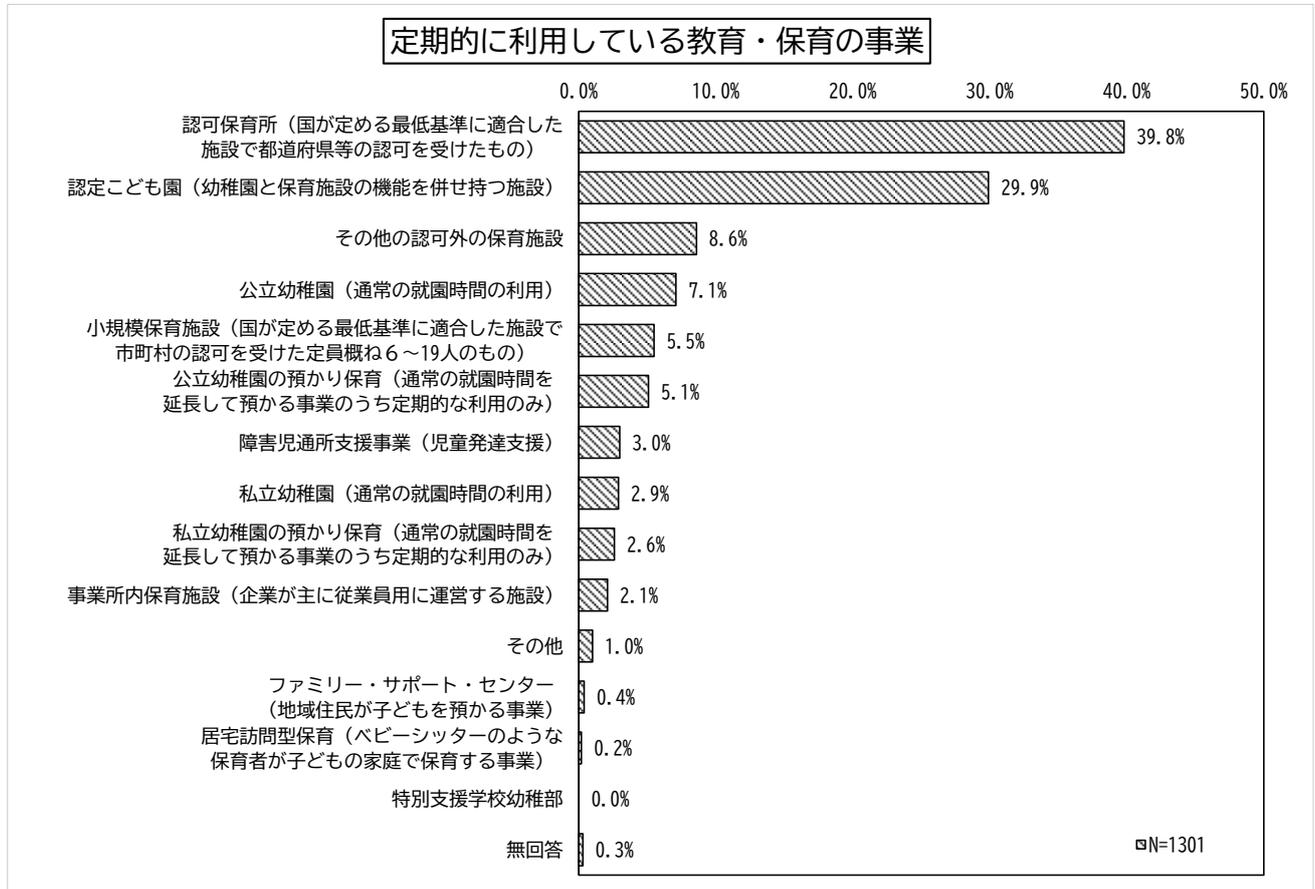
#### 【小学生】



②平日の定期的な教育・保育の利用状況について（就学前のみ）

定期的な教育・保育の利用状況についてみると、「認可保育所」の割合が39.8%と最も高く、「認定こども園」が29.9%と続いています。

教育・保育サービスを利用していない理由については、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」の割合が46.5%と最も高くなっています。

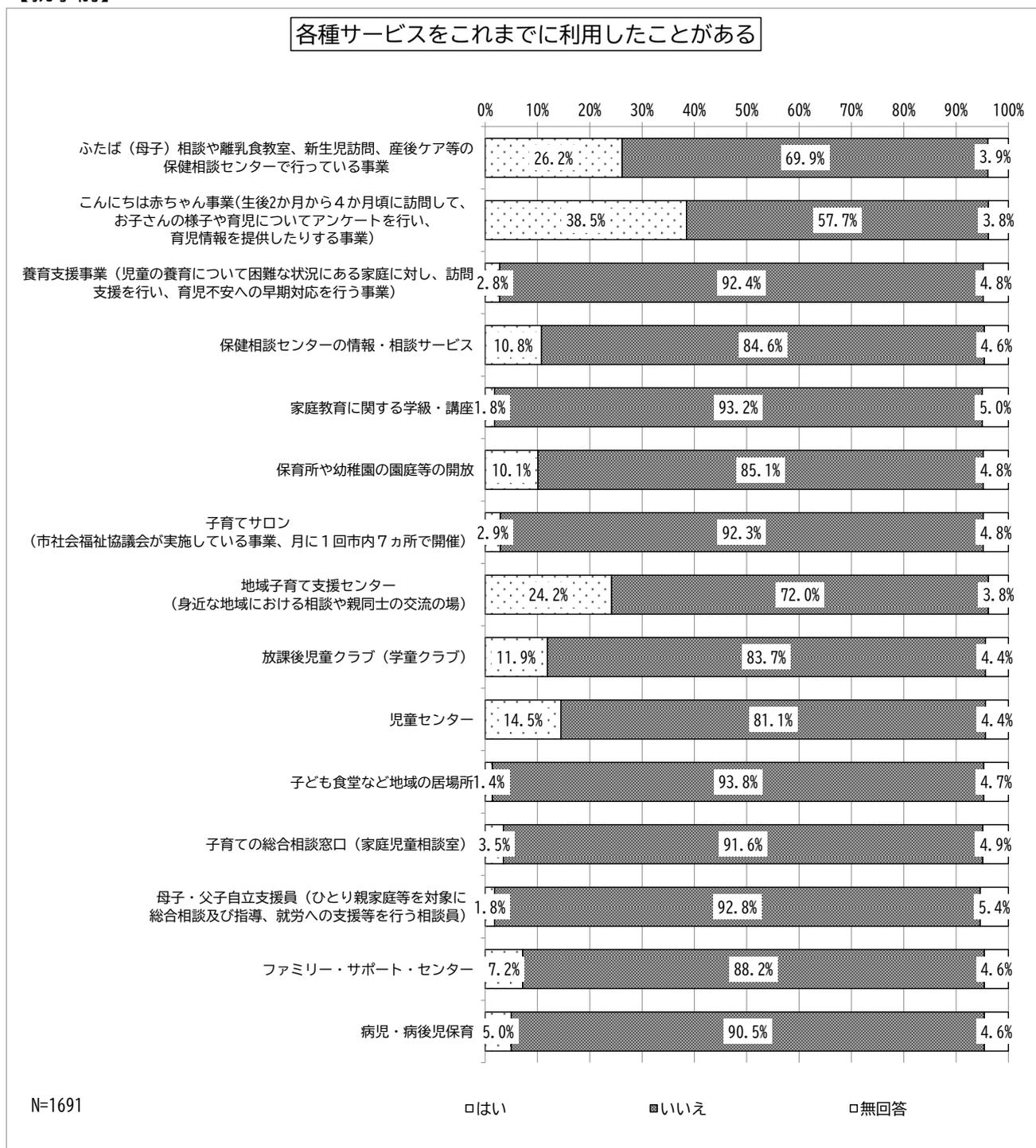


### ③地域の子育て支援事業の各種利用状況

地域の子育て支援事業の各種利用状況についてみると、利用したことがある人の割合（「はい」と回答した割合）は、就学前では「こんにちは赤ちゃん事業」（38.5%）の割合が最も高く、次いで「ふたば（母子）相談や離乳食教室、新生児訪問、産後ケア等の保健相談センターで行っている事業」（26.2%）、「地域子育て支援センター」（24.2%）となっています。

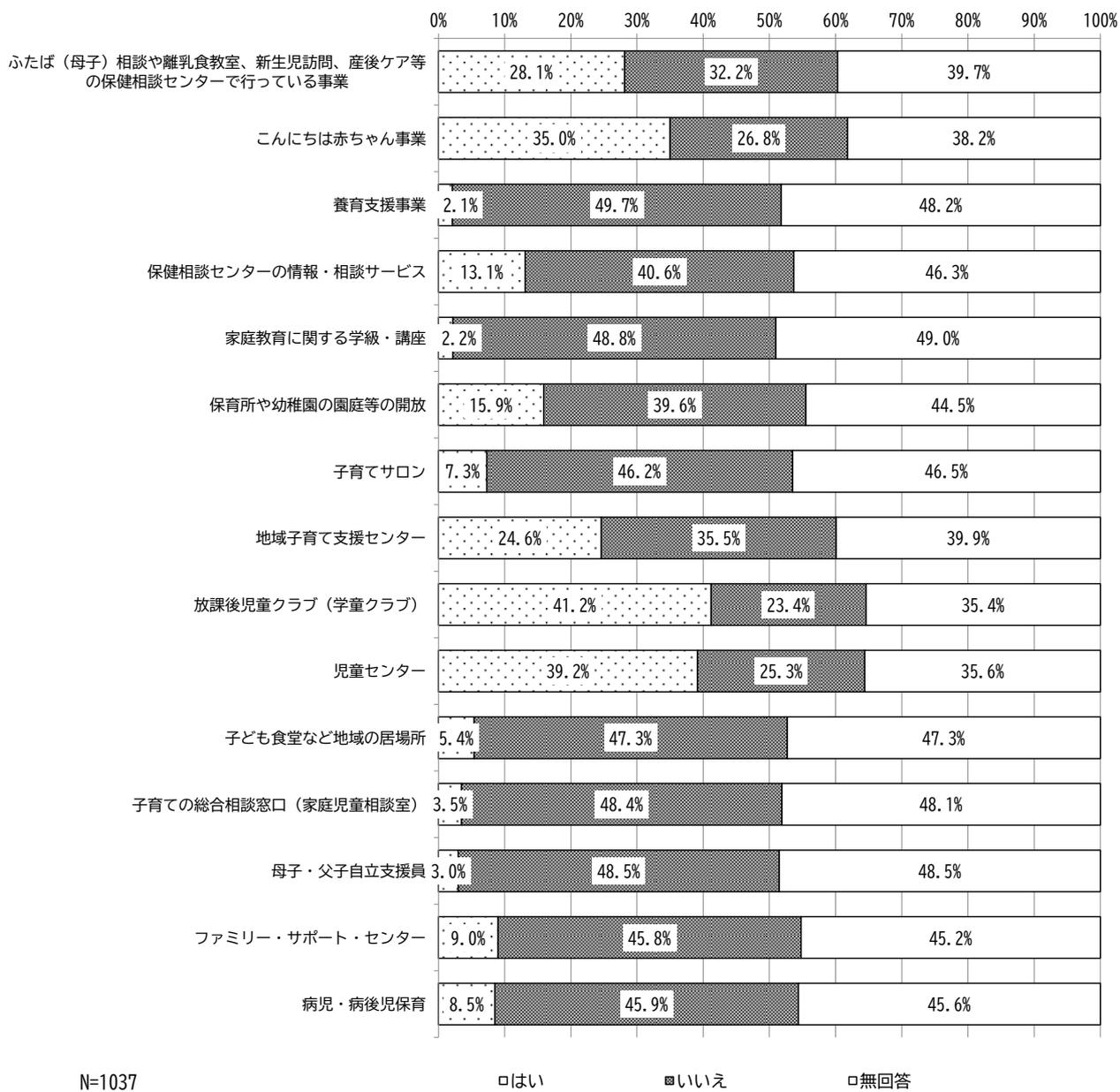
小学生では、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」（41.2%）や「児童センター」（39.2%）でそれぞれ4割前後と高くなっています。

#### 【就学前】



【小学生】

各種サービスをこれまでに利用したことがある

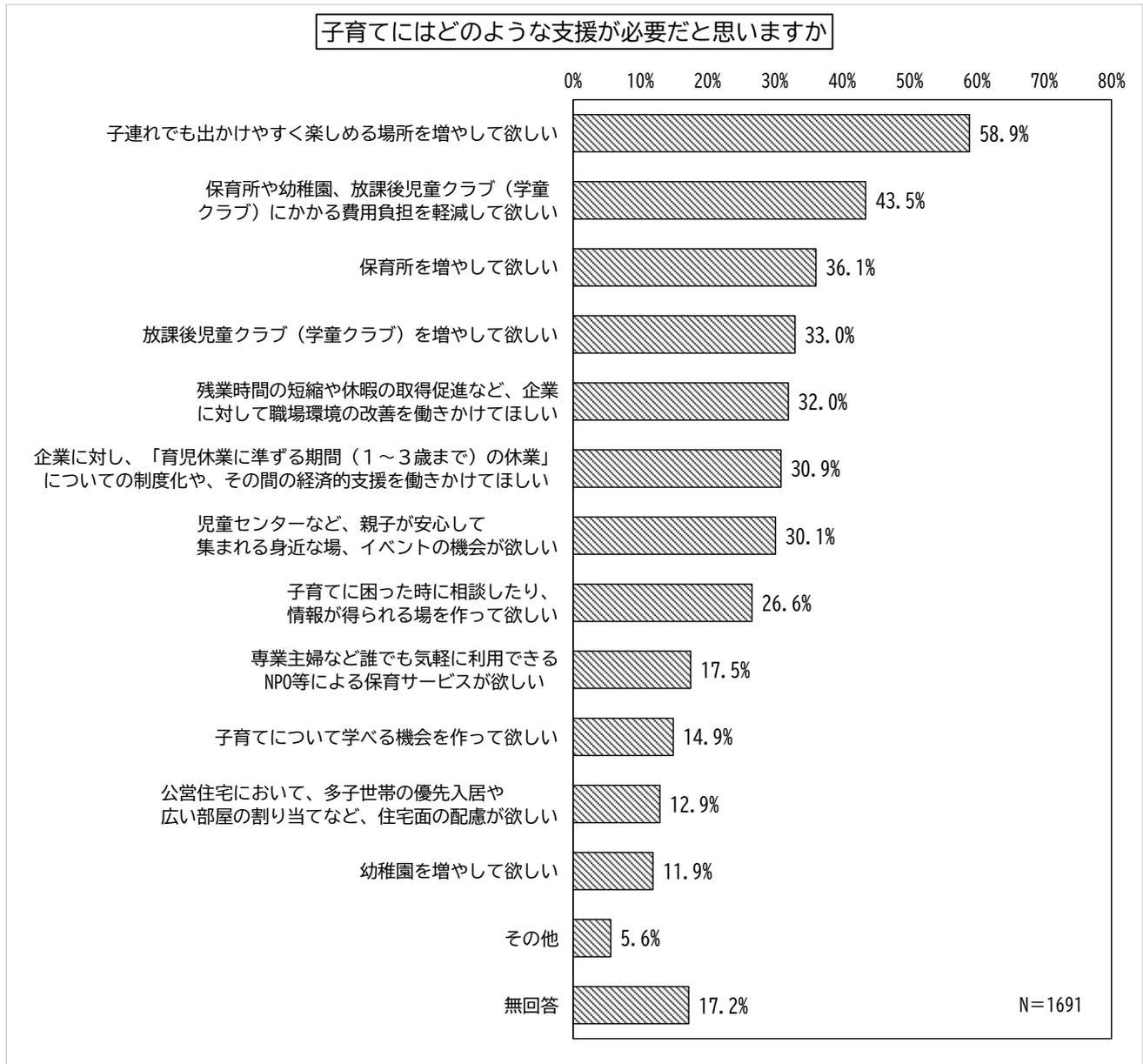


#### ④子育てに必要なと思う支援

子育てに必要なと思う支援についてみると、就学前・小学生ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」（就学前：58.9%、小学生：52.8%）の割合が最も高く、次いで「保育所や幼稚園、放課後児童クラブ（学童クラブ）にかかる費用負担を軽減して欲しい」（就学前：43.5%、小学生：41.3%）の割合が高く、上位2位にあがっています。

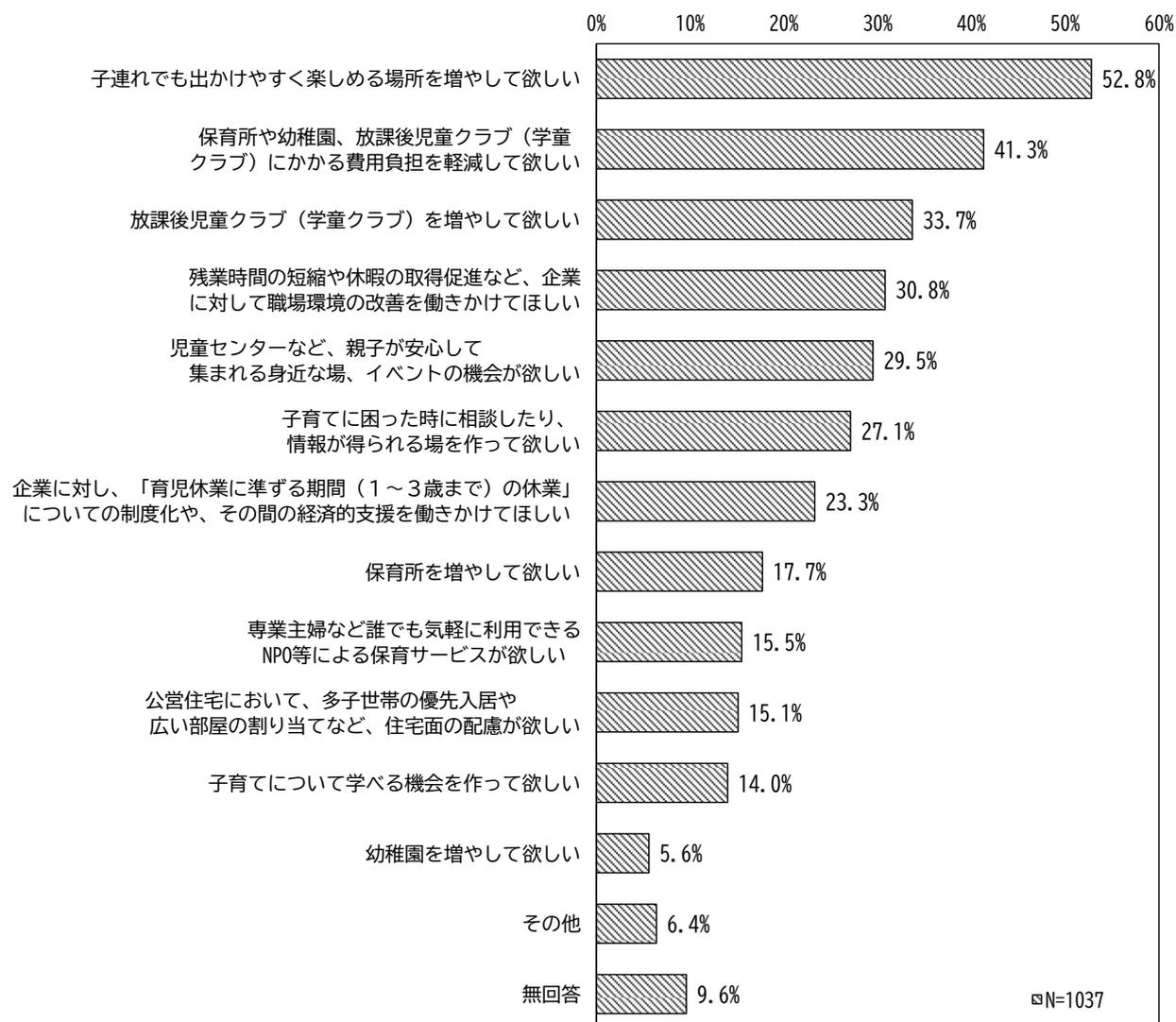
また、それぞれ続く上位3位には、就学前では「保育所を増やして欲しい」（36.1%）、小学生では「放課後児童クラブ（学童クラブ）を増やして欲しい」（33.7%）があがっており、保育所等の就学前の教育・保育や放課後の児童の居場所のさらなる拡充が望まれていることがわかります。

#### 【就学前】



【小学生】

子育てにはどのような支援が必要だと思うか



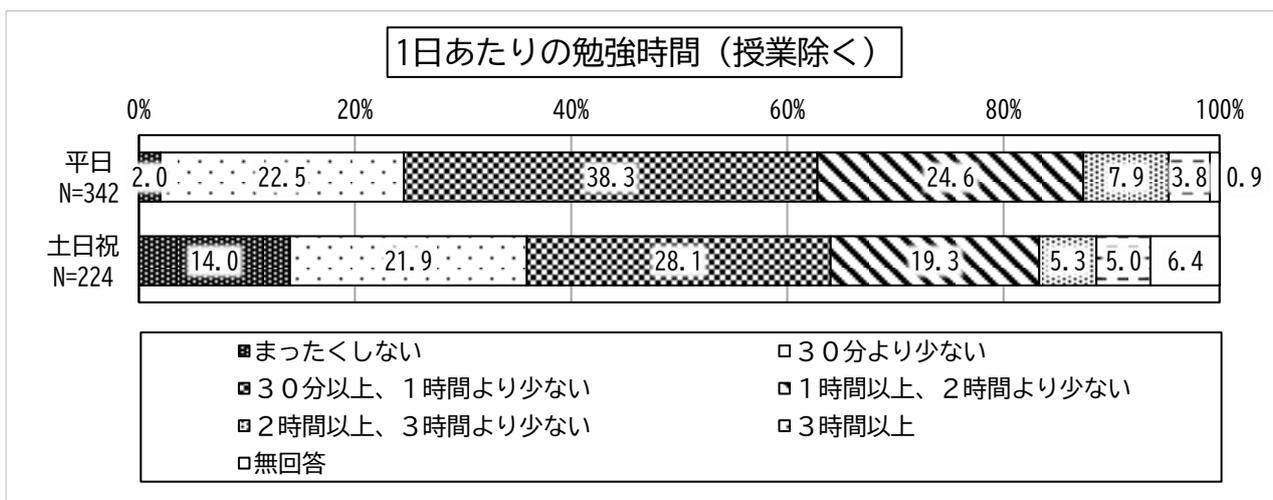
## (2) 子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査

### ①1日あたりの勉強時間

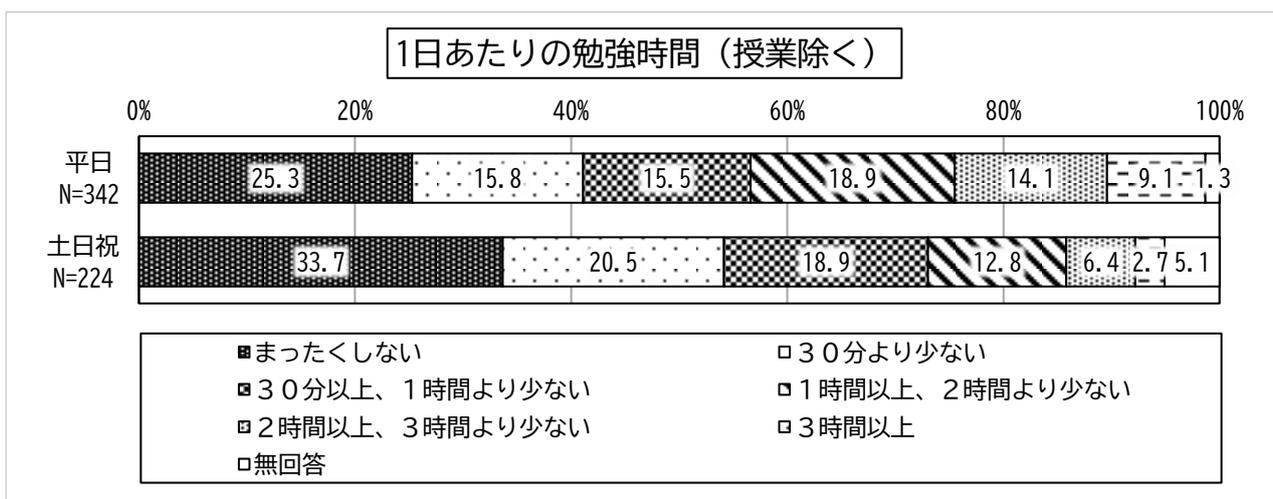
授業以外での1日あたりの勉強時間についてみると、小学5年生では平日、土日祝ともに「30分以上、1時間より少ない」の割合が最も高く、平日の方が土日祝と比べて勉強時間が長い傾向にあります。

中学2年生では平日、土日祝ともに「まったくしない」の割合が最も高く、勉強時間の確保や勉強できる環境の整備が課題と考えられます。また、小学5年生と同様に平日の方が土日祝と比べて勉強時間が長い傾向にあります。

#### 【小学5年生（本人）】



#### 【中学2年生（本人）】



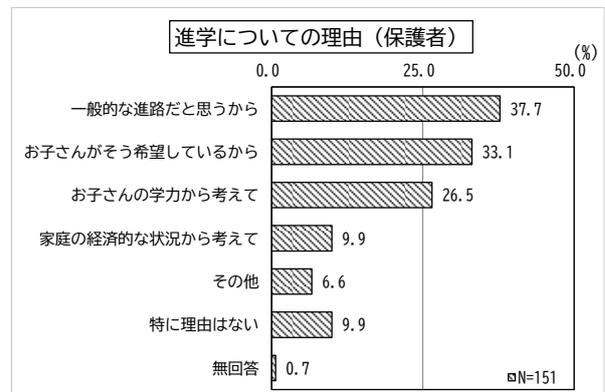
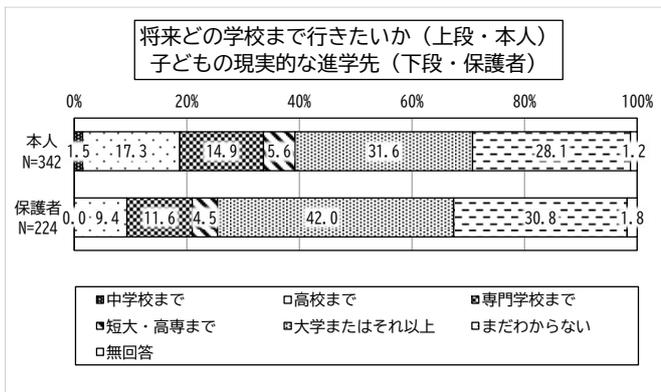
## ②進学に関する状況

児童生徒本人の進学の希望と保護者が考える現実的な進学先についてみると、小学5年生、中学2年生ともに、児童生徒本人の方が保護者と比べて、「中学校まで」、「高校まで」、「専門学校まで」、「短大・高専まで」の割合が高く、「大学またはそれ以上」の割合については、保護者の方が高くなっています。

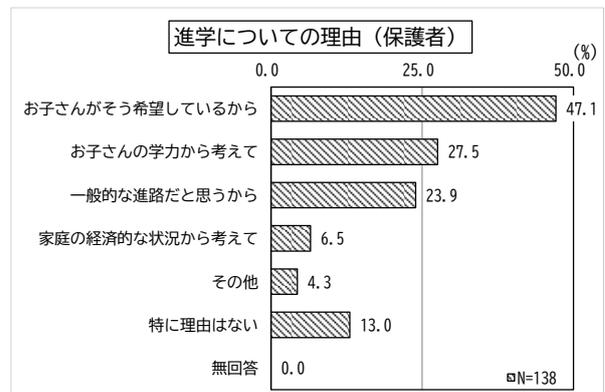
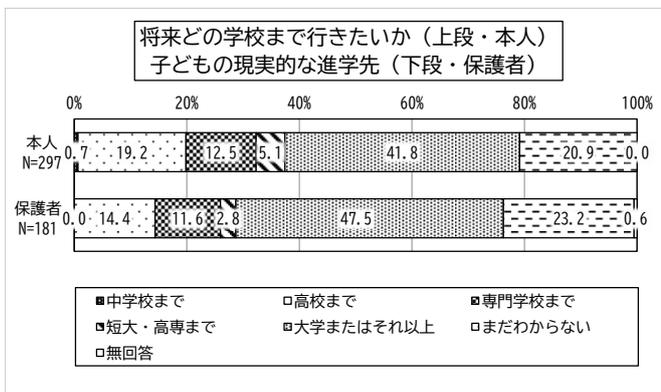
保護者が考える進学先の理由についてみると、小学5年生では「一般的な進路だと思うから」の割合が最も高く、中学2年生では「お子さんがそう希望しているから」の割合が最も高くなっています。

一方で、「家庭の経済的な状況から考えて」を理由としてあげている人の割合は、小学5年生では9.9%、中学2年生では6.5%となっています。

### 【小学5年生（本人・保護者）】



### 【中学2年生（本人・保護者）】

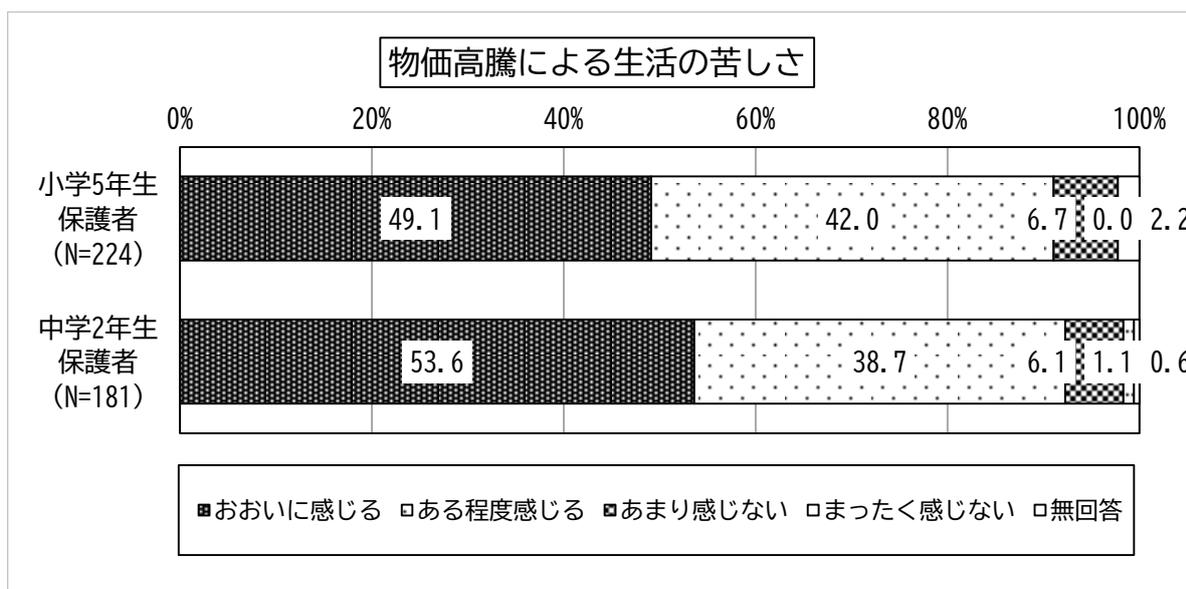
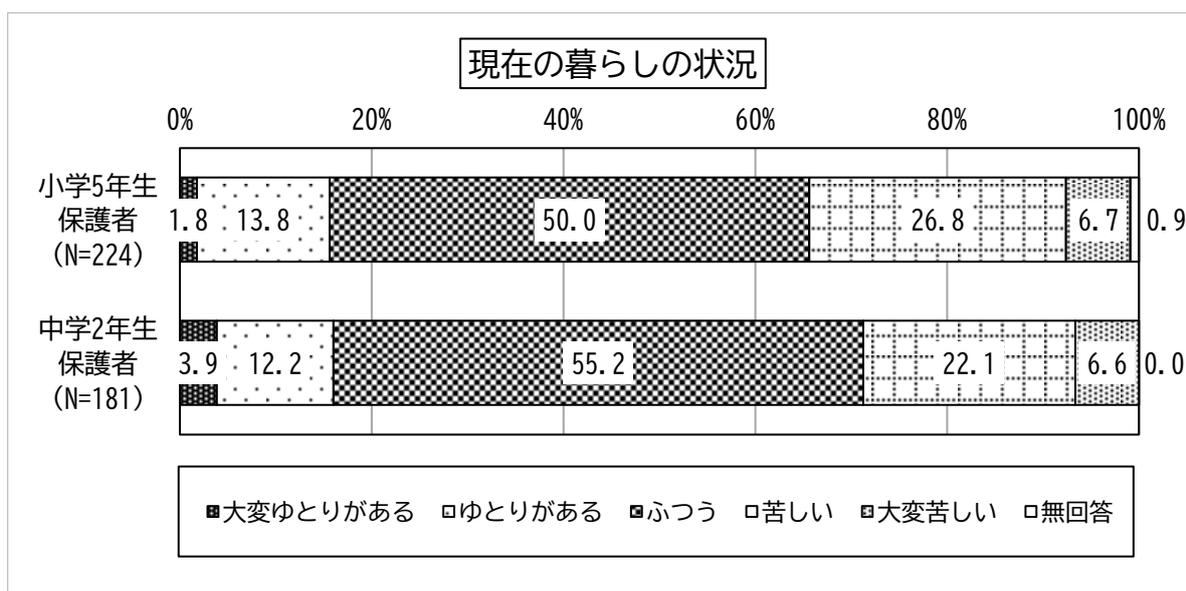


### ③暮らしの状況

現在の暮らしの状況についてみると、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに、「ふつう」の割合が最も高く、それぞれ、50.0%と55.2%となっています。また、「苦しい」と「大変苦しい」を合計した割合は、小学5年生保護者では33.5%、中学2年生保護者では28.7%と、3割程度が生活の苦しさを感じていることが分かります。

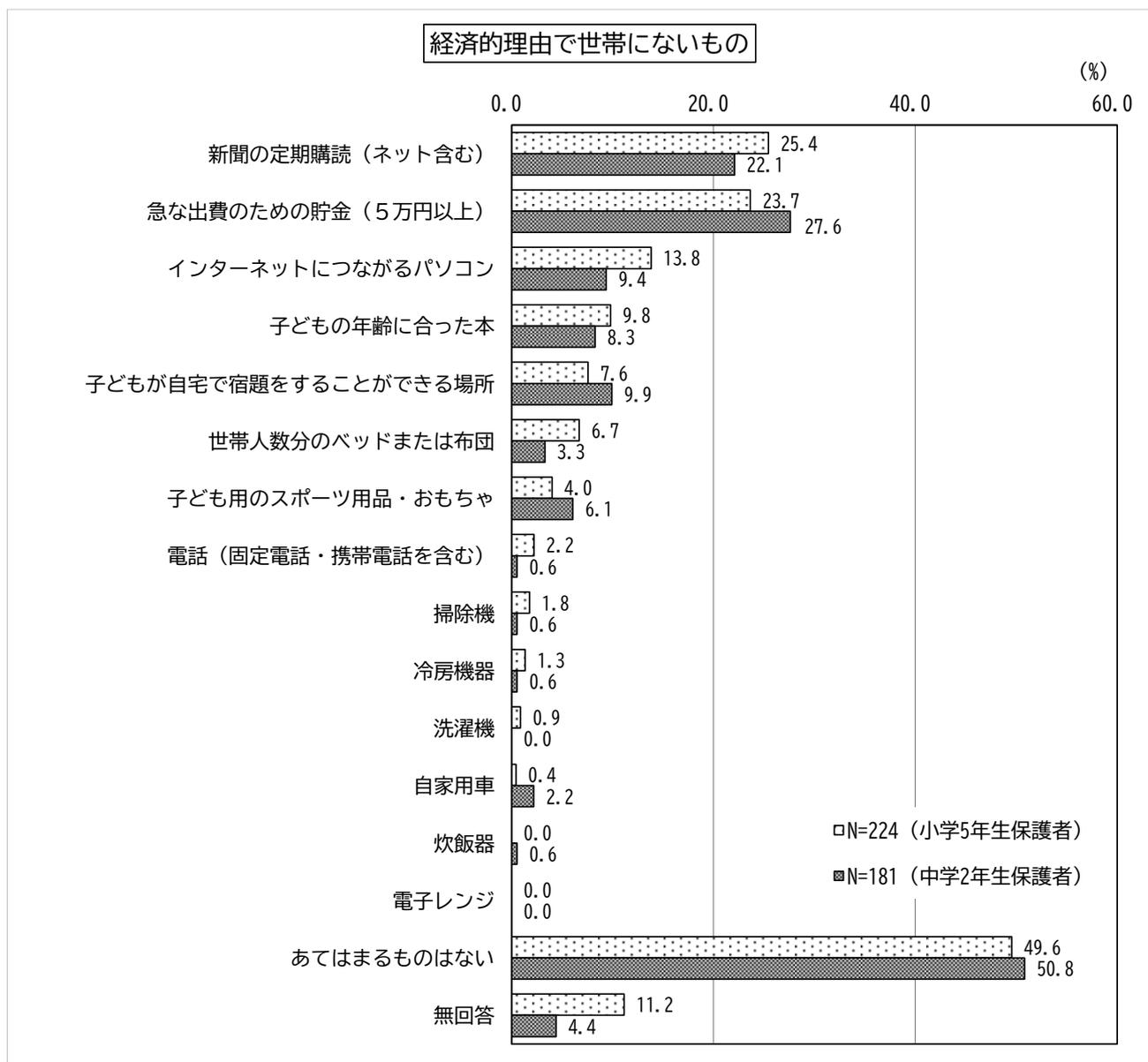
物価高騰による生活の苦しさについてみると、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに、「おおいに感じる」の割合が最も高く、それぞれ、49.1%と53.6%となっています。また、「おおいに感じる」と「ある程度感じる」を合計した割合は、小学5年生保護者では91.1%、中学2年生保護者では92.3%と、大半の人が物価高騰による生活の苦しさを感じていることが分かります。

#### 【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）】



経済的理由で世帯にないものについてみると、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに「あてはまるものはない」の割合が50%程度を占めているものの、「新聞の定期購読（ネット含む）」や「急な出費のための貯金（5万円以上）」ができていないとの回答もそれぞれ20%を超えています。

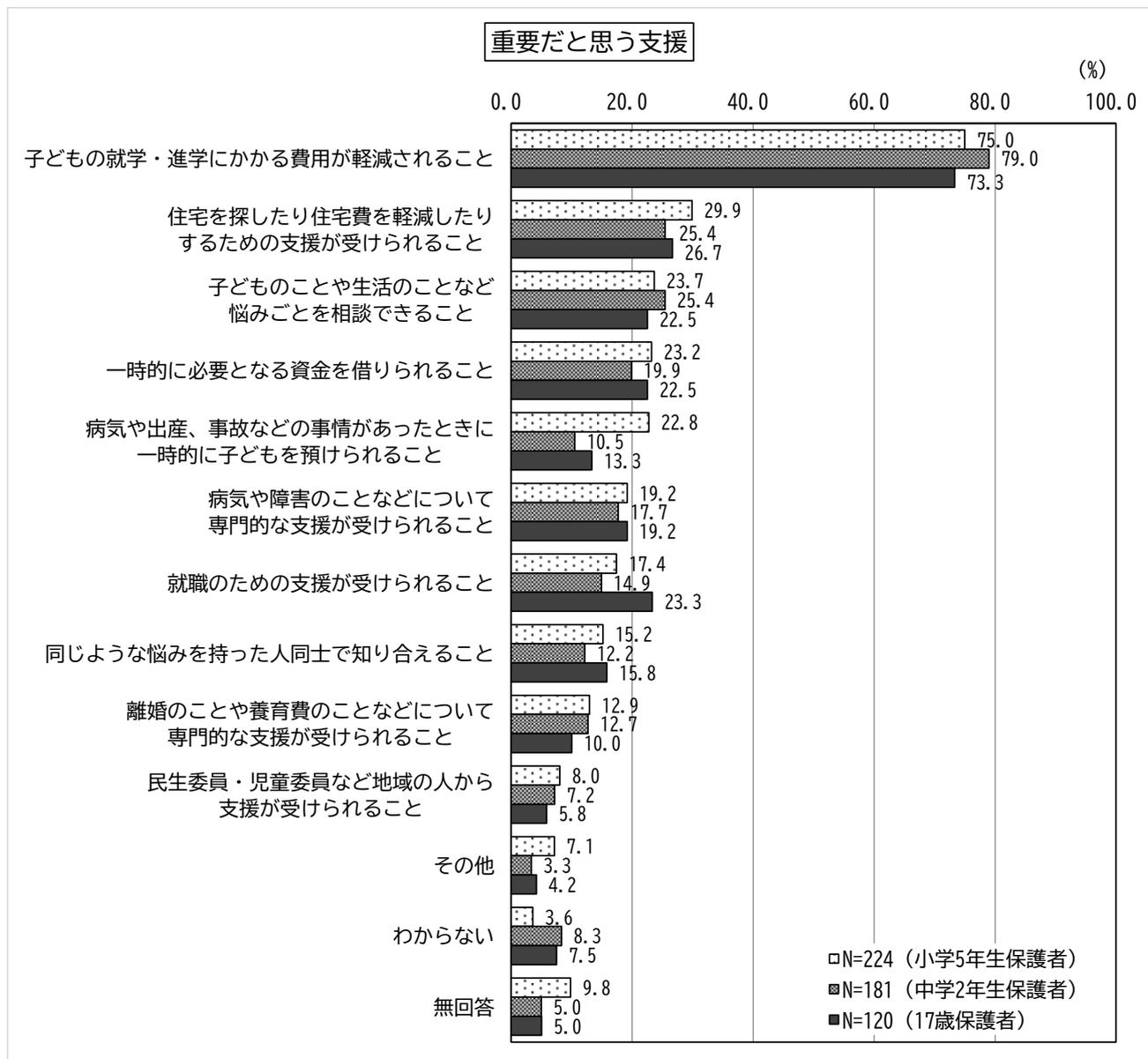
【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）】



#### ④重要だと思う支援

重要だと思う支援についてみると、小学5年生保護者、中学2年生保護者、17歳保護者ともに、「子どもの就学・進学にかかる費用が軽減されること」の割合がそれぞれ7割を超えて突出して高くなっています。

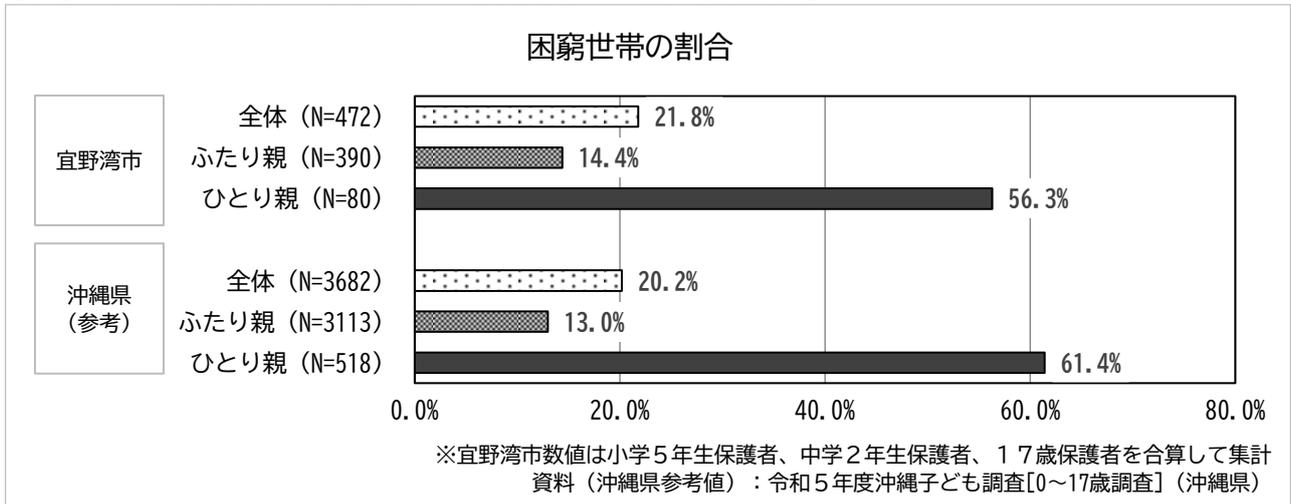
【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）・17歳（保護者）】



### ⑤ 困窮世帯の割合

困窮世帯の割合についてみると、21.8%が困窮世帯に該当しており、特にひとり親世帯では56.3%と非常に高い水準となっています（小学5年生保護者、中学2年生保護者、17歳保護者を合算して集計）。また、沖縄県と比較すると、全体及びふたり親ではやや高く、ひとり親では5.1ポイント低い結果となっています。

【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）・17歳（保護者）】



### ※ 困窮世帯割合の算出方法

困窮世帯割合の算出においては、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入）を世帯人数の平方根で割って調整した所得）を算出し、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯を困窮世帯としています。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額を言いますが、本調査では、令和5年度沖縄子ども調査と同じく、厚生労働省の「2022年国民生活基礎調査」における貧困線である127万円に、物価高騰の影響を考慮し、消費者物価指数の変動から算出された係数（1.0250）を乗じた130万円を貧困線としています。

等価可処分所得 = 可処分所得（収入 - 税金・社会保険料等） ÷ 世帯人数の平方根

等価可処分所得 < 130万円の場合、困窮世帯に該当

区分の名称	貧困線をベースにした額	(参考) 4人世帯の場合の年収
困窮世帯	130万円未満	年収260万円未満
一般世帯	130万円以上	年収260万円以上



### 3. 現状と課題の整理

上述の各種データや国・県の動向等を踏まえ、本市のこどもと子育て家庭における現状と課題を以下、整理します。

#### (1) 教育・保育と子育て支援

子ども・子育てに関するニーズ調査によると、教育・保育の事業を利用していない理由として、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」の割合が46.5%と最も高くなっています。また、保育ニーズに対する利用定員数（整備量）が上回っている一方で、保育士不足が続いており、令和6年度4月時点の待機児童数が35人と、待機児童の解消には至っていない状況です。このように、保育士不足等により、子育て家庭が希望する事業を利用できていないという課題があります。

また、保護者の多様なニーズへの対応が求められており、国では、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」を令和5年9月に立ち上げ、制度化に向けた取り組みを進めています。本市では、令和6年2月に「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」を策定し、令和7年度から段階的に市立幼稚園から認定こども園への移行を予定しています。このような、多様化する教育・保育ニーズへの対応を見据えた新たな制度等を実施、推進していく必要があります。

さらに、国では、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供」を目的とし、平成29年4月に子育て世代包括支援センターを母子保健法に基づく「母子健康包括支援センター」として法定化しています。本市においても令和3年度に子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援を行ってきました。その後、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）による改正後の児童福祉法及び母子保健法において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で見直した「こども家庭センター」を令和6年度設置し、妊産婦やこども、並びにその家庭を対象に母子保健・児童福祉両機能の一体的な相談支援を実施しています。引き続き、妊娠期からの切れ目のない支援に向けた取り組みの推進が求められます。

#### (2) 子育てしやすい社会環境の整備

子ども・子育てに関するニーズ調査によると、子育てに必要なと思う支援について、「子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場を作って欲しい」の割合が乳幼児保護者では26.6%、小学生保護者では27.1%と、四分の一を上回っています。また、子ども未来応援計画調査によると、重要だと思う支援について、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合がおおよそ2割強と、小学5年生保護者と中学2年生保護者において3番目に高くなっており、相談対応に関する一定のニーズが見受けられます。

また、上述の子ども未来応援計画調査によると、重要だと思う支援について、小学5年生保護者と中学2年生保護者と17歳保護者ともに、「子どもの就学・進学にかかる費用が軽減されること」の割合が最も高く、次いで「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」の割合が高いことから、経済的支援に関する高いニーズが読み取れます。

ひとり親家庭については、令和5年度に実施された沖縄県ひとり親世帯等実態調査の結果によると、現在の暮らしの状況について「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」と回答した割合が母子世帯で76.7%、父子世帯で59.6%、養育者世帯で81.4%となっており、生活の安定に向けた取り組みの推進が求められます。また、ひとり親家庭自立促進計画策定に係るアンケート調査結果から、今後利用したい支援では「ひとり親のお父さん・お母さんへサポートガイドブック」と回答した人が最も多く、支援制度の周知や相談体制の充実が求められています。

### (3) こどもの貧困対策の推進

令和5年度に実施された沖縄子ども調査によると、沖縄県の0歳から17歳のこどもがいる世帯における困窮世帯の割合は20.2%、ひとり親世帯の困窮世帯の割合は61.4%と高い水準となっています。本市においても、子ども未来応援計画調査によると、困窮世帯の割合は21.8%、ひとり親世帯の困窮世帯の割合は56.3%と、沖縄県と同様に高い水準となっています。同じく、子ども未来応援計画調査によると、暮らしの状況について「苦しい」と「大変苦しい」を合計した割合は、小学5年生保護者では33.5%、中学2年生保護者では28.7%と、生活の苦しさを感じている世帯が一定数いることが分かります。

また、同調査では、小学5年生保護者の9.9%、中学2年生保護者の6.5%がこどもの現実的な進学先についての理由として「家庭の経済的な状況から考えて」をあげており、経済状況がこどもの就学・進学に影響を及ぼしている家庭が一定数いることが分かります。貧困に関する対策を推進し、貧困の連鎖の防止を図る必要があります。

### (4) こども・若者の居場所の確保、自立の応援

放課後児童クラブについて、量の見込みを満たしている状況ではありますが、地域ニーズのマッチング等の理由で令和5年度5月時点の待機児童数は76人と、待機児童が発生しています。地域ごとのニーズを考慮し、放課後児童クラブの待機児童数0人を目指す等、こどもの居場所の確保に努める必要があります。

また、子ども未来応援計画調査によると、授業以外での1日あたりの勉強時間について、中学2年生では平日、土日祝ともに「まったくしない」の割合が最も高く、学習の習慣付けや勉強できる環境の確保等が必要と考えられます。

### (5) こどもの権利の保障・意見の聴取と施策への反映

こども大綱では、こどもの権利の保障や意見の聴取等をこども施策に関する基本的な方針としています。本市においても、こどもの権利の保障のための意識醸成を図っていくことや、こどもの意見を聴取し、施策に反映していくための取り組みの推進が求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

#### 基本理念

すべての子ども・若者と保護者が 地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん

本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画において「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」を掲げ、各種施策を進めてきました。

今後もこの方針を基盤としつつ、貧困家庭やひとり親家庭をはじめとした様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべての子ども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指して、本計画の基本理念を上記の通りとします。

<参考> 現行3計画の基本理念等

◆第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画

基本理念：子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん

◆第1期宜野湾市子ども未来応援計画

基本理念：すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす

◆第三次ひとり親家庭自立促進計画

自立支援の基本目標：相談・情報提供体制の強化、子育て及び生活支援、就業に対する支援、自立に向けた経済支援、養育費の確保

## 2. 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の基本目標を設定し、施策を展開していきます。

### 基本目標1 こどもまんなかの社会づくり

こども大綱に掲げられた「こどもまんなか社会」の前提として、まず第一に、すべてのこどもの権利が守られ、一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、最善の利益が図られるよう、こども自身も含めた社会全体に対して、こどもの権利を保障し、権利侵害から守る意識のさらなる啓発・醸成を図ります。

あわせて、様々な場・機会を活用して、こどもの意見を聴取し、こども施策に反映していくための取り組みに着手し、継続していきます。

### 基本目標2 ライフステージを通じたこどもの健やかな育ちの支援

こどもの豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、心身の健康づくりや、多様な体験・学びの機会の提供に取り組めます。

また、障がい児や医療的ケア児、発達面で支援を要するこどもとその家族が安心して地域の中で成長し、生活していけるよう、就学前教育・保育施設や学校等での支援や各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

### 基本目標3 妊娠前からの切れ目のない支援と幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

すべての家庭で安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及と、妊娠前からの相談支援体制の充実を図ります。妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、さらには学童期・思春期まで視野に入れつつ、母子保健、福祉や学校等と連携したこどもの心身の健康づくり支援のさらなる推進を図ります。

また、幼児期の教育・保育について、引き続き待機児童の早期の解消に向けて取り組むとともに、各種サービス提供の基盤となる幼稚園教諭・保育士等の人材確保の取り組みを推進していきます。また、認定こども園への移行推進や認可外保育施設・私立幼稚園との連携・支援等により、教育・保育の質の向上を図ります。

その他の幼児期の子育て支援については、利用者支援事業をはじめとした既存の地域子ども・子育て支援事業の充実に努めるとともに、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」等の新たに制度化される新サービスの実施に取り組んでいきます。

### 基本目標4 こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進

就学後のこどもの居場所づくりとして放課後児童健全育成事業の拡充や地域が主体となって進めるこどもの居場所への支援等を推進するとともに、学校や地域等と連携して多様な体験・学びの機会を提供していきます。

あわせて、こども本人や家庭の様々な事情により、支援を要するこども達の早期発見・支援及び若者の自立に向けた進学や就労の支援に取り組んでいきます。

## 基本目標5 子育てしやすい社会環境の整備

保護者に対してこどもの個性に合わせた関わり方を普及するとともに、子育てに困り感を抱える世帯を早期から把握し支援につなげていくことで、児童虐待防止対策の推進を図ります。

また、子育て家庭全般に対する経済的負担の軽減に加え、ひとり親家庭に対しては相談・情報提供から就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保の支援等を行い、自立を促進していきます。

あわせて、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保たれた中で子育てができるよう、労働者・企業双方に対する啓発や関連制度等の情報提供に取り組みます。

## 基本目標6 こどもの貧困対策の推進

沖縄県及び本市のこども施策の重要課題である、こどもの貧困対策については、こども・若者自身への支援として、専門的支援を行う拠点型こどもの居場所や支援を要するこどもたちへの学習支援事業等を拡充し、貧困の連鎖の防止を図るとともに、生活困窮者自立支援制度等と連携した保護者の生活・就労支援を行っていきます。

これらの取り組みを推進するために、地域や企業、市民等の多様な主体の参画を促進するとともに、こどもの貧困対策に関わる関係機関・団体の連携体制の構築・強化や支援を行う人材の資質向上等に取り組みます。

### 3. 施策の体系

基本目標	施策	取組	重点
基本目標1 こども まんなか 社会づくり	1) こどもの権利を大切にす る意識の醸成	①こどもに対する情報提供・啓発、教育	
		②社会全体（大人）に対する情報提供・啓発、教 育	
	2) こどもの社会参画・意見 反映の推進	①こどもの意見表明権の周知啓発	
		②こどもの意見聴取・施策反映のための取組の推 進	
基本目標2 ライフステー ジを通したこ どもの健やか な育ちの支援	1) こどもの心身の健康づく りの支援	①保育所等における食育の充実	
		②教育活動や学校給食による食育の推進	
		③孤食・欠食をさせないための学校・家庭・地域 の連携による取組の推進	
		④スクールカウンセラーを活用した心のケアの実 施	
		⑤スポーツ等による健やかな体づくりや保健教育 の充実	
		⑥発達段階に応じた性教育の充実	
	2) 多様な体験・学びの機会 の提供	①体験活動の推進	
		②中学生短期海外留学派遣事業の実施	
		③キャリア教育の継続・発展	
		④地域学校協働本部によるこどもと地域との交流 等の推進	
	3) 障がい児や発達面で支援 が必要な子等への支援	①特別支援保育事業の推進	○
		②巡回保育事業の充実	
		③医療的ケア児の受け入れ	
		④特別支援教育事業の充実	○
		⑤育ちの支援に関する相談支援の推進	
		⑥児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事 業の推進	
		⑦児童センター等における障がい児の受け入れ	
		⑧放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	
		⑨障がい児を育てる家庭への支援	
		⑩障がい等の特性に応じた支援サービスの提供	

基本目標	施策	取組	重点
基本目標3 妊娠前からの切れ目のない支援と幼児期の教育・保育と子育て支援の充実	1) 妊娠前からの切れ目のない支援	①相談支援体制の充実	
		②こども家庭センターの充実	
		③妊産婦健診・乳幼児健診等の充実	
		④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進	
		⑤妊婦等包括相談支援事業の実施	
		⑥産後ケア事業の実施	
		⑦母子保健情報等のデジタル化	
	2) 幼児期の教育・保育の総合的な推進	①教育・保育施設におけるニーズへの対応	○
		②保育教諭及び保育士確保の推進	
		③研修等の実施	○
		④教育・保育に関する評価、適正運営等の指導	
		⑤幼児教育アドバイザー配置・指導	
	3) 教育・保育施設との連携及び支援の充実	①認可外保育施設への支援の推進	
		②私立幼稚園との連携	
		③認定こども園への移行支援	
		④地域型保育事業の充実	
	4) 教育・保育施設における子育て支援サービスの充実	①延長保育事業の推進	
		②休日・夜間保育の実施	
		③幼稚園における預かり保育事業の実施	
		④幼稚園における施設開放等の推進	
⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施			
5) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	①一時預かり事業の充実		
	②地域子育て支援拠点事業の充実		
	③利用者支援事業の充実	○	
	④ファミリー・サポート・センター事業の充実		
	⑤病児・病後児保育事業の充実		
	⑥子育て短期支援事業の充実		
	⑦地域子育て相談機関の推進		
	⑧子ども・子育て支援の情報提供		
基本目標4 こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進	1) こどもの居場所づくりの推進	①児童センターの充実	
		②児童健全育成巡回事業の継続実施	
		③放課後児童健全育成事業の推進	○
		④放課後子ども教室の継続実施及び連携	
		⑤こどもの居場所運営支援事業の継続・拡充	
	2) 支援を要するこども・若者の早期発見・支援	①スクールソーシャルワーカーの配置・支援の強化	
		②はごろもサポートネットワーク会議による関係機関同士の連携	
		③はごろも学習センターによる教育相談支援の充実	
		④定期的な巡回指導等の実施	
		⑤ヤングケアラーや社会的養護経験者等への支援	
	3) 若者の進学や就労等の支援	①宜野湾市育英会奨学金等貸与制度の周知と利用促進	
		②企業等との連携による就職体験の場・機会の拡充	
		③生活困窮者自立相談支援機関による就労支援・ひきこもり者への支援の実施	

基本目標	施策	取組	重点
基本目標5 子育てしやすい社会環境の整備	1) 児童虐待防止対策の推進	①虐待のある家庭等に対する対応の充実	○
		②家庭児童相談室における児童相談の充実	
		③要保護児童対策地域協議会の充実	
		④養育支援訪問事業の推進	
		⑤子育て世帯訪問支援事業	
		⑥児童育成支援拠点事業	
		⑦親子関係形成支援事業	
	2) 子育ての経済的負担の軽減	①多子世帯に向けた保育料の負担軽減	
		②ファミリー・サポート・センターの利用料金の一部助成	
		③放課後児童クラブの利用料助成	
		④病児保育利用者への低所得者減免の継続実施	
		⑤こども医療費助成の継続実施	
		⑥小学校給食費補助金	
		⑦就学援助の継続実施	
	3) 仕事と家庭の両立支援	①仕事と生活の調和に向けた意識啓発	
		②企業等に対する働きかけの実施	
③男性の家事・子育てへの主体的参画の促進			
4) ひとり親家庭への支援 (宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画)	①相談・情報提供体制の強化		
	②就業に関する支援		
	③自立に向けた経済的支援		
	④子育て及び生活支援		
	⑤養育費の確保に向けた支援		
基本目標6 こどもの貧困対策の推進 (宜野湾市子ども未来応援計画)	1) こども・若者への支援	①専門的支援を行う拠点型こどもの居場所の設置	
		②学習生活支援事業(通塾制度等)	
		③青少年の自立に向けた支援	
	2) 保護者への支援	①各種経済支援策の案内や手続き支援	
		②生活困窮者自立支援制度と連携した生活の安定・就労支援	
		③困窮世帯等の食支援(こども食堂・フードバンク等)	
	3) こどもの貧困対策推進のための体制強化	①地域・企業・市民等のこども支援活動への参画促進と連携体制の構築	
		②こどもを支援につなげる体制の強化	
		③こどもや保護者に関わる支援員等の連携と資質向上	

#### 4. 計画の重点取り組みと数値目標

本計画はこどもと子育て家庭（保護者）を主な対象として総合的な施策に取り組むものでありますが、計画期間である令和7年度から令和11年度の5年間において、本市における課題やニーズ調査より市民からの要望が高い以下の施策について「重点取り組み」として位置づけ、積極的に推進するものとします。

##### ① 研修等の実施（基本目標3－施策2－③）

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の研修を実施し、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。また、保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設定します。

指標	現状値	令和11年度目標
乳幼児期の教育・保育の質向上に関する研修会	0件 (R5)	年間10回

##### ② 特別支援保育事業の推進・特別支援教育事業の充実（基本目標2－施策3－①・④）

現在全ての認定こども園及び認可保育所において、特別支援保育を実施しておりますが、近年、発達面で支援が必要な子等が増え、対応の充実が必要となっております。今後も、障がい児や発達面で支援が必要な子等が安心して地域の保育所等で、保育を受ける環境づくりに努めるとともに、認可外保育施設等への巡回保育事業の強化を図ります。また、学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童への支援として、特別支援教育支援コーディネーターの配置・派遣による特別支援教育の充実に取り組みます。

指標	現状値	令和11年度目標
特別支援保育の入所率（新規入所数/新規要支援判定数）	34.62% (R5)	100.0%
特別支援教育の利用者満足度	88.0% (R5)	90.0%

##### ③ 教育・保育施設におけるニーズへの対応（基本目標3－施策2－①）

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育・保育の量的拡大及び質の改善について、取り組みを実施してきました。本計画については、令和7年度から予定されている市立幼稚園の認定こども園への移行とともに、多様化する教育・保育のニーズに対する新たな定員確保に向けて取り組んでいきます。

指標	現状値	令和11年度目標
保育施設の待機児童数（4月1日時点）	35名 (R6)	0名

#### ④ 利用者支援事業の充実（基本目標 3－施策 5－③）

子育てに関する情報提供等を行う利用者支援事業について、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の連携に取り組む「基本型」を実施しています。今後も機能の拡充を図ります。

指標	現状値	令和 11 年度目標
相談受付件数	175 件 (R5)	260 件

#### ⑤ 放課後児童健全育成事業の推進（基本目標 4－施策 1－③）

第 1 期宜野湾市子ども子育て支援事業計画からの取り組みにより、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備を進め、定員確保に努めてきました。現時点において、量の見込みを満たしている状況ですが、地域ニーズのマッチング等の課題で待機児童が発生している状況です。今後は地域毎のニーズを考慮し、定員適正化を図り、待機児童の解消に向けて取り組みを行います。

指標	現状値	令和 11 年度目標
放課後児童クラブの待機児童数（5 月 1 日時点）	76 名 (R5)	0 名

#### ⑥ 児童虐待防止対策の推進（基本目標 5－施策 1）

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細やかな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

指標	現状値	令和 11 年度目標
こども家庭センターサポートプラン作成件数	0 件 (R5)	83 件

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1：こどもまんなか社会づくり

#### 施策1：こどもの権利を大切にす意識の醸成

すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先される社会を目指し、こどもの権利を大切にす意識の醸成を図ります。こどもだけではなく大人も含めた社会全体に対する情報提供・啓発、教育に取り組みます。

##### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①こどもに対する情報提供・啓発、教育	<ul style="list-style-type: none"><li>・すべてのこども・若者に対して、こども基本法や宜野湾市こども計画の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。</li><li>・学校において、人権・道徳教育を充実させるとともに、人権意識を持ち教育活動に取り組むように促進します。</li></ul>	こども政策課 指導課
②社会全体（大人）に対する情報提供・啓発、教育	<ul style="list-style-type: none"><li>・こども・若者が権利の主体であることについて、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して、情報提供等を通して幅広く周知・共有を図ります。</li></ul>	こども政策課

#### 施策2：こどもの社会参画・意見反映の推進

こどもが意見を表明し、社会に参画する機会を確保します。こどもの意見表明権の周知啓発に加え、こどもの意見聴取と施策反映のための取組を推進します。

##### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①こどもの意見表明権の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・こどもの意見表明権を周知することで、こどもの意見を尊重する意識を醸成し、こどもが関わる様々な場において、こどもの意見の聴取と施策への反映を促進します。</li></ul>	こども政策課
②こどもの意見聴取・施策反映のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・こどもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場や機会をつくります。</li><li>・表明された意見について、こども施策への反映とフィードバックに取り組みます。</li></ul>	こども政策課

## 基本目標2：ライフステージを通じたこどもの健やかな育ちの支援

### 施策1：こどもの心身の健康づくりの支援

こどもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためにも、健全な心と身体づくりが重要です。「食」がこどもの心身の成長に不可欠だけでなく、親子間のコミュニケーションや関係づくりにも大切な役割を果たしていることを踏まえ、孤食や欠食をさせないための取り組みを推進していきます。また、心のケアやスポーツを通じた体づくり、発達段階に応じた性教育を充実させていきます。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①保育所等における食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども達が身近な食材や食に対して関心を持てるよう、保育所や幼稚園等における野菜等の栽培体験や調理体験の実施等を推進します。</li> <li>・食物アレルギーや食中毒などへの対策を行い、安全な食に努めます。</li> </ul>	子育て支援課 指導課
②教育活動や学校給食による食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が食に関する知識を得て、食を選択する力を習得できるよう指導を行い、食習慣の定着を目指すとともに、食を大切にすることを育む教育を推進します。</li> <li>・多様な食材を用いた学校給食を通して、食品の名前・栄養素・働きに関心を持つ機会を創出します。</li> <li>・宜野湾市学校給食における食物アレルギー対応実施要項に基づき、安全・安心な給食の提供に努めます。</li> </ul>	指導課 学校給食センター
③孤食・欠食をさせないための学校・家庭・地域の連携による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な生活習慣を定着させるとともに、孤食・欠食をさせないために、保護者とこども達に向け、多様な媒体を活用した情報発信に努めるなど、学校・家庭・地域が連携した食育に関する取り組みを推進します。</li> </ul>	健康増進課 指導課 学校給食センター
④スクールカウンセラーを活用した心のケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の全小・中学校へ配置されている県費スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のありようと、それに関わる様々な問題や悩みを受け止め、児童生徒や保護者の心のケアを実施します。</li> </ul>	はごろも学習センター
⑤スポーツ等による健やかな体づくりや保健教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じて運動に親しむ態度の育成や健康で安全な生活を送るためのスポーツ、体育、健康教育の充実に努め、こども達がたくましく生きるための心身の健康の保持増進と体力の向上を図ります。</li> <li>・学校・家庭・地域・医療関係機関等が連携した保健教育の充実に取り組みます。</li> </ul>	指導課 観光スポーツ課
⑥発達段階に応じた性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施するため、体育・保健体育教科等や、道徳、世界エイズデー等における学習機会を設け、身体の発育や個人差の有無等についての学習を行います。</li> <li>・ライフプランニングの視点を踏まえたより具体的な性教育を推進します。</li> </ul>	指導課 市民協働課 健康増進課

## 施策2：多様な体験・学びの機会の提供

子ども達の体験活動の機会には、家庭の経済状況などの育つ環境により、格差が生じています。成長過程にある子ども達の規範意識や社会性を育てていくためにも、地域等との連携のもと、人間的な成長に不可欠な経験・体験の機会等を創出していきます。

### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域社会の中での日常的な人間的成長に不可欠な経験・体験をはじめとして、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を創出することにより、子ども達の規範意識や社会性及び自主性や自立心等を育成します。</li> </ul>	指導課
②中学生短期海外留学派遣事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生を対象とした海外短期留学を実施することで、外国語によるコミュニケーション能力の向上や、国際的視野の育成を図ります。</li> </ul>	指導課
③キャリア教育の継続・発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども一人一人が夢や希望を持ち、望ましい職業観を育てていくことができるよう、地域キャリア教育支援事業の継続・発展を検討し、より児童生徒の発達段階や地域のニーズに応じたキャリア教育支援を展開します。</li> <li>児童生徒のキャリア発達を促すために、本県のキャリア教育の「目指す児童生徒」の育成に向けて身につけさせたい力「か」「心」「や」「み」の視点を意識した授業、教育活動を展開する。</li> </ul> <p>※「か」「心」「や」「み」とは、大人になって、働いたり生活するときにとっても大事な力とされる「かかわるちから」「ふりかえるちから」「やりぬくちから」「みとおすちから」の4つの頭文字。</p>	産業政策課 指導課
④地域学校協働本部による子どもと地域との交流等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い地域の方々の参画により、子どもたちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における「地域 学校協働活動」を推進します。</li> <li>地域コーディネーター全校配置の継続に努めます。</li> </ul>	生涯学習課

### 施策3：障がい児や発達面で支援が必要な子等への支援

障がい児や発達面で支援が必要な子が、集団で保育及び教育を受けることができるよう、特別支援保育事業や特別支援教育事業を行います。また、巡回保育事業による早期発見や、障がい児とその家族が安心して生活していくことができるよう、各種サービスの提供や相談・情報提供体制の充実を図ります。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①特別支援保育事業の推進	・市内の認定こども園及び認可保育所の全園における特別支援保育の実施を継続します。	子育て支援課
②巡回保育事業の充実	・保育施設等へ臨床心理士等の専門職が巡回を行い、障がい児や気になる子の早期発見、支援を行います。	子育て支援課
③医療的ケア児の受け入れ	・医療的ケア児の支援ニーズや保育・学校現場等の状況を踏まえ、対象児童の様態や成長に合わせた支援を前提とした上で、必要に応じて集団保育・集団教育の実施(医療的ケア児の受け入れ)を行います。	子育て支援課 指導課 障がい福祉課
④特別支援教育事業の充実	・学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童・生徒への対応として、特別支援教育支援コーディネーターの配置、特別支援教育支援員の派遣を継続します。	指導課
⑤育ちの支援に関する相談支援の推進	・言葉や発達に不安や支援の必要のあるこどもについて、個別相談や教室の充実を目指します。	健康増進課
⑥児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進	・障がい児を対象とした療育の提供が継続できるよう、サービス提供体制の構築を図ると同時に、各種研修会や連絡会の実施による支援の質の向上を目指します。	障がい福祉課
⑦児童センター等における障がい児の受け入れ	・障がいの有無にかかわらず、身近な場所を利用し共に学び遊ぶことを通してお互いに尊重しあい、成長していくために、引き続き児童センターにて障がい児の利用、受け入れに努めます。	こども政策課
⑧放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	・公立及び私立の放課後児童クラブでの、障がい児受け入れを促進するため、受入体制の整備検討を行います。	こども政策課
⑨障がい児を育てる家庭への支援	・日中一時支援事業について、障がい児を育てる家族の負担軽減及び一時的な休息のため、引き続き事業実施に取り組みます。 ・関係機関と連携を図りながら相談・情報提供体制の充実を図ります。 ・ペアレント・トレーニング及びティーチャーズ・トレーニングの継続実施に努めます。	障がい福祉課
⑩障がい等の特性に応じた支援サービスの提供	・障がい児や支援を必要とするこどもについて、それぞれの特性に応じた支援サービスを提供できるよう取り組みます。	障がい福祉課

## 基本目標3：妊娠前からの切れ目のない支援と 幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

### 施策1：妊娠前からの切れ目のない支援

すべての家庭で安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及と、妊娠前からの相談支援体制の充実を図ります。妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、さらには学童期・思春期まで視野に入れつつ、母子保健、福祉や学校等と連携したこどもの心身の健康づくり支援のさらなる推進を図ります。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①相談・支援体制の充実	・妊娠前・妊娠出産・育児等の情報提供・相談支援の充実を図ります。	健康増進課
②こども家庭センターの充実	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に対応するため、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うとともに、関係機関とも連携しこども家庭センターの充実を図ります。	健康増進課 児童家庭課
③妊産婦健診・乳幼児健診等の充実	・妊産婦健診・乳幼児健診や教室等を通して、望ましい生活習慣を獲得し、主体的な健康づくりを推進していきます。 ・妊娠期から就学前までの切れ目のない健康診査の充実を図ります。	健康増進課
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進	・乳児のいる家庭への訪問を引き続き実施し、乳児の健全な育成環境の確保に取り組みます。	健康増進課
⑤妊婦等包括相談支援事業の実施	・妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげることを目的とする相談支援事業を創設します。	健康増進課
⑥産後ケア事業の実施	・出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行います。	健康増進課
⑦母子保健情報等のデジタル化	・保護者または本人が自己の健康管理のために健診等情報を確認できるよう電子化を推進していきます。	健康増進課

## 施策2：幼児期の教育・保育の総合的な推進

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育・保育の量的拡大及び質の向上について、取り組みを実施してきました。本計画については、令和7年度から予定されている市立幼稚園の認定こども園への移行も踏まえながら、多様化する教育・保育のニーズに対する定員確保に向けて取り組んでいきます。また、幼稚園教諭・保育士の不足が深刻な問題となっており、その確保に取り組む必要があります。

幼児教育・保育の質の向上のための研修実施や幼児教育アドバイザーを配置して、巡回指導等に取り組めます。

### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①教育・保育施設におけるニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育ニーズに対応した定員枠の確保に努めます。</li> <li>・令和7年度から段階的に実施予定の市立幼稚園の認定こども園への移行とともに、教育・保育ニーズへの適切な対応に努めます。</li> </ul>	こども政策課 指導課
②保育教諭及び保育士確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士確保に係る補助金等を活用し、保育士等の確保に努めます。</li> <li>・保育所等に勤務する保育士の子については、点数加算により、優先的に入所しやすくなるような条件整備を継続して保育士の確保に努めます。</li> </ul>	こども政策課 指導課
③研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の研修を実施し、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。</li> <li>・保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設けます。</li> </ul>	こども政策課
④教育・保育に関する評価、適正運営等の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質について自己評価を促し、質の向上に努めます。</li> <li>・特定教育・保育施設又は地域型保育事業者として、本市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係機関と連携し指導を実施します</li> </ul>	こども政策課
⑤幼児教育アドバイザー配置・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーを配置し、教育・保育の資質向上を図ります。</li> </ul>	こども政策課

### 施策3：教育・保育施設との連携及び支援の充実

質の高い教育及び保育の実施においては、教育・保育施設との連携が重要となります。また、認可外保育施設への支援をはじめ、私立幼稚園等との連携を図り、更なる教育・保育の質の向上を図っていきます。

また、多様なニーズに対応するため、市立幼稚園を認定こども園へと移行するとともに、法人施設の認定こども園移行についてニーズを踏まえて支援を検討します。地域型保育事業においても、保育所・認定こども園と連携を図れるよう、引き続き支援を行います。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①認可外保育施設への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設への支援を継続し、入所児童の処遇向上に努めます。</li> <li>・認可外保育施設の保育士等を対象とした各種研修会を開催し、保育の質の向上に努めます。</li> </ul>	こども政策課
②私立幼稚園との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等を通じて小学校や幼児施設、行政との連携に努めます。</li> </ul>	子育て支援課 指導課
③認定こども園への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な教育・保育ニーズに対応するため、市立幼稚園を認定こども園へと移行します。</li> <li>・適切なニーズを踏まえ、法人施設の認定こども園移行について支援を検討します。</li> </ul>	こども政策課 子育て支援課 指導課
④地域型保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業は2歳児までを対象としているため、卒園後の受け入れ先となる連携施設の確保について、支援を行います。</li> </ul>	こども政策課

## 施策4：教育・保育施設における子育て支援サービスの充実

教育・保育施設において、多様なニーズに対応するため、延長保育事業をはじめ、施設の開放等を引き続き実施し、夜間保育の充実や休日保育の実施についても、ニーズを見極め、事業実施を検討いたします。

また、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えています。すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するために、新たに乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①延長保育事業の推進	・保育所等における延長保育事業について、引き続き全園での実施を行います。	子育て支援課
②休日・夜間保育の実施	・夜間保育については現在1箇所で開催しており、引き続き事業実施に取り組みます。 ・休日保育については未実施の状況です。 ・夜間保育、休日保育ともに、ニーズや保育士不足の問題を踏まえ、その拡充や実施を検討します。	子育て支援課
③幼稚園における預かり保育事業の実施	・私立幼稚園については全園で、全年齢の預かり保育を実施しています。 ・公立幼稚園においても、引き続き、預かり保育を実施し充実に努めます。	子育て支援課 指導課
④幼稚園における施設開放等の推進	・未就園児の親子を含めた地域の子育て支援を図るため、引き続き、施設機能の開放を継続します。 ・周知方法を工夫し、利用促進を目指します。	指導課
⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	・すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するために、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を令和8年度から創設します。 ・令和8年度の通園給付を見据え、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業としての実施に取り組みます。	こども政策課

## 施策5：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

教育・保育施設を利用していない子育て家庭が、子育て相談等を実施できる環境を整備するとともに、こどもや保護者の疾病等にて、緊急に保育を必要とする家庭への支援を行います。

また、市の多様な取り組みを市民へ周知するために、広報の強化を図ります。

### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①一時預かり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在2箇所で開催していますが、ニーズに対応できるよう4箇所での実施を目指します。</li> <li>・保育士不足の問題や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の検討と合わせて、拡充に取り組みます。</li> </ul>	子育て支援課 こども政策課
②地域子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在8箇所で開催しており、引き続き子育て家庭への支援を行います。</li> <li>・保育士確保を進め、実施施設を増やしていきます。</li> </ul>	子育て支援課
③利用者支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する情報提供等を行う利用者支援事業について、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の連携に取り組む「基本型」の実施を継続します。</li> </ul>	子育て支援課
④ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育てに関する会員制の相互援助活動を推進することにより、子育て家庭への支援を行います。</li> <li>・市民へ広く制度周知を図るとともに、「まかせて会員」の確保、利用促進に努めます。</li> <li>・利用時間の拡大等、機能拡充を図るため、民間事業者への委託を検討します。</li> </ul>	こども政策課
⑤病児・病後児保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在西側地区の1箇所で開催しており、継続実施に取り組まします。</li> <li>・東側地区の設置については、今後のニーズを勘案し、設置検討いたします。</li> </ul>	子育て支援課
⑥子育て短期支援事業の充実（ショートステイ事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ事業の実施を継続します。</li> <li>・潜在的なニーズに対応するため、里親の増加と里親以外の短期入所先の確保に取り組まします。</li> </ul>	児童家庭課
⑦地域子育て相談機関の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民から子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる相談機関として、中学校区に1か所の整備を検討します。</li> </ul>	子育て支援課 こども政策課
⑧子ども・子育て支援の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市HP等様々な媒体を活用し、市民に分かりやすい子育て支援に関する情報発信を行います。</li> </ul>	こども政策課 子育て支援課 健康増進課

## 基本目標4：こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進

### 施策1：こどもの居場所づくりの推進

本市では、児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきました。今後も充実に図るため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、こどもの居場所づくりの充実に努めます。

また、児童等の健全育成に関わる地域団体の育成を進めます。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①児童センターの充実	・現在6箇所設置され、各中学校区への配置が実現しています。今後は小学校区に1箇所の配置を目標に整備を進めていきます。	こども政策課
②児童健全育成巡回事業の継続実施	・児童センターの利用が困難な地域については、移動児童館「じゃんけんぼん」が巡回し、児童の遊びの支援や、指導等を引き続き実施します。	こども政策課
③放課後児童健全育成事業の推進	・現在、公立5箇所、民間40箇所で実施しており、引き続き事業を実施します。 ・地域ごとのニーズの把握に努め、増設を含め検討し、待機児童ゼロを目指します。	こども政策課
④放課後子ども教室の継続実施及び連携	・令和5年度は小学校4校で実施しており、引き続き実施に向けて取り組みます。 ・放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室に参加できる活動プログラムに取り組みます。	生涯学習課 こども政策課
⑤こどもの居場所運営支援事業の継続・拡充	・様々な理由により行き場所のない地域のこどもへ、安心安全な居場所を提供し、食事の提供や学習支援、生活支援等ができる「こどもの居場所」の運営支援に引き続き取り組みます。	福祉総務課

## 施策2：支援を要するこども・若者の早期発見・支援

学校や地域社会との関係が薄くなり、支援を必要としても見過ごされがちとなってしまったこども・若者は、本人や家族だけでは状況を改善していくことが困難なケースも見受けられます。問題の深刻化や本人の将来に対する意欲が失われてしまうことを防止するために、関係機関や地域等が連携し、支援を必要としているこども・若者の早期発見と支援に努めます。

### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①スクールソーシャルワーカーの配置・支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校や問題行動等、学校と連携した相談支援や課題を抱える児童生徒等を関係機関等へつなぐスクールソーシャルワーカーの配置を継続していきます。</li> <li>・より専門的な支援を目指し、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ者の配置を検討していきます。</li> </ul>	はごろも学習センター
②はごろもサポートネットワーク会議による関係機関同士の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校や様々な課題等を抱える幼児児童生徒の健全育成につなげるため、学校と市長部局、警察等が一堂に会し、連携を行う場として「はごろもサポートネットワーク会議（HSN）」の開催を継続します。</li> <li>・参加者枠の拡充や、連携事例の説明に重点を置くなどの見直しを行います。</li> </ul>	指導課
③はごろも学習センターによる教育相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する課題を抱える18歳までの青少年について来所相談に応じていくとともに、学校との連携による巡回相談にて個々の状況に応じた寄り添い支援を図ります。</li> </ul>	はごろも学習センター
④定期的な巡回指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はごろも学習センターの街頭指導員や市青少年健全育成協議会による定期的な巡回指導及び深夜はいかい防止等の啓発活動で学校・地域と協力し、関係機関と連携した青少年の問題行動の未然防止、早期発見に努めます。</li> </ul>	はごろも学習センター
⑤ヤングケアラーや社会的養護経験者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーや社会的養護経験者等の生活に困難を抱えるこどもが安心して社会生活を送ることができるよう、早期発見や関係機関と連携した支援の充実に努めます。</li> </ul>	児童家庭課 指導課

### 施策3：若者の進学や就労等の支援

家庭の経済状況や不登校経験、ひきこもり等の様々な理由で進学や就職に課題を抱えている若者が、社会で活躍し、自立できるよう、学資の貸与や就業体験の場の提供等の各種支援に取り組みます。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①宜野湾市育英会奨学金等貸与制度の周知と利用促進	・宜野湾市育英会の実施する奨学金等学資の貸与制度を活用し、経済的理由で修学困難な者に対し学資を貸与し、優秀な生徒が大学等の高等教育機関へ進学する支援をします。	教育総務課
②企業等との連携による就業体験の場・機会の拡充	・県の若者サポート事業の周知を図り、就業体験等へ繋げるよう取り組みます	産業政策課
③生活困窮者自立相談支援機関による就労支援・ひきこもり者への支援の実施	・不登校経験のある若者やひきこもりがちな若者に対して、日常生活のリズムや心身の状況を整え、徐々に就労意欲を喚起していくために、生活困窮者自立相談支援機関において就労準備支援等の取り組みを図ります。	福祉総務課

## 基本目標5：子育てしやすい社会環境の整備

### 施策1：児童虐待防止対策の推進

こどもが健やかに育っていくためには、こども一人一人の人権が尊重されることが大切です。特に、児童虐待はこどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものです。

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細やかな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①虐待のある家庭等に対する対応の充実	・虐待のある家庭やその恐れのある家庭に対して、関係機関と連携を図りつつ、諸制度や相談機能の活用、地域への見守りの依頼の対応等を引き続き実施します。	児童家庭課
②家庭児童相談室における児童相談の充実	・家庭相談員を配置し、こどもの相談全般に対応しており、適宜関係機関と連携を図りながら課題解決に取り組めます。 ・相談件数が増加傾向にあるため、家庭児童相談室の機能強化を図り、相談対応の充実及び課題解決に努めます。	児童家庭課
③要保護児童対策地域協議会の充実	・要保護児童対策地域協議会において、関係機関との円滑な連携・協力を確保するとともに、児童虐待防止の啓蒙啓発活動に取り組めます。	児童家庭課
④養育支援訪問事業の推進	・児童の養育に支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、定期的な訪問支援を行い、育児不安の早期対応・児童虐待の未然防止に努めます。	児童家庭課
⑤子育て世帯訪問支援事業	・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、傾聴や支援の実施により、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりの未然防止を図るため、事業の実施を検討します。	児童家庭課
⑥児童育成支援拠点事業	・家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。 ・児童及びその家庭への支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を目指すため、事業の実施を検討します。	児童家庭課
⑦親子関係形成支援事業	・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。親子間における適切な関係性の構築を図るため、事業の実施を検討します。	児童家庭課

## 施策2：子育ての経済的負担の軽減

子育てにおける経済的な負担は大きな課題となっており、理想のこども数を持たない理由の一つになっているほか、多くの保護者から経済的な支援を希望する声があがっています。次代を担うこどもの育ちを支えるため、誰もが安心して子育てを行えるように様々な経済的支援に取り組みます。

### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①多子世帯に向けた保育料の負担軽減	・誰もが安心して子育てを行える環境を実現するため、多子世帯における保育料の負担軽減に取り組みます。	子育て支援課
②ファミリー・サポート・センターの利用料金の一部助成	・ひとり親家庭や非課税世帯等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料金の一部助成を継続実施します。	こども政策課
③放課後児童クラブの利用料助成	・放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭や非課税世帯等に対し、継続して一部助成を実施します。	こども政策課
④病児保育利用者への低所得者減免の継続実施	・低所得世帯を対象に病児保育利用時の減免を継続し、すべてのこどもがサービスを受けることができるように支援します。	子育て支援課
⑤こども医療費助成の継続実施	・中学校卒業前までのこどもの通院・入院にかかる医療費が現物給付となっていることを含め、市報やポスター掲示による事業の周知を行い、利用促進を図ります。	児童家庭課
⑥小学校給食費補助金	・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小学校の給食費に対する助成を実施します。	学校給食センター
⑦就学援助の継続実施	・経済的理由によって就学が困難と認められる世帯に対して、学用品費等の援助を適切に実施し、保護者の経済的負担軽減に取り組みます。	学務課

## 施策3：仕事と家庭の両立支援

全ての市民が、その個性と能力を活かし、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。また、こどものより良い育ちを実現するためには、男女が共にこどもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

男女共同参画社会を実現させるためにも、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や性別による固定的役割分担の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①仕事と生活の調和に向けた意識啓発	・様々な機会を活用し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスの重要性について市民への啓発を図り、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めます。	市民協働課 産業政策課
②企業等に対する働きかけの実施	・商工会等と連携し、市内事業所に対して労働条件改善のための啓発活動を実施していくとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進を図ります。	産業政策課
③男性の家事・子育てへの主体的参画の促進	・従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力しながら、積極的に家事、育児、介護に参画することの重要性を普及・啓発し、男性の家庭生活への参画を促進します。	市民協働課

## 施策4：ひとり親家庭への支援（宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画）

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、経済的な困窮や、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。

当事者団体、地域、関係機関等と連携しながら、相談・情報提供、就業支援、経済的支援、子育て及び生活支援、養育費の確保支援に取り組み、ひとり親家庭の自立促進を図ります。

※ひとり親家庭とは、基本的に母子家庭及び父子家庭で、原則、児童扶養手当の受給者とします。  
ただし、各種事業を展開する中で、必要に応じて柔軟に対応します。

### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①相談・情報提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭が抱える様々な問題・相談に対し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うための総合的な相談窓口としての役割を担う「母子・父子自立支援員」について周知を図るとともに、相談（予約制）の利用を促進します。また、母子・父子自立支援員の資質向上に努めます。</li> <li>・各種支援策を有効に活用できるよう、ひとり親家庭支援に関するチラシの配布や、広報誌・ホームページを活用した情報提供の充実を図ります。</li> <li>・ひとり親家庭への地域における支援を強化するため、宜野湾市母子寡婦福祉会、社会福祉協議会、民生委員等とひとり親家庭支援についての情報共有や連携を図ります。</li> </ul>	児童家庭課
②就業に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親の安定した就労を目指し、自立支援教育訓練給付金事業※<sup>1</sup>や高等職業訓練促進給付金等事業※<sup>2</sup>など、資格や技能取得のための各種支援策を継続します。</li> <li>・早期就労や転職、増収を希望するひとり親に対し、ハローワーク沖縄と連携し、職歴や適性等に応じたきめ細やかな就労相談を行います。</li> <li>・ひとり親家庭の生活状況や本人の就業意欲等に応じた母子・父子自立支援プログラムを策定し、就業と子育ての両立などの不安の解消のための支援を実施します。</li> <li>・沖縄県母子家庭等就業・自立支援センター、沖縄県母子寡婦福祉連合会等が主催する就労支援講座の情報提供をし、資格や技能取得を支援します。</li> </ul>	児童家庭課
③自立に向けた経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当制度や母子寡婦福祉資金貸付等が生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、周知を図ります。</li> <li>・母子及び父子家庭等医療費助成制度を継続実施します。</li> </ul>	児童家庭課

取組名称	取組の内容	担当課
④子育て及び生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の中学生を対象に、市内大学のボランティア団体との協働により学習支援や交流を行うことにより、学習習慣等の基本的な生活習慣の習得を支援します。</li> <li>・未就学児がいるひとり親家庭の就労と育児の両立を支援し、経済的安定を図るために、認可保育所への入所選考時の優先的取扱いを継続して実施します。</li> <li>・認可保育施設に空きがない等の理由により、子どもを認可外保育施設に入所させているひとり親家庭に対し、認可外保育施設の利用料及び給食費を上限額の範囲内で補助します。</li> <li>・市営住宅の空き家待ち入居者決定時において、ひとり親世帯が入居できる優先入居枠を確保します。</li> <li>・疾病等の事由により、ひとり親家庭が一時的な支援を要する場合に家庭生活支援員を派遣する「日常生活支援事業」の普及に努めるとともに、登録および利用促進を図ります。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">児童家庭課 子育て支援課 建築課</p>
⑤養育費の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの当然の権利を守るためにも、養育費に関するリーフレットの配布や沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターなど、養育費に関する相談窓口の周知を図ります。</li> <li>・養育費の取り決めや確保については、法律に関わる課題等が生じることから、市や関係機関の法律相談窓口を周知し、利用を促進します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">児童家庭課</p>

※1 自立支援教育訓練促進給付金事業

母子家庭の母、または父子家庭の父が、自立に向けて雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講料として支払った費用の一部が支給されます。雇用保険の講座の種類（一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付）により給付額が異なります。

※2 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母、または父子家庭の父が、看護師や保育士等の資格取得のために、6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間の生活費の支援を行います。

## 基本目標6：こどもの貧困対策の推進（宜野湾市子ども未来応援計画）

### 施策1：こども・若者への支援

こども・若者の豊かな成長を支えていくために、基本的な生活習慣の確立と健全な心身の育成を目指します。生活環境に沿った専門的な支援を提供する居場所の設置や、確かな学力の育成支援、支援を要する青少年のための取り組みを図ります。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①専門的支援を行う拠点型こどもの居場所の設置	・不登校や非行等の問題を抱えた困窮世帯のこどもに対し、自立に向けた支援を行う拠点型こどもの居場所を設置します。地域で展開するこどもの居場所と連携を図りつつ、これらの居場所で実施する食事提供や学習支援等の支援以外にも、生活支援、就労支援等の保護者支援など専門的支援が受けられるものとします。	福祉総務課
②学習生活支援事業（通塾制度等）	・経済的な理由や家庭の事情等により学習環境が不安定なこどもに対し、一般塾等の活用による学習機会を提供し、高校進学率の向上を目指す取り組みを行います。	福祉総務課
③青少年の自立に向けた支援	・すべての青少年が将来に夢と希望を持ち、自立した生活を送っていくことができるよう、地域等との連携により支援を必要とする青少年を早期に発見していくとともに、学び直しや就労等の支援を行っていきます。（出前こどもの居場所の実施）	福祉総務課

### 施策2：保護者への支援

困窮世帯においては、単に経済的に困窮しているだけでなく保護者が多重債務に陥っている、こどもに障がいがある等、複合的な課題が絡み合っていることも少なくありません。そうした世帯のこども達の成長や自立を支援するには、保護者をはじめとした世帯に対する支援も求められます。

経済的な支援をはじめ、就労支援や食の支援等を図ることにより、保護者の生活基盤を支え、こども達が安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①各種経済支援策の案内や手続き支援	・複合的な課題が絡み合っていることも少ない困窮世帯に対して、各種経済的な支援の案内や手続き支援を行うことで、利用を促進します。	福祉総務課
②生活困窮者自立支援制度と連携した生活の安定・就労支援	・経済的支援等が必要な生活困窮者に対して、どのような支援が必要かを支援員と一緒に考え、一人一人の希望に合った支援プランを作成し、生活の安定・就労支援に取り組みます。	福祉総務課
③困窮世帯等の食支援（こども食堂・フードバンク等）	・こども食堂やフードバンク等、地域で食事の提供を行う居場所や食品等を安定的に供給する体制整備に取り組みます。	福祉総務課

### 施策3：こどもの貧困対策推進のための体制強化

こどもの貧困対策の各種取り組みを拡充させていくため、推進基盤の充実を図ります。各種支援活動への参加促進や連携体制の構築、支援につなげるための体制の強化、支援員の資質の向上等に取り組めます。

#### <具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①地域・企業・市民等のこども支援活動への参画促進と連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの居場所の機能強化や地域社会とのつながりを促進するため、こどもの居場所の連絡会を継続します。</li> <li>・困窮世帯を支えるための、地域や企業・市民等のボランティア活動や寄附寄贈について、広報等により周知を行う等の支援に取り組めます。</li> </ul>	福祉総務課
②こどもを支援につなげる体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの貧困に関する各地域の現状を把握し、こどもの居場所や児童家庭課、はごろも学習センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、こどもを支援につなげるための調整等を行う「こども支援員」の配置を継続します。</li> </ul>	福祉総務課
③こどもや保護者に関わる支援員等の連携と資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども支援員をはじめ、家庭相談員や養育指導員、スクールソーシャルワーカー、母子父子自立支援員等、こどもや保護者に関わる支援員等の連携を深めるとともに、各種研修への参加促進等を図ることにより資質向上に努めます。</li> </ul>	福祉総務課

## 第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策 【子ども・子育て支援事業計画】

本計画では子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する「量の見込み」（需要量）を算出するとともに、「量の見込み」に対応する事業の「確保方策」（事業内容や供給量、実施時期）の計画を位置付けることが義務づけられています。さらに、保護者やこどもが居宅より容易に移動できる範囲で子ども・子育てに関するサービスを受けることのできるよう、地域の実情に応じて「教育・保育提供区域」を設定し、区域毎に「量の見込み」及び「確保方策」を立てる必要があるとされています。

### 1. 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 国の基本指針における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく国の基本方針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実状に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

#### 国の区域設定における考え

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他条件を総合的に勘案して決める
- ・ 小学校区単位、中学校区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- ・ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

#### (2) 宜野湾市における教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域を設定するにあたり、「広い範囲（全市）」と「狭い範囲（小学校区）」を想定し、それぞれの範囲による以下のメリット・デメリットを考慮し、「中学校区」を提供区域として設定するものとします。

#### ◆区域の範囲におけるメリットとデメリット

区域の範囲	メリット	デメリット
広い範囲の場合 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な観点から施設を配置でき、現在の利用者の利用状況に応じた検討が可能</li> <li>・ 一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務地等の都合で、住まいの地域以外の施設や事業を希望するニーズを吸収できない。</li> <li>・ 利用者の自宅付近に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮が必要となる。</li> </ul>
狭い範囲の場合 (小学校区など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内の施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じる可能性があり、一時的な需要の増減に左右されやすい。 (⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要性が生じる。)</li> </ul>

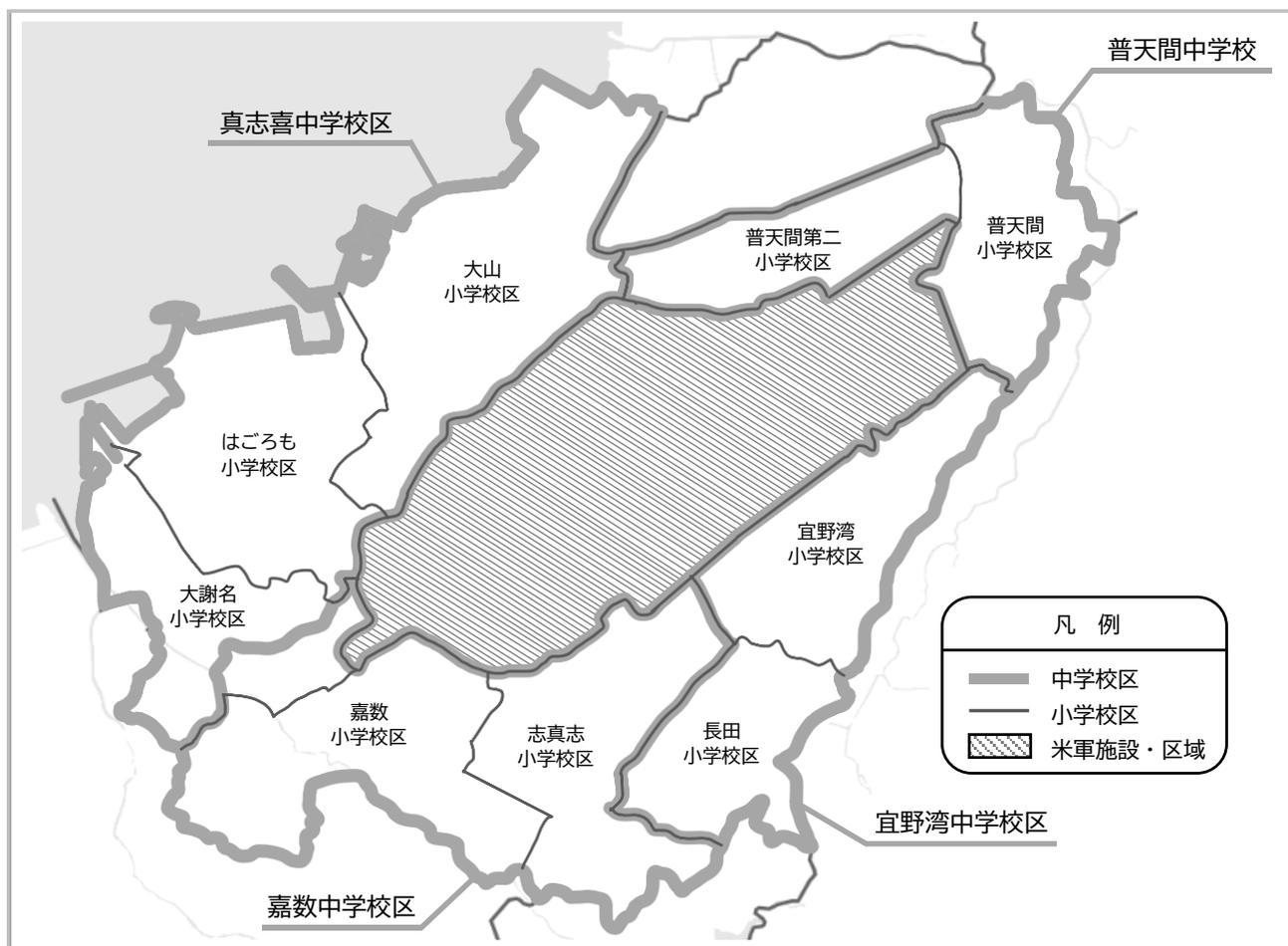
区域設定が狭すぎる場合、需要の一時的な増減に左右されやすく、仮に隣接地域の供給に余裕があったとしても当該地域で整備する必要性が生じ、供給側の効率的な事業提供や定員制限等の負担が懸念されます。

一方で、“保護者やこどもが居宅から安易に移動することが可能な区域を定める”という国の指針からも、市全域からある程度の分けが必要と考えます。ただし、事業によっては、市全域を対象としたものも存在しており、事業の内容も勘案しつつ望ましい区域設定を行っていく必要があります。また、本市の中央には基地があり、東側（330号側）と西側（58号側）を行き来しづらいという事情があり、地域性も異なります。

したがって、「幼児期の学校教育・保育」に係る事業量の検討にあたっては、本市の地域的な結びつきと他計画との整合性を踏まえ、中学校区の範囲で区分を行うものとし、以下の4区域を基本に「教育・保育提供区域」を設定します。なお、第1期計画及び第2期計画では、4中学校区を東側地区と西側地区の2地域区分に分けていましたが、本計画ではより地域の実情に沿った事業提供を目指し、東西で2地域区分に分けずに4中学校区のまま提供区域とします。

教育・保育提供区域			
普天間中学校区	真志喜中学校区	嘉数中学校区	宜野湾中学校区
※第1期及び第2期計画における西側地区		※第1期及び第2期計画における東側地区	

また、「地域子ども・子育て支援事業」に係る事業については市全体を1つの区域としていくものとします。



◆事業ごとの提供区域

施設・事業名	教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育	
①教育・保育施設 (認定こども園、保育所(園)、幼稚園)	4地域区分 (中学校区)
②地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)	
地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	市全域
②一時預かり事業(幼稚園型)	
③一時預かり事業(幼稚園以外)	
④病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	
⑤ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	
⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)	
⑦地域子育て支援拠点事業	
⑧利用者支援事業	
⑨放課後児童健全育成事業	
⑩多様な主体の参入促進事業	
⑪実費徴収に伴う補足給付事業	
⑫乳児家庭全戸訪問事業	
⑬養育支援訪問事業	
⑭子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
⑮妊婦健診	
⑯子育て世帯訪問支援事業	
⑰児童育成支援拠点事業	
⑱親子関係形成支援事業	
⑲妊婦等包括相談支援事業	
⑳乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
㉑産後ケア事業	

## 2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

### (1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は以下の3つです。

#### ◆認定区分の種類

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

### (2) 家庭類型について

幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に対し、どれだけの家庭が該当するのかを想定する必要があります。そのため、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果をもとに、配偶者の有無、両親の就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行っています。なお、類型化した区分を家庭類型と呼び、「現在の家庭類型」を基本に、今後の就労形態・就労時間の希望を踏まえ、「潜在的な家庭類型」を算出しています。

#### ◆家庭類型の種類と本計画における調査結果

タイプ	父母の有無と就労状況	今回の調査結果	
		現在	潜在
A	ひとり親家庭	9.00%	9.00%
B	フルタイム×フルタイム	52.30%	54.92%
C	フルタイム×パートタイム（長時間）	19.92%	18.97%
C'	フルタイム×パートタイム（短時間）	5.68%	5.56%
D	専業主婦・主夫	11.75%	10.41%
E	パートタイム×パートタイム（父母ともに長時間）	0.51%	0.45%
E'	パートタイム×パートタイム（父母どちらかが短時間）	0.00%	0.00%
F	無業×無業	0.83%	0.70%

### (3) 人口推計について

子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、アンケート結果を「認定区分」や「家庭類型」で振り分けた上で、将来人口推計を反映させていくこととなります。人口推計については、各年齢別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。

※コーホート変化率法：

「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の増減から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

本市の児童数についてコーホート変化率法で推計した結果は以下の通りです。就学前児童人口については、過去5年間減少を続けており、今後も減少が続く見込みです。小学生児童人口については、令和4年度までは微減傾向が続いていましたが、令和5年度以降は減少幅が大きくなっており、今後もその傾向が続く見込みです。

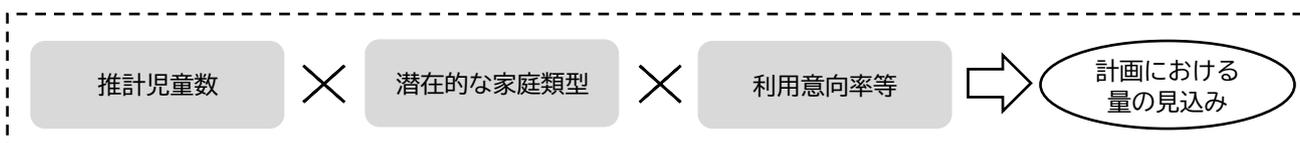
#### ◆計画期間内における児童数推計結果

(単位：人)

		実績					推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	0歳	1,118	1,165	1,085	992	957	988	966	953	937	925
	1歳	1,127	1,113	1,131	1,070	979	939	970	948	935	919
	2歳	1,189	1,101	1,082	1,129	1,050	963	923	954	932	919
	3歳	1,186	1,166	1,089	1,066	1,123	1,039	952	912	943	921
	4歳	1,174	1,176	1,156	1,070	1,047	1,106	1,023	937	898	929
	5歳	1,169	1,166	1,170	1,132	1,085	1,042	1,101	1,018	932	893
	0～5歳計	6,963	6,887	6,713	6,459	6,241	6,077	5,935	5,722	5,577	5,506
小学生児童	6歳	1,170	1,151	1,157	1,153	1,128	1,076	1,033	1,091	1,009	924
	7歳	1,161	1,162	1,155	1,152	1,160	1,130	1,078	1,035	1,093	1,011
	8歳	1,179	1,157	1,163	1,148	1,145	1,155	1,125	1,073	1,030	1,088
	9歳	1,234	1,181	1,158	1,148	1,156	1,144	1,154	1,124	1,072	1,029
	10歳	1,182	1,224	1,181	1,148	1,145	1,151	1,139	1,149	1,119	1,067
	11歳	1,161	1,186	1,227	1,178	1,135	1,141	1,147	1,135	1,145	1,115
	6～11歳計	7,087	7,061	7,041	6,927	6,869	6,797	6,676	6,607	6,468	6,234

### (4) ニーズ量の算出方法

国が示したニーズ量の算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況、施設や事業の利用意向等から設定した教育・保育提供区域ごと、認定区分（1～3号）ごとにニーズ量（必要利用定員総数）を算出しています。利用意向は、家庭類型と同じく、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果から算出しています。なお、上記の方法を基本にニーズ量を算出していますが、現状との乖離の状況等を分析した上で、合理的な条件設定としていくなど、必要に応じて補正を行っています。



### 3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 確保方策検討において

##### ①検討の前提

教育・保育事業の確保にあたっては、その前提として、平成27年に施行された子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭におきつつ、地域の実情に応じて計画内容を位置づけていくものであり、そうした考え方に留意しつつ検討を行っていくものとします。

##### ②確保方策検討の視点

本市では、3年保育や延長保育、土曜保育などの多様化する教育・保育ニーズに対応するため、令和6年2月に「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」を策定し、令和7年度から段階的に市立幼稚園から認定こども園への移行を予定しています。また、うなばら保育所については、施設の老朽化や、医療的ケア児の受入等の社会的ニーズに対応した保育運営が困難なことから、令和7年度に閉鎖し、職員を各公立こども園に再配置します。本計画では、これらの体制整備を踏まえて確保方策を検討します。

#### (2) 教育・保育施設の概要

教育・保育に関する施設・事業としては、以下のものがあります。

#### ◆教育・保育に関する施設・事業

施設		概要
特定教育・保育施設	幼稚園	3歳以上のこどもが小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の学校教育を受ける施設
	保育所	保護者の就労、疾病その他の事由によって保育が必要な乳児、幼児を保育する施設であり、幼稚園や幼保連携型認定こども園の学校と異なる幼児教育を行なう施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設
地域型保育事業	小規模保育	0～2歳児を対象とし、定員が19名以下の少人数で行われる保育事業
	家庭的保育	0～2歳児を対象とし、保護者の居宅やその他の場所で、定員が3名以下の少人数で行われる保育事業
	居宅訪問型保育	0～2歳児を対象とし、居宅で、1対1を基本に行われる保育事業
	事業所内保育	企業が、主に従業員のこども（0～2歳児）を対象に、事業所内や近隣で実施する保育事業
確認を受けない幼稚園		私立幼稚園のうち、平成27年に施行された新制度に移行せずに運営を行うもの
認可外保育施設		認可を受けていないが乳幼児を保育し、市に届出し立ち入り調査を受けている保育施設
企業主導型保育所		企業が、主に従業員のこどもを対象に、事業所内や近隣に設置する保育施設

### (3) 施設ごとの確保方策の考え方

#### 【特定教育・保育施設】

##### ①認可保育所

###### ア：公立保育所

- ・公立保育所2園について、確保方策の量を設定します。
- ・うなばら保育所については、令和7年度の閉所を勘案して、確保方策の量を設定します。

###### イ：私立保育所

- ・現状の施設での定員を基本とし、課題となっている保育士確保について取り組みを行います。
- ・待機児童の解消が求められる低年齢児と他の年齢の定員枠の調整を図り、保護者のニーズに応じた受け入れ体制を確保していきます。

##### ②幼稚園

###### ア：公立幼稚園

- ・公立幼稚園については、施設増の予定はなく、令和7年度から令和10年度にかけてすべての公立幼稚園が認定こども園への段階的に移行することを勘案して、確保方策の量を設定します。

###### イ：私立幼稚園

- ・本市に立地する私立幼稚園について事業量を設定します。
- ・また、他市町村に立地する私立幼稚園に本市の児童が通っている場合、当該幼稚園が新制度に移行するのであれば、今後の本市の児童分の確保については、所在市町村と広域調整を行い事業量の設定を検討していきます。

##### ③認定こども園

- ・現在の16園及び公立幼稚園からの移行予定の9園について、確保方策の量を設定します。
- ・公立幼稚園からの移行予定9園の幼稚園機能の2号については、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」に係る2号（教育）認定として設定します。
- ・保育所機能については3歳以上を2号（保育ニーズ）認定、3歳未満を3号認定分として設定します。

◆認定こども園への移行スケジュール

移行計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
真志喜中学校区	うなばら保育所		・統合準備 【閉所】			
	はごろも幼稚園	・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】		
	大山幼稚園	・移行準備等 ・法人選定 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】			
	大謝名幼稚園		・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】	
普天間中学校区	普天間第二幼稚園	・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】		
	普天間幼稚園			・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】
嘉数中学校区	嘉数幼稚園	・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】		
	志真志幼稚園		・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】	
宜野湾中学校区	長田幼稚園		・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】	
	宜野湾幼稚園			・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】

## 【地域型保育事業】

### ① 小規模保育

- ・現時点の14施設に加えて、令和8年度開園予定の1施設を含めた定員数を確保方策として見込むものとします。
- ・毎年約100名が卒園することとなり、3歳からの受け入れ先となる連携施設が必要となります。現段階では、保育所等を連携施設として想定し、必要に応じて認定こども園でも検討していくものとします。

### ②家庭的保育

- ・事業実施について、今後のニーズを注視しながら検討することとし、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとします。

### ③居宅訪問型保育

- ・事業実施について、今後のニーズを注視しながら検討することとし、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとします。

### ④事業所内保育

- ・市内の企業・病院・介護施設・大学等について、事業所内保育の実施および地域枠の確保を働きかけていくものとします。
- ・現時点の2施設に加えて、令和7年度開園予定の1施設を含めた定員数を確保方策として見込むものとします。

## 【確認を受けない幼稚園】

### ①確認を受けない幼稚園

- ・市内に確認を受けない幼稚園がないことから、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとします。

## 【認可外保育施設】

### ① 認可外保育施設

- ・ 指導監督基準を満たす認可外保育施設を確保方策に計上しています。

### ② 企業主導型保育事業

- ・ 今後も既存の9施設を維持することとして、確保方策に計上しています。

## (4) 確保方策のまとめ

本計画期間において、本市の対象児童数は減少傾向で推移することが想定されているものの、保育士不足等により現時点において待機児童の解消に至っていません。保育士不足への対策を念頭に、提供区域レベルのニーズを見極めつつ受け入れ枠を確保することで、待機児童の解消を目指すものとします。

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和7年度）

認定区分	1号・2号						3号			教育	保育	合計			
	(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	教育	保育	合計						
	教育	教育	保育	保育	保育	保育									
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）						190	663	1,927	400	723	793	853	3,843	4,696
	確保方策						1,270	2,120	465	730	818	1,270	4,133	5,403	
	特定教育・保育施設						1,210	60	1,979	383	611	665	1,270	3,638	4,908
	幼稚園						965	0	0	-	-	-	965	0	965
	保育所						-	-	860	148	260	287	-	1,555	1,555
	認定こども園						245	60	1,119	235	351	378	305	2,083	2,388
	地域型保育事業						-	-	12	77	102	116	-	307	307
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	115	0	14	18	-	147	147
企業主導型保育所						-	-	14	5	3	19	-	41	41	
確保方策一量の見込み						417	193	65	7	25	417	290	707		
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）						30	93	317	54	90	104	123	565	688
								(計)123							
	確保方策						172	259	65	94	105	172	523	695	
	特定教育・保育施設						172	0	219	58	84	92	172	453	625
	幼稚園						130	0	0	-	-	-	130	0	130
	保育所						-	-	34	9	12	15	-	70	70
	認定こども園						42	0	185	49	72	77	42	383	425
	地域型保育事業						-	-	12	7	7	11	-	37	37
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	28	0	3	2	-	33	33
企業主導型保育所						-	-	0	0	0	0	-	0	0	
確保方策一量の見込み						49	-58	11	4	1	49	-42	7		
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）						63	198	482	156	195	220	261	1,053	1,314
								(計)261							
	確保方策						380	627	149	242	262	380	1,280	1,660	
	特定教育・保育施設						320	60	566	106	169	177	380	1,018	1,398
	幼稚園						225	0	0	-	-	-	225	0	225
	保育所						-	-	321	51	96	102	-	570	570
	認定こども園						95	60	245	55	73	75	155	448	603
	地域型保育事業						-	-	-	43	63	69	-	175	175
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	61	0	10	16	-	87	87
企業主導型保育所						-	-	0	0	0	0	-	0	0	
確保方策一量の見込み						119	145	-7	47	42	119	227	346		
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）						59	233	647	124	243	256	292	1,270	1,562
								(計)292							
	確保方策						558	751	149	243	292	558	1,435	1,993	
	特定教育・保育施設						558	0	728	129	224	256	558	1,337	1,895
	幼稚園						480	0	0	-	-	-	480	0	480
	保育所						-	-	261	39	84	96	-	480	480
	認定こども園						78	0	467	90	140	160	78	857	935
	地域型保育事業						-	-	-	18	18	21	-	57	57
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	9	0	0	0	-	9	9
企業主導型保育所						-	-	14	2	1	15	-	32	32	
確保方策一量の見込み						266	104	25	0	36	266	165	431		
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）						38	139	481	66	195	213	177	955	1,132
								(計)177							
	確保方策						160	483	102	151	159	160	895	1,055	
	特定教育・保育施設						160	0	466	90	134	140	160	830	990
	幼稚園						130	0	0	-	-	-	130	0	130
	保育所						-	-	244	49	68	74	-	435	435
	認定こども園						30	0	222	41	66	66	30	395	425
	地域型保育事業						-	-	-	9	14	15	-	38	38
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	17	0	1	0	-	18	18
企業主導型保育所						-	-	0	3	2	4	-	9	9	
確保方策一量の見込み						-17	2	36	-44	-54	-17	-60	-77		

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和8年度）

認定区分	1号・2号			3号			教育	保育	合計						
	(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児									
	教育	教育	保育	保育	保育	保育									
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）						184	641	1,858	391	746	818	825	3,813	4,638
								825	1,858	391	746	818			
	確保方策						1,385	2,056	488	746	837	1,385	4,127	5,512	
	特定教育・保育施設						1,105	280	1,907	377	593	641	1,385	3,518	4,903
	幼稚園						735	0	0	-	-	-	735	0	735
	保育所						-	-	788	142	242	263	-	1,435	1,435
	認定こども園						370	280	1,119	235	351	378	650	2,083	2,733
	地域型保育事業						-	-	12	80	110	124	-	326	326
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	115	0	14	18	-	147	147
企業主導型保育所						-	-	22	31	29	54	-	136	136	
確保方策一量の見込み						560	198	97	0	19	560	314	874		
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）						29	89	303	52	92	108	118	555	673
								(計)118	303	52	92	108			
	確保方策						227	259	65	94	105	227	523	750	
	特定教育・保育施設						152	75	219	58	84	92	227	453	680
	幼稚園						65	0	0	-	-	-	65	0	65
	保育所						-	-	34	9	12	15	-	70	70
	認定こども園						87	75	185	49	72	77	162	383	545
	地域型保育事業						-	-	12	7	7	11	-	37	37
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	28	0	3	2	-	33	33
企業主導型保育所						-	-	0	0	0	0	-	0	0	
確保方策一量の見込み						109	-44	13	2	-3	109	-32	77		
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）						62	195	473	154	204	229	257	1,060	1,317
								(計)257	473	154	204	229			
	確保方策						405	555	146	232	246	405	1,179	1,584	
	特定教育・保育施設						265	140	494	100	151	153	405	898	1,303
	幼稚園						125	0	0	-	-	-	125	0	125
	保育所						-	-	249	45	78	78	-	450	450
	認定こども園						140	140	245	55	73	75	280	448	728
	地域型保育事業						-	-	46	71	77	77	-	194	194
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	61	0	10	16	-	87	87
企業主導型保育所						-	-	0	0	0	0	-	0	0	
確保方策一量の見込み						148	82	-8	28	17	148	119	267		
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）						56	223	618	121	266	280	279	1,285	1,564
								(計)279	618	121	266	280			
	確保方策						593	759	175	269	327	593	1,530	2,123	
	特定教育・保育施設						528	65	728	129	224	256	593	1,337	1,930
	幼稚園						415	0	0	-	-	-	415	0	415
	保育所						-	-	261	39	84	96	-	480	480
	認定こども園						113	65	467	90	140	160	178	857	1,035
	地域型保育事業						-	-	18	18	21	21	-	57	57
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	9	0	0	0	-	9	9
企業主導型保育所						-	-	22	28	27	50	-	127	127	
確保方策一量の見込み						314	141	54	3	47	314	245	559		
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）						37	134	464	64	184	201	171	913	1,084
								(計)171	464	64	184	201			
	確保方策						160	483	102	151	159	160	895	1,055	
	特定教育・保育施設						160	0	466	90	134	140	160	830	990
	幼稚園						130	0	0	-	-	-	130	0	130
	保育所						-	-	244	49	68	74	-	435	435
	認定こども園						30	0	222	41	66	66	30	395	425
	地域型保育事業						-	-	9	14	15	15	-	38	38
	確認を受けない幼稚園						0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設						-	-	17	0	1	0	-	18	18
企業主導型保育所						-	-	0	3	2	4	-	9	9	
確保方策一量の見込み						-11	19	38	-33	-42	-11	-18	-29		

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和9年度）

認定区分	1号・2号			3号			教育	保育	合計						
	(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児									
	教育	教育	保育	保育	保育	保育									
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）						171	597 768	1,733	387	729	799	768	3,648	4,416
	確保方策	特定教育・保育施設						1,479	2,056	488	746	837	1,479	4,127	5,606
		幼稚園	985	494	1,907	377	593	641	1,479	3,518	4,997				
		保育所	505	0	0	-	-	-	505	0	505				
		認定こども園	-	-	788	142	242	263	-	1,435	1,435				
		地域型保育事業	480	494	1,119	235	351	378	974	2,083	3,057				
		確認を受けない幼稚園	-	-	12	80	110	124	-	326	326				
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0				
		企業主導型保育所	-	-	115	0	14	18	-	147	147				
	確保方策一量の見込み						-	-	22	31	29	54	-	136	136
確保方策一量の見込み						711	323	101	17	38	711	479	1,190		
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）						27	83 (計)110	281	50	89	103	110	523	633
	確保方策	特定教育・保育施設						227	259	65	94	105	227	523	750
		幼稚園	152	75	219	58	84	92	227	453	680				
		保育所	65	0	0	-	-	-	65	0	65				
		認定こども園	-	-	34	9	12	15	-	70	70				
		地域型保育事業	87	75	185	49	72	77	162	383	545				
		確認を受けない幼稚園	-	-	12	7	7	11	-	37	37				
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0				
		企業主導型保育所	-	-	28	0	3	2	-	33	33				
	確保方策一量の見込み						-	-	0	0	0	-	0	0	
確保方策一量の見込み						117	-22	15	5	2	117	0	117		
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）						57	182 (計)239	442	154	201	227	239	1,024	1,263
	確保方策	特定教育・保育施設						440	555	146	232	246	440	1,179	1,619
		幼稚園	235	205	494	100	151	153	440	898	1,338				
		保育所	60	0	0	-	-	-	60	0	60				
		認定こども園	-	-	249	45	78	78	-	450	450				
		地域型保育事業	175	205	245	55	73	75	380	448	828				
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	46	71	77	-	194	194				
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0				
		企業主導型保育所	-	-	61	0	10	16	-	87	87				
	確保方策一量の見込み						-	-	0	0	0	-	0	0	
確保方策一量の見込み						201	113	-8	31	19	201	155	356		
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）						51	203 (計)254	563	119	258	272	254	1,212	1,466
	確保方策	特定教育・保育施設						647	759	175	269	327	647	1,530	2,177
		幼稚園	478	169	728	129	224	256	647	1,337	1,984				
		保育所	315	0	0	-	-	-	315	0	315				
		認定こども園	-	-	261	39	84	96	-	480	480				
		地域型保育事業	163	169	467	90	140	160	332	857	1,189				
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	18	18	21	-	57	57				
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0				
		企業主導型保育所	-	-	9	0	0	0	-	9	9				
	確保方策一量の見込み						-	-	22	28	27	50	-	127	127
確保方策一量の見込み						393	196	56	11	55	393	318	711		
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）						36	129 (計)165	447	64	181	197	165	889	1,054
	確保方策	特定教育・保育施設						165	483	102	151	159	165	895	1,060
		幼稚園	120	45	466	90	134	140	165	830	995				
		保育所	65	0	0	-	-	-	65	0	65				
		認定こども園	-	-	244	49	68	74	-	435	435				
		地域型保育事業	55	45	222	41	66	66	100	395	495				
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	9	14	15	-	38	38				
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0				
		企業主導型保育所	-	-	17	0	1	0	-	18	18				
	確保方策一量の見込み						-	-	0	3	2	4	-	9	9
確保方策一量の見込み						0	36	38	-30	-38	0	6	6		

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和10年度）

認定区分	1号・2号						3号			教育	保育	合計
	(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	教育	保育	合計			
	教育	教育	保育	保育	保育	保育						
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）	165	578	1,677	381	721	788	743	3,567	4,310		
	確保方策		1,479	2,056	488	746	837	1,479	4,127	5,606		
		特定教育・保育施設	895	584	1,907	377	593	641	1,479	3,518	4,997	
		幼稚園	375	0	0	-	-	-	375	0	375	
		保育所	-	-	788	142	242	263	-	1,435	1,435	
		認定こども園	520	584	1,119	235	351	378	1,104	2,083	3,187	
		地域型保育事業	-	-	12	80	110	124	-	326	326	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	115	0	14	18	-	147	147	
	企業主導型保育所	-	-	22	31	29	54	-	136	136		
確保方策一量の見込み	736	379	107	25	49	736	560	1,296				
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）	25	77	261	49	86	99	102	495	597		
	確保方策		232	259	65	94	105	232	523	755		
		特定教育・保育施設	112	120	219	58	84	92	232	453	685	
		幼稚園	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
		保育所	-	-	34	9	12	15	-	70	70	
		認定こども園	112	120	185	49	72	77	232	383	615	
		地域型保育事業	-	-	12	7	7	11	-	37	37	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	28	0	3	2	-	33	33	
	企業主導型保育所	-	-	0	0	0	0	-	0	0		
確保方策一量の見込み	130	-2	16	8	6	130	28	158				
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）	55	176	426	152	201	226	231	1,005	1,236		
	確保方策		440	555	146	232	246	440	1,179	1,619		
		特定教育・保育施設	235	205	494	100	151	153	440	898	1,338	
		幼稚園	60	0	0	-	-	-	60	0	60	
		保育所	-	-	249	45	78	78	-	450	450	
		認定こども園	175	205	245	55	73	75	380	448	828	
		地域型保育事業	-	-	-	46	71	77	-	194	194	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	61	0	10	16	-	87	87	
	企業主導型保育所	-	-	0	0	0	0	-	0	0		
確保方策一量の見込み	209	129	-6	31	20	209	174	383				
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）	50	197	547	117	254	267	247	1,185	1,432		
	確保方策		647	759	175	269	327	647	1,530	2,177		
		特定教育・保育施設	478	169	728	129	224	256	647	1,337	1,984	
		幼稚園	315	0	0	-	-	-	315	0	315	
		保育所	-	-	261	39	84	96	-	480	480	
		認定こども園	163	169	467	90	140	160	332	857	1,189	
		地域型保育事業	-	-	-	18	18	21	-	57	57	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	9	0	0	0	-	9	9	
	企業主導型保育所	-	-	22	28	27	50	-	127	127		
確保方策一量の見込み	400	212	58	15	60	400	345	745				
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）	35	128	443	63	180	196	163	882	1,045		
	確保方策		160	483	102	151	159	160	895	1,055		
		特定教育・保育施設	70	90	466	90	134	140	160	830	990	
		幼稚園	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
		保育所	-	-	244	49	68	74	-	435	435	
		認定こども園	70	90	222	41	66	66	160	395	555	
		地域型保育事業	-	-	-	9	14	15	-	38	38	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	17	0	1	0	-	18	18	
	企業主導型保育所	-	-	0	3	2	4	-	9	9		
確保方策一量の見込み	-3	40	39	-29	-37	-3	13	10				

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和11年度）

認定区分	1号・2号						3号			教育	保育	合計
	(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	教育	保育	合計			
	教育	教育	保育	保育	保育	保育						
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）	164	571	1,658	377	706	774	735	3,515	4,250		
	確保方策		1,479	2,056	488	746	837	1,479	4,127	5,606		
		特定教育・保育施設	895	584	1,907	377	593	641	1,479	3,518	4,997	
		幼稚園	375	0	0	-	-	-	375	0	375	
		保育所	-	-	788	142	242	263	-	1,435	1,435	
		認定こども園	520	584	1,119	235	351	378	1,104	2,083	3,187	
		地域型保育事業	-	-	12	80	110	124	-	326	326	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	115	0	14	18	-	147	147	
	企業主導型保育所	-	-	22	31	29	54	-	136	136		
確保方策一量の見込み	744	398	111	40	63	744	612	1,356				
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）	25	75	256	47	80	94	100	477	577		
	確保方策		232	259	65	94	105	232	523	755		
		特定教育・保育施設	112	120	219	58	84	92	232	453	685	
		幼稚園	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
		保育所	-	-	34	9	12	15	-	70	70	
		認定こども園	112	120	185	49	72	77	232	383	615	
		地域型保育事業	-	-	12	7	7	11	-	37	37	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	28	0	3	2	-	33	33	
	企業主導型保育所	-	-	0	0	0	0	-	0	0		
確保方策一量の見込み	132	3	18	14	11	132	46	178				
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）	56	176	427	153	201	226	232	1,007	1,239		
	確保方策		440	555	146	232	246	440	1,179	1,619		
		特定教育・保育施設	235	205	494	100	151	153	440	898	1,338	
		幼稚園	60	0	0	-	-	-	60	0	60	
		保育所	-	-	249	45	78	78	-	450	450	
		認定こども園	175	205	245	55	73	75	380	448	828	
		地域型保育事業	-	-	-	46	71	77	-	194	194	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	61	0	10	16	-	87	87	
	企業主導型保育所	-	-	0	0	0	0	-	0	0		
確保方策一量の見込み	208	128	-7	31	20	208	172	380				
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）	48	192	532	115	249	262	240	1,158	1,398		
	確保方策		647	759	175	269	327	647	1,530	2,177		
		特定教育・保育施設	478	169	728	129	224	256	647	1,337	1,984	
		幼稚園	315	0	0	-	-	-	315	0	315	
		保育所	-	-	261	39	84	96	-	480	480	
		認定こども園	163	169	467	90	140	160	332	857	1,189	
		地域型保育事業	-	-	-	18	18	21	-	57	57	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	9	0	0	0	-	9	9	
	企業主導型保育所	-	-	22	28	27	50	-	127	127		
確保方策一量の見込み	407	227	60	20	65	407	372	779				
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）	35	128	443	62	176	192	163	873	1,036		
	確保方策		160	483	102	151	159	160	895	1,055		
		特定教育・保育施設	70	90	466	90	134	140	160	830	990	
		幼稚園	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
		保育所	-	-	244	49	68	74	-	435	435	
		認定こども園	70	90	222	41	66	66	160	395	555	
		地域型保育事業	-	-	-	9	14	15	-	38	38	
		確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
		認可外保育施設	-	-	17	0	1	0	-	18	18	
	企業主導型保育所	-	-	0	3	2	4	-	9	9		
確保方策一量の見込み	-3	40	40	-25	-33	-3	22	19				

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の各事業とその内容は、以下の通りです。

	事業名	事業内容
1	延長保育事業	通常保育の時間を超えて保育を行う事業
2	一時預かり事業（幼稚園型）	主に1号認定のこどもを対象として、保護者がこどもを見るのが一時的に困難になった場合に、幼稚園、認定こども園などが一時的にこどもを預かる事業
3	一時預かり事業（幼稚園以外）	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていないこどもを対象とした一時預かり事業
4	病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業（本市では海邦病院にて実施）
5	ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	小学生の放課後の預かりの実施等を行う事業
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業
7	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業（本市では宜野湾保育所をはじめ、8園で実施）
8	利用者支援事業	こども、その保護者、または妊娠している方が安心して子育てができるよう個々に応じた相談、助言を行い、関係機関とのつなぎをサポートする事業（本市では子育て支援課及び健康増進課の2箇所で開催）
9	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
10	多様な主体の参入促進事業	保育所新規設置事業者が円滑に実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業
11	実費徴収に伴う補足給付事業	低所得世帯向けに、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的とした事業
13	養育支援訪問事業	妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭や、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な養育者に対し子育て等へのアドバイスをする人等を派遣する事業
14	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業
15	妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査」「保健相談」などを実施する事業

	事業名	事業内容
16	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業
17	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業
18	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業
19	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる相談支援事業
20	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業
21	産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

地域子ども・子育て支援事業の各事業の量の見込みと、確保内容は以下の通りです。

### (1) 延長保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数（人）	2,306	2,279	2,170	2,119	2,090
確保方策	実人数（人）	4,066	4,185	4,399	4,489	4,489
	施設数（か所）	50	53	56	58	58
確保方策一量の見込み	実人数（人）	1,760	1,906	2,229	2,370	2,399

※認可を受けている市内施設48園が実施しているため、0～5歳のすべての定員数を確保方策として計上。

### (2) 一時預かり（幼稚園型）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	59,408	37,788	16,996	4,688	4,638
確保方策	延べ人数（人日）	60,953	35,221	19,734	4,832	4,795
	施設数（か所）	25	25	25	25	25
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）	1,545	-2,567	2,738	144	157

※市立幼稚園の認定こども園への移行に伴い、量の見込みは段階的に減少する見込み。

（一時預かり利用者は認定こども園の1号利用者のみとなり、2号認定者については、認定こども園の保育利用者となります）

### (3) 一時預かり（幼稚園型以外）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	延べ人数（人日）	1,906	1,863	1,800	1,755	1,733	
確保方策	一時預かり	延べ人数（人日）	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
		施設数（か所）	4	4	4	4	4
	ファミサポ	延べ人数（人日）	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	トワイライトステイ	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0
	計	延べ人数（人日）	3,162	3,162	3,162	3,162	3,162
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）	1,256	1,299	1,362	1,407	1,429	

※一時預かり事業を実施しているのは2施設であるが、過去は4施設での実施であったため、4施設分を目標として計上。

(4) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児、緊急対応強化事業）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	延べ人数（人日）		950	928	895	872	861	
確保方策	病児保育事業	病児・病後児	延べ人数（人日）	720	720	720	720	720
			施設数（か所）	1	1	1	1	1
		体調不良児	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
			施設数（か所）	0	0	0	0	0
		非施設型	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
			施設数（か所）	0	0	0	0	0
	ファミサポ	延べ人数（人日）	5	5	5	5	5	
計	延べ人数（人日）	725	725	725	725	725		
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）		-225	-203	-170	-147	-136	

※病児保育事業は1日定員3名×240日が対応可能であることから、確保方策として計上し、ファミサポについては、過去の実績から5人日で計上。

(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	728	715	707	693	667
確保方策	延べ人数（人日）	776	826	827	734	734
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）	48	111	120	41	67

※過去の実績割合の平均を推計児童数に掛けて量の見込みを算出。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	63	63	63	63	63
確保方策	延べ人数（人日）	63	63	63	63	63
	施設数（か所）	10	10	10	10	10
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0

※過去実績から利用人数18人×平均利用日数3.5日=63人日を量の見込みとし、その同数を確保方策として計上。

(7) 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	9,180	8,966	8,644	8,425	8,318
確保方策	実施数（か所）	8	8	8	8	8

※確保方策としては実施か所数を計上することから、現在実施している施設数の実績を計上。

## (8) 利用者支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	施設数(か所)	2	2	2	2	2
確保方策	基本型	施設数(か所)	1	1	1	1
	こ家セン型	施設数(か所)	1	1	1	1
	計	施設数(か所)	2	2	2	2
確保方策—量の見込み	施設数(か所)	0	0	0	0	0

※子育て支援課(基本型)及び健康増進課・児童家庭課(こども家庭センター型)での実施を継続。

## (9) 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	実人数(人)	2,221	2,167	2,144	2,099	2,024	
確保方策	登録児童数(人)		1,677	1,797	1,877	1,957	2,037
	施設数	公的施設利用(か所)	5	5	5	5	5
		民間施設利用(か所)	44	47	49	51	53
		計(か所)	49	52	54	56	58
確保方策—量の見込み	実人数(人)	-544	-370	-267	-142	13	

※待機児童の状況、市内小学校児童数の推計及び人口動態等を活用し、需要度が高い小学校区を優先に放課後児童クラブを増設していくことで、入所可能児童数の確保に繋げていく。

### (10) 多様な主体の参入促進事業

保育所の新規設置事業者が円滑に事業を実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業です。現時点では新規設置事業者の予定はないものの、計画期間内で3箇所の実施を見込みます。

### (11) 実費徴収に伴う補足給付事業

低所得世帯に対して、保育所等での実費(日用品、文具等)に係る費用を補助する事業です。過去実績から計画期間内で13人を対象に実施を見込みます。

### (12) 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数(人)	800	782	771	758	748
確保方策	実人数(人)	800	782	771	758	748
確保方策—量の見込み	実人数(人)	0	0	0	0	0

※過去の実績と推計出生数から算出した量の見込みと同数を確保方策として計上。

### (13) 養育支援訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数(人)	42	41	40	40	39
確保方策	実人数(人)	40	40	40	40	40
確保方策ー量の見込み	実人数(人)	-2	-1	0	0	1

※養育指導員の人数を踏まえ、40名を確保方策として計上。必要性が少なくなった人については他のサービスにつなぐ等の対応を進める。

### (14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業です。量の見込み及び確保方策については、箇所数での計上となっており、本市では、様々な問題で悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークとして「宜野湾市要保護児童対策地域協議会（愛称：じのーんキッズ安心ネット）」を設置し、支援に取り組んでいます。

### (15) 妊婦健診

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人回)	11,895	11,630	11,474	11,281	11,137
確保方策	延べ人数(人回)	11,895	11,630	11,474	11,281	11,137
確保方策ー量の見込み	延べ人数(人回)	0	0	0	0	0

※過去の実績と推計児童数から算出した量の見込みと同数を確保方策として計上。

### (16) 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	771	760	749	736	721
確保方策	延べ人数(人日)	771	760	749	736	721
確保方策ー量の見込み	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0

※対象となる世帯の割合と平均利用日数と推計児童数から算出した量の見込みと同数を確保方策として計上。

### (17) 児童育成支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	15	15	15	14	14
確保方策	延べ人数(人日)	0	0	0	0	14
確保方策ー量の見込み	延べ人数(人日)	-15	-15	-15	-14	0

※対象となる世帯の割合と推計児童数から算出した量の見込みを設定。令和6年9月より開始した拠点型こどもの居場所事業と対象者が被る可能性が高く、確保方策については事業の必要性を踏まえて検討。

### (18) 親子関係形成支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	15	15	14	14	14
確保方策	延べ人数(人日)	0	0	10	10	10
確保方策一量の見込み	延べ人数(人日)	-15	-15	-4	-4	-4

※対象となる世帯の割合と推計児童数から算出した量の見込みを設定。本事業の対象者との信頼関係の構築やプログラムへの参加促進に時間がかかることを見越し、確保方策を計上。

### (19) 妊婦等包括相談支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	面談実施合計回数(回)	2000	2000	2000	2000	2000
確保方策	面談実施合計回数(回)	2000	2000	2000	2000	2000
確保方策一量の見込み	面談実施合計回数(回)	0	0	0	0	0

※年間妊娠届出数が1,000件以下で推移すると想定し、一人に対して2回の実施を見込むことから2,000回を量の見込みとし、その同数を確保方策として計上。3回目以降の面談はアンケートにて実施を希望した場合に限り、継続支援は基本的に電話での対応を想定。

### (20) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	3,479	4,596	6,876	9,000	11,085
確保方策	延べ人数(人日)	3,432	4,596	6,876	9,000	11,085
確保方策一量の見込み	延べ人数(人日)	-47	0	0	0	0

※量の見込み(人日) = 0歳6か月から満3歳児未満の未就園児数 × 利用率 × 10時間(月一定時間) × 12か月 ÷ 8時間(人日に対する時間換算) で算出。

利用率については、制度の浸透とともに徐々に利用意向が高まることを想定。

令和7年度の確保方策については、市内保育施設に対する実施意向調査等を基に算出し、令和8年度以降は、量の見込みと同数を確保方策として計上。

国の方針では令和8年度からの本格実施であるも、本市では令和7年度からの実施を想定。

### (21) 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	780	780	780	780	780
確保方策	延べ人数(人日)	780	780	780	780	780
確保方策一量の見込み	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0

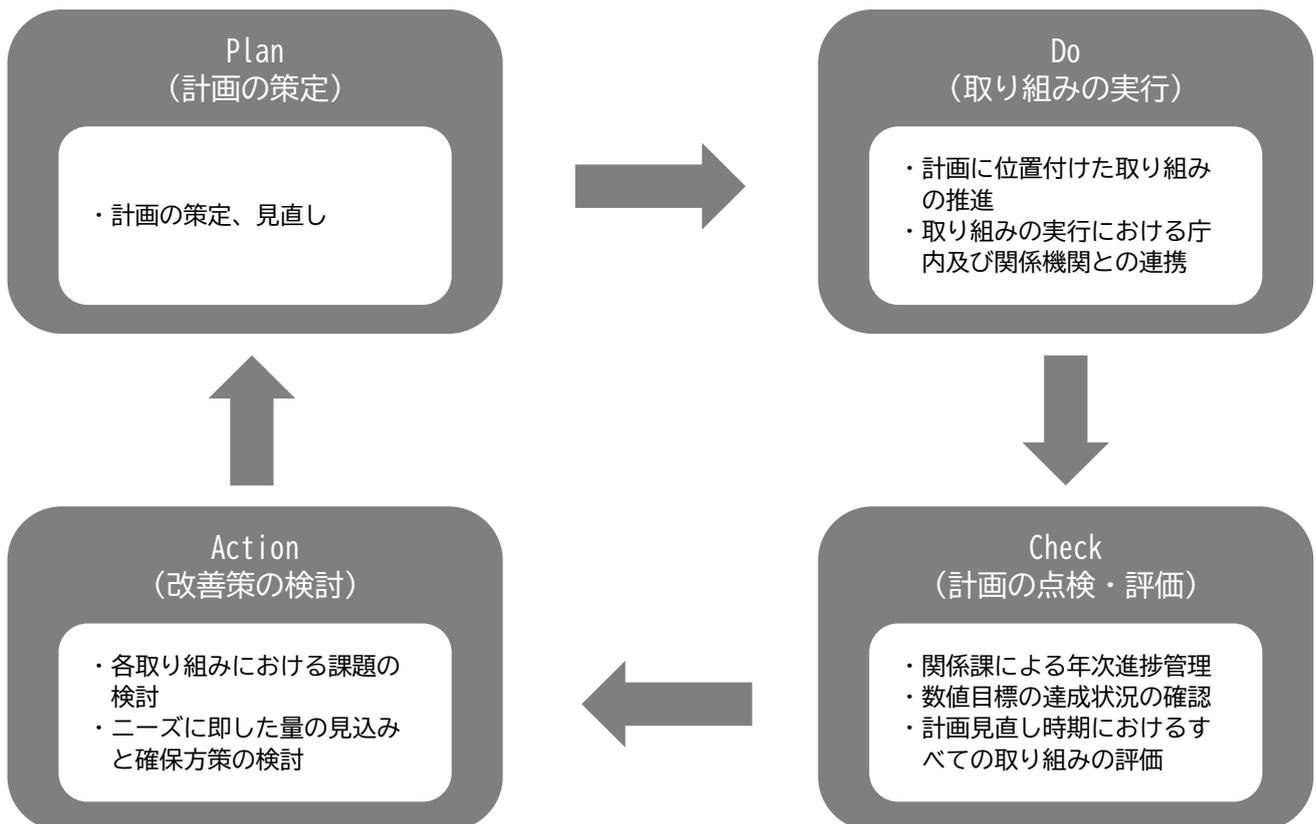
※令和6年度の8月時点月平均利用人数 65人 × 12か月 = 780人を量の見込みとし、その同数を確保方策として計上。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の進行管理手法と体制

本計画を推進していくには、計画に掲げた取り組みを着実に実施するとともに、取り組みの進捗・管理を行うことが重要となります。そこで把握した課題について検討し、計画を見直していくPDCAサイクルによって計画を推進していくものとします。

毎年、関係課による進捗管理を行うほか、本計画の3年目にあたる令和9年度には中間見直しを実施し、すべての取り組みについて評価します。



### 2. 庁内及び関係機関等との連携

計画に位置付けた取り組みを推進するにあたっては、福祉関係部署をはじめとした市長部局や教育委員会、教育・保育施設、社会福祉協議会、児童相談所などの関係機関、自治会や地域支えあい活動委員会等の地域やその他支援者との横断的な連携が必要不可欠であることから、包括的な相談支援体制を構築し、関係機関等の連携強化に取り組みます。

また、取り組みの中には制度や法律に基づく事業や広域調整が必要な事業等もあることから、必要に応じて県及び近隣市町村等と連携しながら取り組みを推進します。

### 3. こども・子育て支援事業債の活用について

「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード面）を速やかに実施できるよう、宜野湾市公共施設等総合管理計画を勘案して、子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）の必要な整備及び改修を行うにあたっては、こども・子育て支援事業債を活用します。